

奄美市景観計画



令和4年12月
奄美市

目次

第1章 はじめに.....	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 景観法の概要及び本計画の位置づけと役割	2
第2章 奄美市の概況	6
1. 自然的概況.....	6
2. 社会的概況.....	13
3. 関連計画の整理	16
第3章 奄美市の景観資源の現状と課題.....	26
1. 景観資源の現状と特性	26
2. 市民意向	37
3. 景観形成に向けての課題.....	56
第4章 景観形成の基本理念・将来像・基本方針.....	59
1. 基本理念と景観形成に向けての将来像.....	59
2. 景観形成に向けての基本方針	62
第5章 良好な景観形成のための行為の制限等	64
1. 景観計画区域.....	64
2. 良好な景観の形成のための行為の制限.....	66
3. 届出の流れ.....	71
第6章 特別景観区域の指定等.....	72
1. 特別景観区域の指定	73
2. 特別景観区域の届出対象行為と景観形成基準.....	76
3. 届出の流れ.....	80
4. 特別景観区域【候補地】の設定.....	81
第7章 景観重要建造物等の指定方針.....	82
1. 景観法に基づく各種制度の活用について	82
2. 景観重要建造物の指定方針	83
3. 景観重要樹木の指定方針.....	84
4. 景観形成上重要なその他の事項.....	85
第8章 景観形成の推進に向けて	89
1. 関係法令等の横断的な活用	89
2. 協働による景観づくり	89
3. 良好な景観形成へ向けた体制づくり	90

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、平成16年に「景観法」が施行されました。

奄美市では、奄美市特有の多様な生き物が息づく生態系とともに、自然と深く関わりながら形成された人々の暮らしや文化を価値ある資源として後世へ引き継ぐため、平成23年10月1日に、景観法に基づく景観行政団体に移行しました。平成29年3月には奄美群島国立公園に指定され、また、令和3年7月26日に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録されました。

こうした背景のもと、現在奄美市では、奄美市の景観を未来への財産として継承していくための基本的な方針を定め、良好な景観の保全・活用・育成を図ることを目的とした、景観づくりの指針となる「奄美市景観計画」を策定します。

なお、良好な景観の形成には、長い年月と継続した取組の積み重ねが必要であるため、本計画の期間は特に定めないこととしています。

計画の策定後は、特別景観区域の追加指定や、社会経済情勢の変化に即した景観形成基準の見直し等、適切な時期に景観計画の改訂を実施することとします。

◆景観とは

風景、景色、眺めなどとほぼ同じ意味です。

また、景観の評価は、目に映るものではなく地域の歴史や伝統、文化など、私たちの記憶や日常生活から生まれる雰囲気、さらには人が五感を通じて感じるすべてのものに影響を受けます。

『景観』 = 「眺められる対象そのもの（景）」 + 「眺める主体である人の感覚（観）」

そのため、景観は見る人の感じ方によって異なり、良好な景観とは単に「きれいな眺め」ということではなく、見る人が「好ましく誇りを感じる眺め」のことをいいます。



▲朝仁海岸



▲モダマ自生地

2. 景観法の概要及び本計画の位置づけと役割

(1) 景観法の概要

◆基本理念と責務

景観を正面から捉えた基本的な法制である景観法は、我が国で初めての景観に関する総合的な法律として、平成 16 年 6 月 18 日に公布されました。

景観法では、景観を整備・保全するための基本理念として、良好な景観は現在及び将来における国民共有の資産であること、地域の個性を伸ばすため多様な形成を図ることなど、地域の自然・歴史・文化・風土等により良好な景観は多様であることなどを示しているほか、住民や事業者、行政の責務を示しています。

◆景観法の基本理念（抜粋要約）

基本理念 1

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであるため、現在及び将来における国民共通の資産として、その整備及び保全が図られなくてはならない

基本理念 2

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであるため、適正な制限^{*1}の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない

※1 人々の生活や経済活動等に支障をきたすような過度の制限ではないものを表す。

基本理念 3

良好な景観は、地域の固有の特性^{*2}と密接に関連するものであるため、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう^{*3}、その多様な形成が図られなくてはならない

※2 地域において積み重ねられてきた暮らしやコミュニティ等を表す。

※3 画一的な整備を行うのではなく、個々の状況に応じた取組を表す。

基本理念 4

良好な景観は、観光や地域間の交流の促進に大きな役割を担うものである^{*4}ため、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない

※4 良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであることから、観光等の地域間の交流の観点からも、美しい景観づくりに大きな期待が寄せられている。

基本理念 5

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全するのみではなく、新たに良好な景観を創出する^{*5}ことを含むものとして行われなければならない

※5 大規模な土地利用の転換を図るべき地区における再開発事業や、シンボルロード、拠点施設整備等の地域の顔を創出し、再整備する事業、住商混在の既成市街地等における地域再生の取組等を表す。

◆ 景観法の主体の責務（抜粋要約）

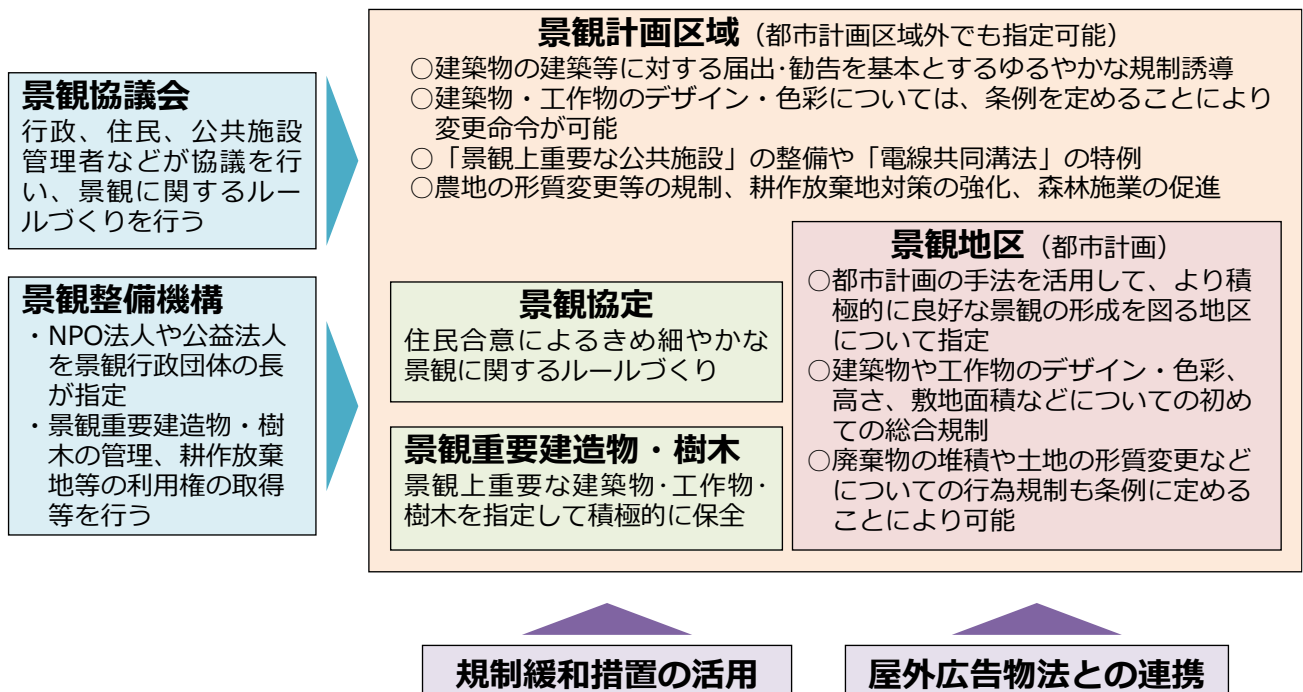
国は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。



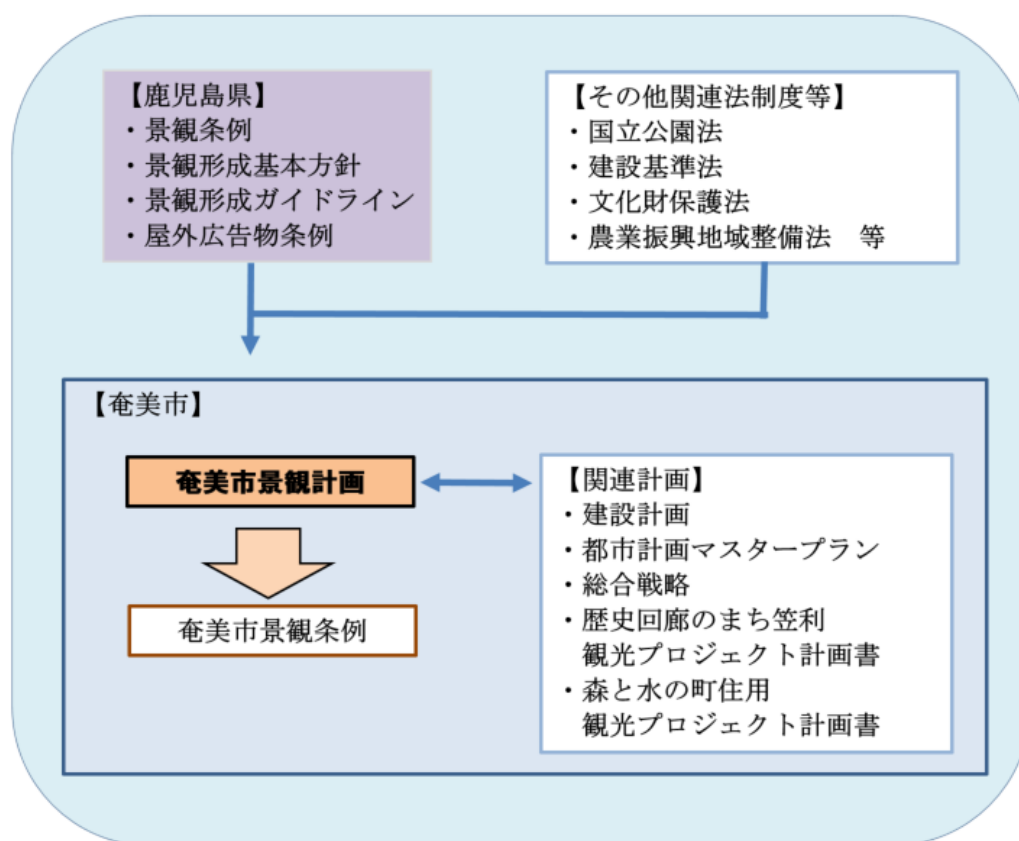
■ 景観法の制度イメージ

(2) 景観計画の位置づけ

景観計画の主眼は必ずしも強い規制をかけることではありません。市民一人ひとりの意向や思いが十分に反映され、「奄美市らしい景観」の意味や価値を再認識し、身近なところから景観をより良くする取り組みを実践できる計画であることが大切です。

奄美市景観計画は、各種関連計画に示される理念や将来像を、景観形成の面から実現していくための計画として位置づけます。

本計画は、景観法に基づく景観計画として策定するもので、鹿児島県が策定した「鹿児島県景観形成基本方針」等との整合・調整を図るとともに、市や県の関連分野の計画や法制度等との連携・調整を図ります。



■景観計画の位置づけ

(3) 本計画の役割

景観計画は、平成 16 年に制定された景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画です。景観計画を策定すると、景観計画区域内における建築物の建築等の行為が届出・勧告により緩やかに規制できるほか、景観重要建造物や景観重要公共施設の指定、景観協定など景観法に規定する制度が活用できます。

奄美市においても、市民及び本市へ訪れる人々の価値観は量から質へと変化しており、奄美独自の景観に接する機会と、これらを保全する意識等も高まってきています。景観計画を策定することで、長い年月をかけて形づくられてきた奄美の貴重な自然や歴史文化、景観資源を保全し、良好な景観の形成を推進します。

◆ 景観計画に定める事項

景観計画は、景観法の基本となる計画であり、景観の形成に関してその考え方を示し、区域を定めて一定の行為に対して景観形成上の基準を設けるものです。

景観法に基づき、景観計画に定める事項として「必須事項」と「選択事項」等があります。

◆ 必須事項

- 景観計画区域
- 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物・樹木の指定方針（指定対象となる建造物・樹木がある場合）

◇ 選択事項

- 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用の許可の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の特例に関する事項

★ 定めるよう努めるとされている事項

- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

景観法に基づく計画策定の意義

○ 対象とする区域が多様

⇒ 優れた景観のみならず、新たに良好な景観を形成すべきところも対象として可能

○ 都市景観に限定されない

⇒ 市街地のみならず、都市計画区域外の田園・里山等自然的景観も対象として可能

○ 景観計画区域や景観地区の規模要件はない

⇒ 景観計画区域が行政区域全体でもよく、指定箇所は複数でも可能

○ 現行の自主条例を活かせる

⇒ 現行自主条例の内容を活かした景観計画の策定が可能

○ 適用除外行為が制定できる

⇒ 特性に応じて届出勧告や許可対象に適用除外が設定可能

○ 建築物等のデザインも規制の対象

⇒ 建築物等の形態・色彩・意匠についても規制対象として可能

○ 他の法制度と連携が可能

⇒ 緑に関する法制度や屋外広告物に関する法制度との連携による景観形成が可能

第2章 奄美市の概況

1. 自然的概況

(1) 位置・地勢・気候

①位置

奄美市は、鹿児島県本土から南西に約 380km 下った海上にある奄美大島の北部にあります。308.27km²の面積を有していますが、合併により市の北部約 5 分の 1 である笠利地区が龍郷町を挟んだ飛び地として存在しています。

奄美群島は、鹿児島市の南西約 370~560km の範囲に広がる有人 8 島(奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島)の総称で、総面積は 1,239km² (奄美大島は約 720 km² で沖縄本島、佐渡島に次ぐ面積)です。本市は、その奄美大島の北部に位置する群島の拠点都市で、南は太平洋に、北は東シナ海に面しています。



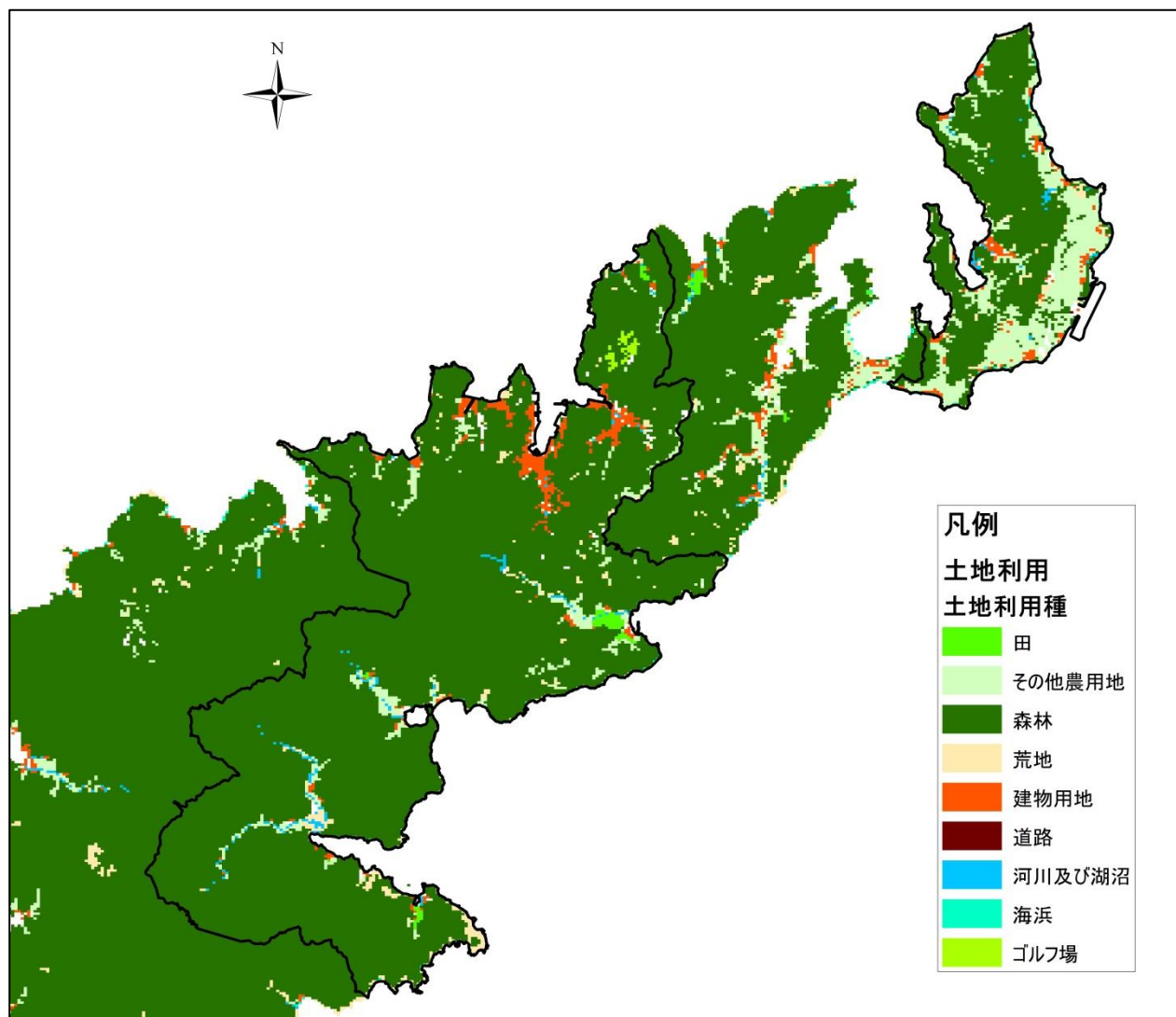
■ 奄美市の位置とアクセス ※奄美市ホームページより

②地勢

奄美市北部の笠利地区は比較的なだらかな地形で、太平洋側にはサトウキビ畑が広がっており、また美しい海岸線を有しています。奄美市中南部の名瀬地区、住用地区は大半を急峻な山岳部で占められており、海に面した扇状地等に市街地や集落が形成されています。また、学術的にも貴重な動植物が生息している地域でもあり、多くの範囲が奄美群島国立公園に含まれています。

市内最高峰は金川岳（528m）で主な河川は住用川（16.5km）、役勝川（14.5km）などとなっています。

土地利用をみると、ほとんどが森林となっています。農地は笠利地区の太平洋側に広く分布しています。名瀬地区での農地は古見方地区にまとまって分布しており、住用地区では川内川流域に比較的まとまって分布しています。建物用地として集中がみられるのは名瀬地区の市街地、上方地区、下方地区となっています。その他の地域では笠利地区の赤木名地区に比較的集中がみられ、それ以外は集落ごとの分布となっています。



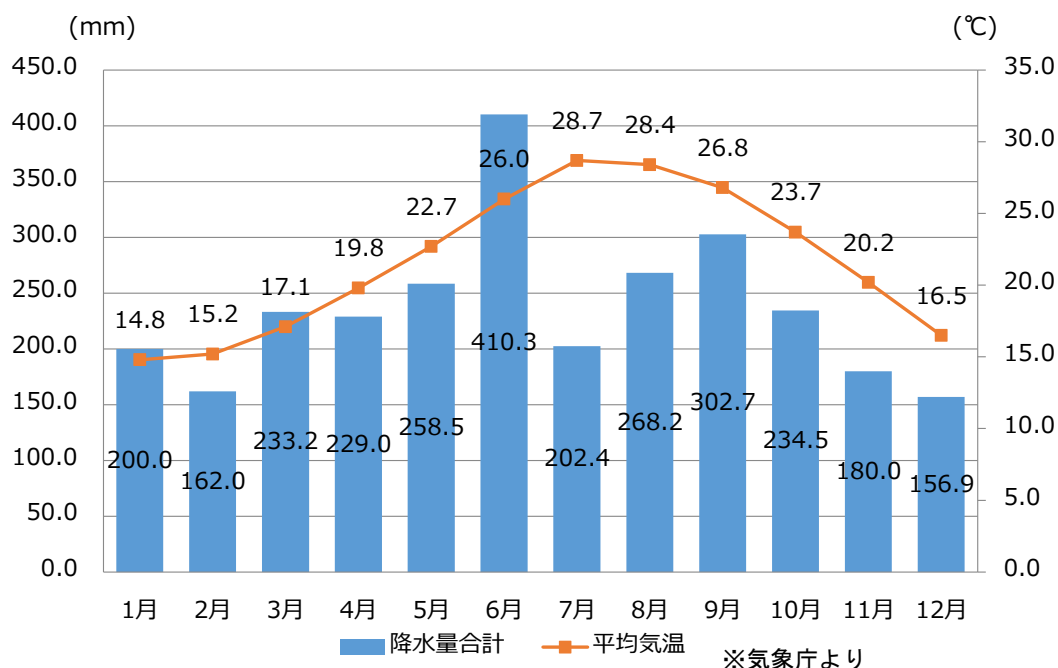
■奄美市の土地利用

※国土数値情報より

③気象

奄美大島の気候は亜熱帯海洋性で、四季を通じ温暖です。降水量は1年を通して多く、年間約2,800mmの雨が降ります。

1981～2010年の30年間の統計によると、日平均気温は10℃以下になる日がないため、本土で言う初冬、冬、早春、春に該当する季節が無く、晩秋からすぐ晩春の季節に入ることになります。梅雨は本土より1ヶ月も早く5月上旬に始まり6月下旬に終わります。また、日最高気温が25℃以上の夏日の期間が112日間もあり、九州の各地が約60日前後であることからすれば、その2倍も長いこととなります。台風の常襲地でもあり、1990年9月の台風19号が大きな被害をもたらした他、2018年9月には台風24号によって名瀬港の灯台が根元から倒壊し消失するなどの被害を受けています。



■奄美市の月別降水量と平均気温



▲山道に自生するヒカゲヘゴ

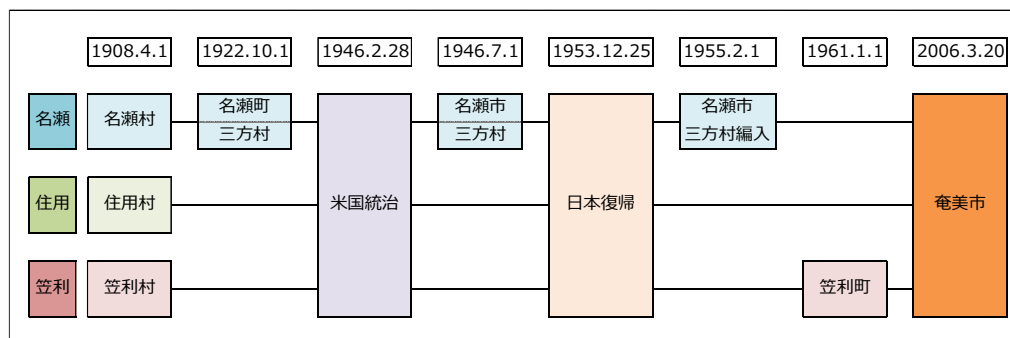
(2) 歴史・沿革

①奄美の歴史（概要）

先史時代
奄美の先史時代は、約三万年前の旧石器時代遺跡からはじまります。その後、約 7,000 年前頃から九州の縄文文化の影響を受けた奄美の縄文文化が開花します。弥生・古墳時代には、南海産の貝交易が盛行しました。
古代並行期（7～10 世紀）
この頃から中央政府は、奄美・沖縄の統治政策にのりだします。南の島々からも朝貢が行われるようになり、歴史書に「海見」等と記された地名が登場するようになります。この頃も漁労採集を営む暮らしが続いていました。
中世（11～15 世紀）
11 世紀頃から城久遺跡群（喜界町）やカムイヤキ陶器窯跡（伊仙町）の拠点的遺跡の出現を契機として、南の島々で稲作農耕が一斉に始まり、政治的社会的形成が進みます。
琉球国統治時代（15 世紀中頃～1609 年）
15 世紀初頭、沖縄本島に琉球国が成立すると、奄美群島は 15 世紀中頃には琉球国の統治下に組み込まれます。奄美の各集落に、国家祭祀を司る神女ノロが配置されました。
薩摩藩統治時代（1609 年～1868 年頃）
薩摩藩は、1609 年に琉球国に侵攻し、琉球国を支配しました。奄美は、行政的には琉球国から切り離され、薩摩藩に直接支配されましたが、所属は琉球国のままでした。1747 年の「換糖上納令」を契機に、税は米から砂糖に変わり、農民は苦しい生活を強いられました。
明治時代（1868～1912 年）
明治時代になると、薩摩藩統治下に置かれていた奄美は鹿児島県になります。奄美の砂糖の権益はそのまま県に引き継がれ、県は商社を組織化し、独占的な砂糖売買を続けました。
大正・昭和時代（1912～1946 年）
大島紬の生産が飛躍的に伸び、林業も盛んになり、奄美大島の基幹産業が発展した時期です。
米軍占領統治時代（1946～1953 年）
日本敗戦の翌年 1946 年から、北緯 30 度以南の南西諸島は、日本から行政分離され、米軍占領統治下に置かれました。群島の住民が団結して日本復帰運動が展開され、8 年間の占領統治後、1953 年に日本復帰を果たしました。
昭和時代（1953～1989 年）
再び鹿児島県として日本復帰して、「奄美群島振興特別措置法」による社会基盤整備事業等が進められるようになります。

②奄美市の沿革

1908 年 4 月 1 日に島嶼町村制度により、名瀬村、住用村、笠利村がそれぞれ発足しました。その後、第二次世界大戦後の 1946 年 2 月 28 日から米軍の統治下におかれましたが、7 年後の 1953 年 12 月 25 日に日本へと返還されました。1955 年 2 月 1 日の名瀬市への三方村編入を経て、2006 年 3 月 20 日に名瀬市、住用村、笠利町が合併し、奄美市となりました。



■ 奄美市の沿革概略

③奄美市の文化財

奄美市には、国・県・市の指定を受けた文化財が多く保存されており、市民や観光客にとって奄美の自然や歴史・文化などの特徴を知るための貴重な資料となっています。

また、奄美市は文化財保護基盤の整備・充実や文化財の継承・発展に向けて、平成23年3月には宇検村、伊仙町と連携して歴史文化基本構想を策定しており、平成27年には史跡赤木名城跡保存管理計画書を策定するなど、様々な取組を行っています。

天然記念物10件、史跡3件、重要文化財2件、登録有形文化財2件が国指定文化財となっています。

天然記念物

名称	所在地	指定年月日	所有者・管理者
アマミノクロウサギ(特)	奄美大島・徳之島	昭和38年7月4日	鹿児島県
ルリカケス	奄美大島・加計呂麻島・請島	大正10年3月3日	鹿児島県
神屋・湯湾岳	住用町・宇検村・大和村	昭和43年11月8日	農林水産省
アカヒゲ	奄美大島・徳之島	昭和45年1月23日	所在市町村
オカヤドカリ	南西諸島	昭和45年11月12日	所在市町村
オオトラツグミ	奄美大島	昭和46年5月19日	所在市町村
カラスバト	鹿児島県	昭和46年5月19日	所在市町村
オーストンオオアカゲラ	奄美大島	昭和46年5月19日	所在市町村
トゲネズミ(アマミトゲネズミ)	奄美大島・徳之島	昭和47年5月15日	所在市町村
ケナガネズミ	奄美大島・徳之島	昭和47年5月15日	所在市町村

史跡

名称	所在地	指定年月日	所有者・管理者
宇宿貝塚	奄美市笠利町宇宿	昭和61年10月7日	奄美市笠利町
赤木名城跡	奄美市笠利町里	平成21年2月12日	奄美市他
小湊フワガネク遺跡	奄美市小湊	平成22年8月5日	奄美市他

重要文化財

名称	所在地	指定年月日	所有者・管理者
泉家住宅	奄美市笠利町宇宿	平成6年7月12日	泉 一郎
小湊フワガネク遺跡出土品	奄美市立奄美博物館	平成28年8月17日	奄美市

登録有形文化財

名称	所在地	指定年月日	所有者・管理者
旧安田家住宅主屋	奄美市笠利町用安字東万川1505-1	平成19年12月5日	(有)しまおこしの里
園家住宅主屋	奄美市笠利町用安字竹作167-1	平成19年12月5日	園 博明

県指定文化財では天然記念物4件、史跡1件、無形民俗文化財2件、有形民俗文化財1件が登録されています。

天然記念物

名称	所在地	指定年月日	所有者・管理者
イシカワガエル	奄美大島	平成15年4月22日	所在市町村
イボイモリ	奄美大島・徳之島	平成15年4月22日	所在市町村
オットンガエル	奄美大島及び加計呂麻島	平成17年4月19日	所在市町村
アマミハナサキガエル	奄美大島・徳之島：地域を定めず指定	平成23年4月19日	

史跡

名称	所在地	指定年月日	所有者・管理者
城間トフル墓群	奄美市笠利町万屋	平成5年3月24日	笠利町教育委員会

無形民俗文化財

名称	所在地	指定年月日	所有者・管理者
節田マンカイ	奄美市笠利町節田	平成20年4月22日	節田マンカイ保存会
佐仁の八月踊り	奄美市笠利町佐仁	平成23年4月19日	佐仁八月踊り保存会

有形民俗文化財

名称	所在地	指定年月日	所有者・管理者
奄美のノ口関係資料	奄美市笠利町・奄美市名瀬・宇検村・瀬戸内町	平成15年4月22日	所在市町村教育委員会

市指定文化財としては名瀬地区で13件、住用地区で6件、笠利地区で20件の文化財が登録されています。

名瀬地区

種別	名称	所在地	指定年月日	所有者等
史跡	朝仁貝塚	奄美市名瀬朝仁町	昭和45年3月3日	奄美市
天然記念物	根瀬部地区自生タイワンヤマツツジ	奄美市名瀬大字根瀬部	昭和45年3月3日	根瀬部ツツジ保存会ほか
有形文化財（彫刻）	有盛神社の石造弁才天像	奄美市名瀬大字浦上	昭和47年3月2日	浦上町内会
天然記念物	有盛神社境内の森林	奄美市名瀬大字浦上	昭和47年3月2日	浦上町内会
有形文化財（彫刻）	小湊厳島神社の木造弁財天坐像及び黒漆塗り厨子	奄美市名瀬大字小湊	昭和47年3月2日	小湊
有形民俗文化財	小湊厳島神社の石燈籠及び手水鉢	奄美市名瀬大字小湊	昭和47年3月2日	
有形文化財（彫刻）	有良・厳島神社石祠および神体恵比寿像	奄美市名瀬大字有良	昭和59年11月20日	
有形民俗文化財	浦上ノ口祭祀具	奄美市名瀬大字浦上	昭和60年11月30日	
有形文化財（古文書）	南島雑話（写本五冊）	奄美市名瀬長浜町	平成3年5月22日	
有形文化財（彫刻）	大熊・龍王神社観音堂 石造観音坐像及び石造弁才天坐像	奄美市名瀬大字大熊	平成10年9月30日	
史跡	小湊フワガネク遺跡群	奄美市名瀬大字小湊	平成14年3月22日	
有形文化財（歴史）	奄美博物館所蔵・奄美群島日本復帰関係資料	奄美市名瀬長浜町	平成16年5月22日	
史跡	名瀬小学校敷地内の石段	奄美市名瀬永田町	平成25年10月28日	

住用地区

種別	名称	所在地	指定年月日	所有者等
天然記念物	マングローブ群落	奄美市住用町石原	平成4年9月1日	奄美市
天然記念物	モダマ自生地	奄美市住用町東仲間	平成4年9月1日	奄美市
史跡	サモト遺跡	奄美市住用町城	平成4年9月1日	奄美市
有形文化財（彫刻）	石像	奄美市住用町西仲間	昭和47年8月20日	奄美市住用町
無形民俗文化財	コメツキ踊り	奄美市住用町市	平成4年9月1日	市コメツキ踊り保存会
無形民俗文化財	ソノ踊り	奄美市住用町西仲間	平成4年9月1日	西仲間ソノ踊り保存会

笠利地区

種別	名称	所在地	指定年月日	所有者等
史跡	土浜ヤーヤ遺跡	奄美市笠利町土浜	昭和46年9月1日	奄美市
史跡	宇宿高又遺跡	奄美市笠利町宇宿	昭和51年12月25日	奄美市
史跡	アナバリトフル	奄美市笠利町手花部	昭和46年9月1日	奄美市
史跡	辺留城古墓	奄美市笠利町笠利	昭和46年9月1日	関係者
史跡	笠利大島奉行所跡	奄美市笠利町笠利	昭和46年9月1日	個人所有
史跡	津代古戦場跡	奄美市笠利町手花部	昭和46年9月1日	奄美市
史跡	大島仮屋跡	奄美市笠利町里	昭和46年9月1日	個人所有
史跡	赤木名観音寺跡	奄美市笠利町里	昭和46年9月1日	奄美市笠利町里集落
名勝	アマンデー	奄美市笠利町節田	昭和46年9月1日	奄美市笠利町節田集落
名勝	園家の庭園	奄美市笠利町用安	昭和46年9月1日	個人所有
天然記念物	手花部メヒルギ群落	奄美市笠利町手花部	昭和46年9月1日	奄美市
天然記念物	土盛子だき石	奄美市笠利町土盛	昭和46年9月1日	奄美市
有形文化財（古文書）	大島代官記写本	奄美市笠利町外金久	昭和46年9月1日	個人所有
有形文化財（古文書）	永代大雑書	奄美市笠利町里	昭和46年9月1日	個人所有
有形文化財（歴史）	笠利村教育資料	奄美市笠利町笠利	昭和46年9月1日	奄美市教育委員会
有形文化財（歴史）	前島友庵の墓地	奄美市笠利町里	昭和46年9月1日	個人所有
有形文化財（歴史）	手花部の墓石	奄美市笠利町手花部	昭和46年9月1日	奄美市
有形文化財（彫刻品）	美財天（蒲生神社）	奄美市笠利町屋仁	昭和46年9月1日	笠利町屋仁集落
無形民俗文化財	宇宿稲すり踊り	奄美市笠利町宇宿	昭和46年9月1日	宇宿稲すり踊り保存会
無形民俗文化財	用シュンカネクワ	奄美市笠利町用	昭和52年7月11日	用シュンカネクワ



▲佐仁の八月踊り



▲モダマ

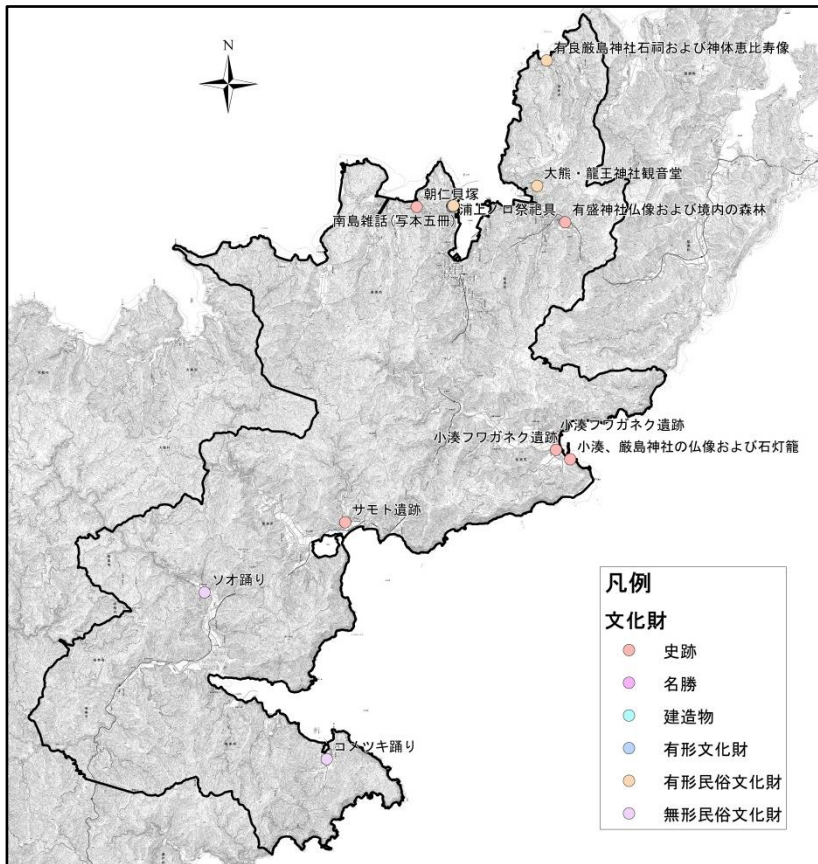


▲朝仁貝塚



■ 笠利の文化財

※平成 26 年都市計画基礎調査より



■ 名瀬・住用の文化財

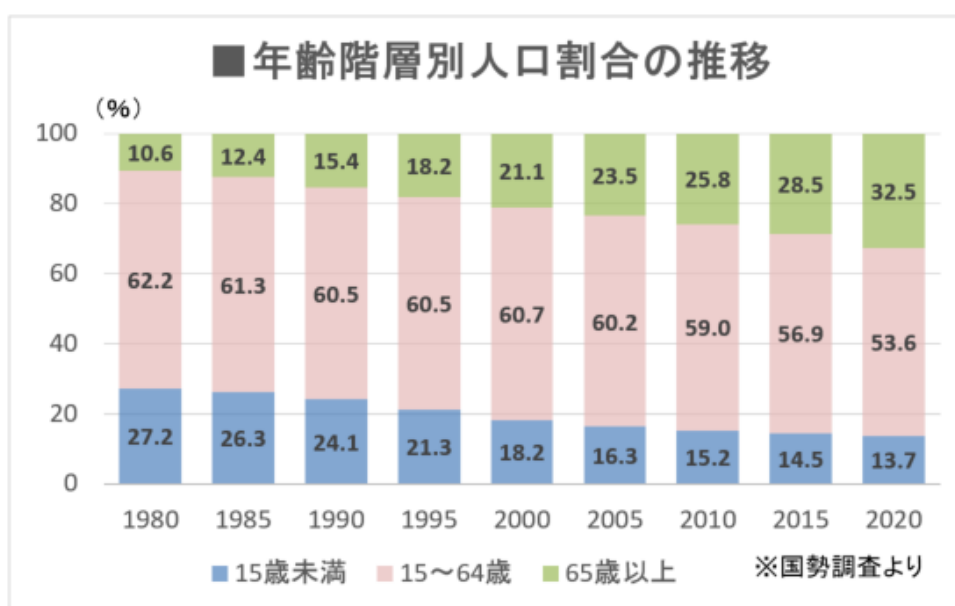
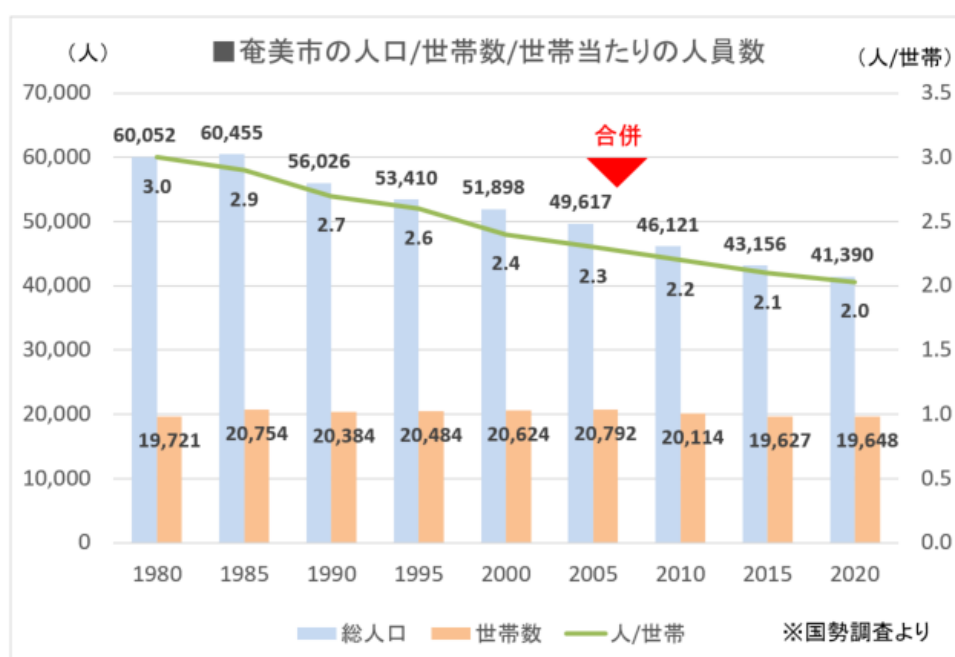
※平成 26 年都市計画基礎調査より

2. 社会的概況

(1) 人口

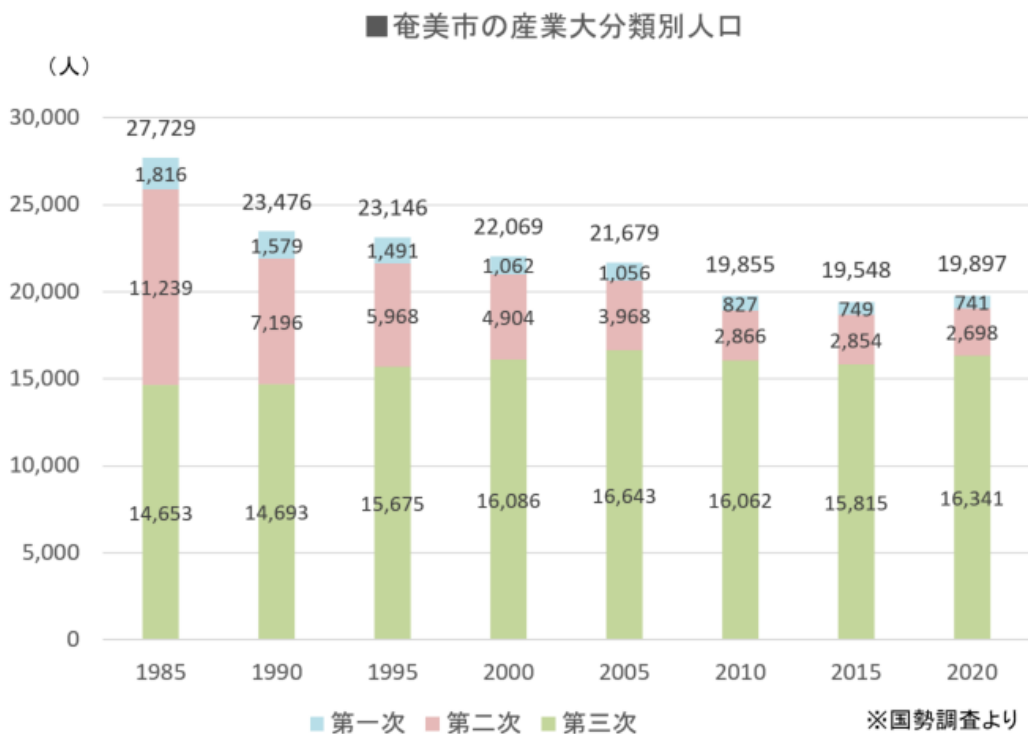
1985年をピークに人口は減少を続けています。2020年時点では41,390人と5年前に比べ1,766人減少しています。また、15歳未満の人口が減少傾向にあり、65歳以上が増加傾向の、いわゆる少子高齢化が進行しています。労働力の担い手となる15～64歳の人口も減少傾向にあります。

世帯数をみると、20,000世帯程度で推移していますが、2015年には1980年以来35年ぶりに20,000世帯を下回っています。世帯当たりの人員数は1980年から減少傾向にあり、2020年には2.0人/世帯となっています。



(2) 産業

2020年の就業人口は19,897人となっており、総人口の48.0%となっています。1985年から減少を続けてきましたが、2020年には第三次産業の増加に伴い全体も増加に転じています。1985年から1990年にかけては4,000人以上就業人口が減少しており、そのほとんどは第二次産業となっています。その後も第二次産業は他の産業に比べて減少を続けています。



▲屋仁川通りでのイベント

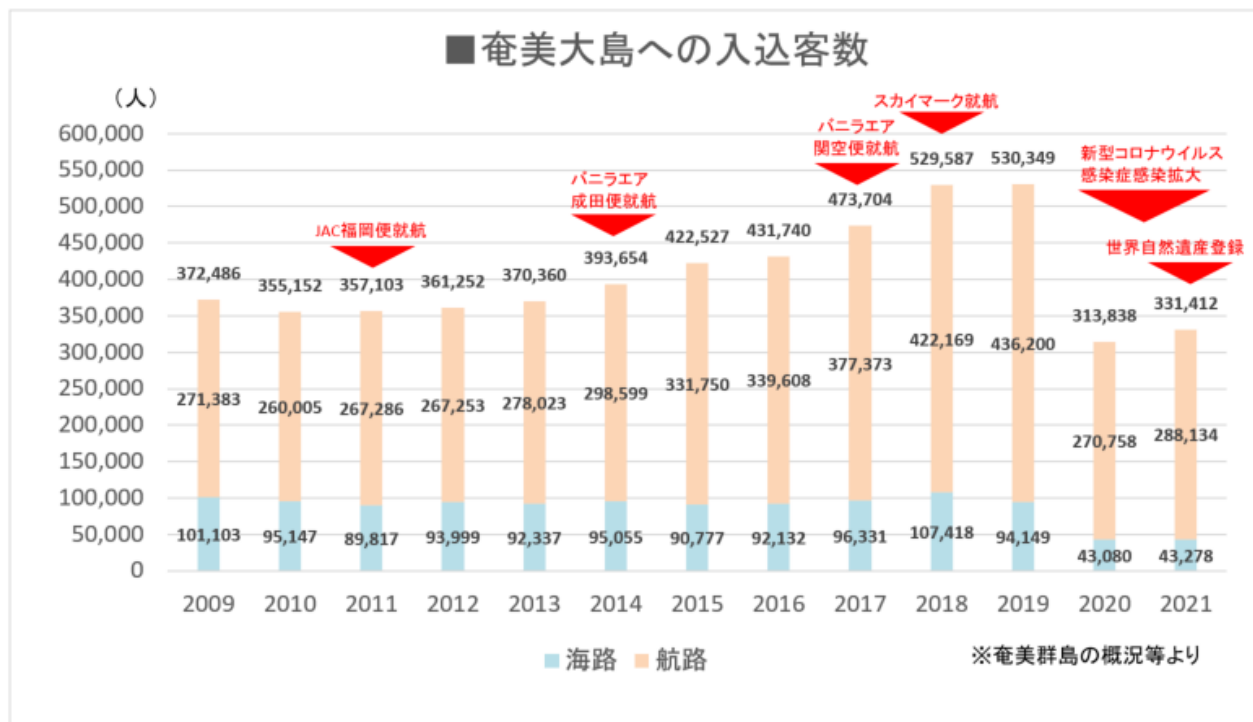


▲中央通りアーケード

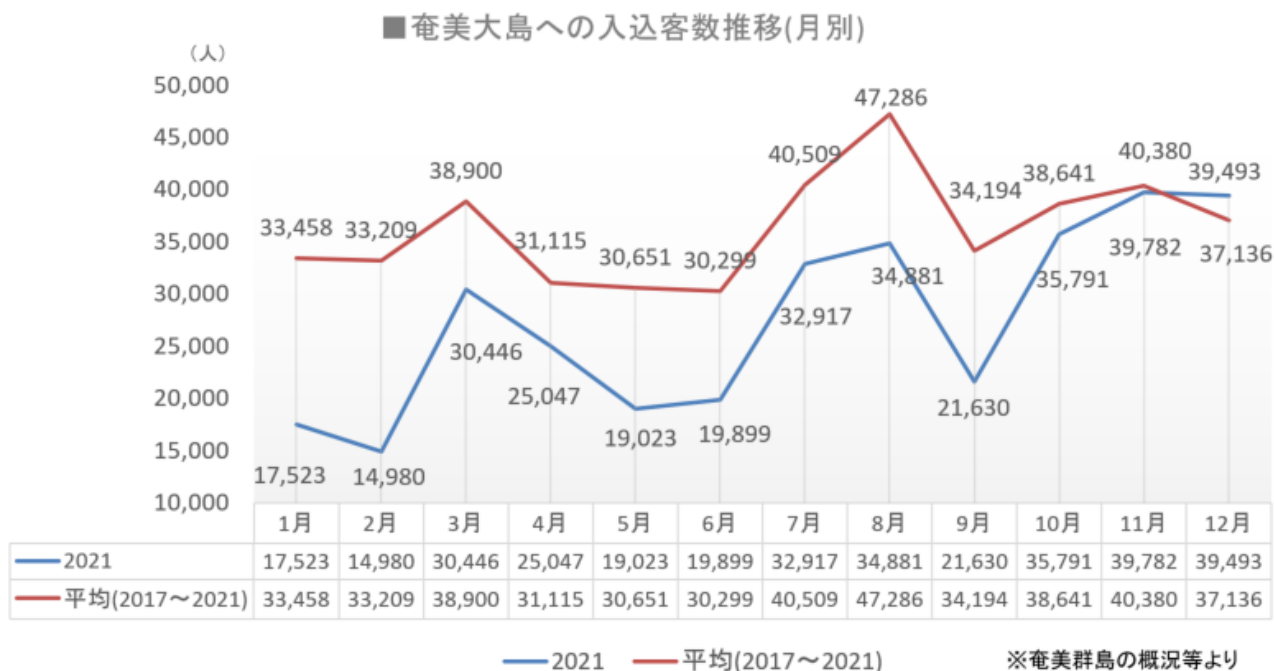
(3) 観光

入込客数については、格安航空会社による成田ー奄美大島線及び関西ー奄美大島線の就航や、クルーズ船の寄港回数の増加、鹿児島ー奄美大島線への新規航空会社参入、奄美群島アイランドホッピングルートの運行開始などにより、令和元年までは増加を続け、令和元年は、記録の残る昭和45年以降で最高を更新して約53万人の入込となりました。

令和2年以降については、新型コロナウイルス感染症の影響により、航空便は運休・減便が発生し、クルーズ船の寄港もなかったことから、入込客数は大幅に減少しました。



入込数を月別にみると、2021年と過去5年間平均（2017～2021年）ともに、8月が最も多くなっています。2021年については新型コロナウイルス感染症の影響による減少があります。



3. 関連計画の整理

(1) 関連計画

～しあわせの島へ～奄美市『攻め』の総合戦略 2020
(まち・ひと・しごと創生総合戦略) (2020～2024 年)

●『攻めのポイント』

- (1) 観光で攻める！
- (2) 仕事づくりで攻める！
- (3) 少子化対策で攻める！

●島の目指すべき姿(基本目標)

- 経済的に自立した島
- 子育てに適した島
- 皆が知恵を出し実行する島
- 豊かな自然と伝統を守る島

●基本方針

- 1.みんなの役割(体制)
- 2.施策の進捗管理(PDCAの着実な実行)

●『攻め』の戦略全体像

基本目標Ⅰ 経済的に自立した島

- └ 取組の基本的方向1 奄美大島観光ブランドの構築
- └ 取組の基本的方向2 観光受入体制
- └ 取組の基本的方向3 働く場支援

基本目標Ⅱ 子育てに適した島

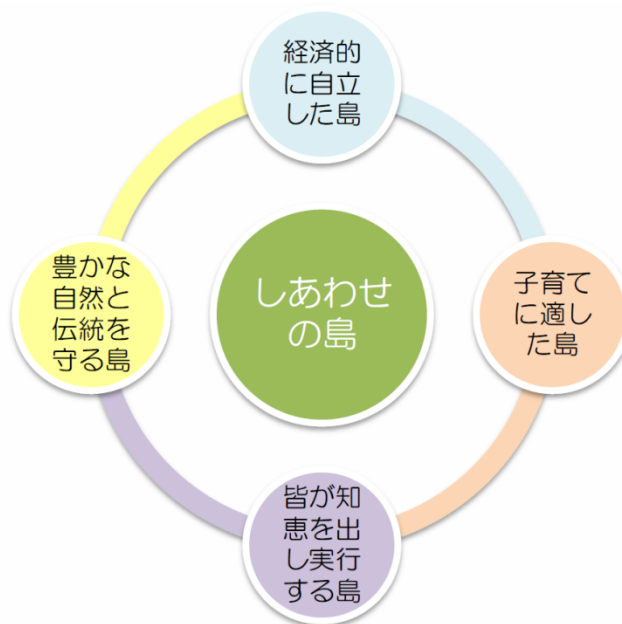
- └ 取組の基本的方向4 子(くわ)さばくり応援
- └ 取組の基本的方向5 定住支援

基本目標Ⅲ 皆が知恵を出し実行する島

- └ 取組の基本的方向6 「シマに学ぶ」環境づくり
- └ 取組の基本的方向7 地域づくり

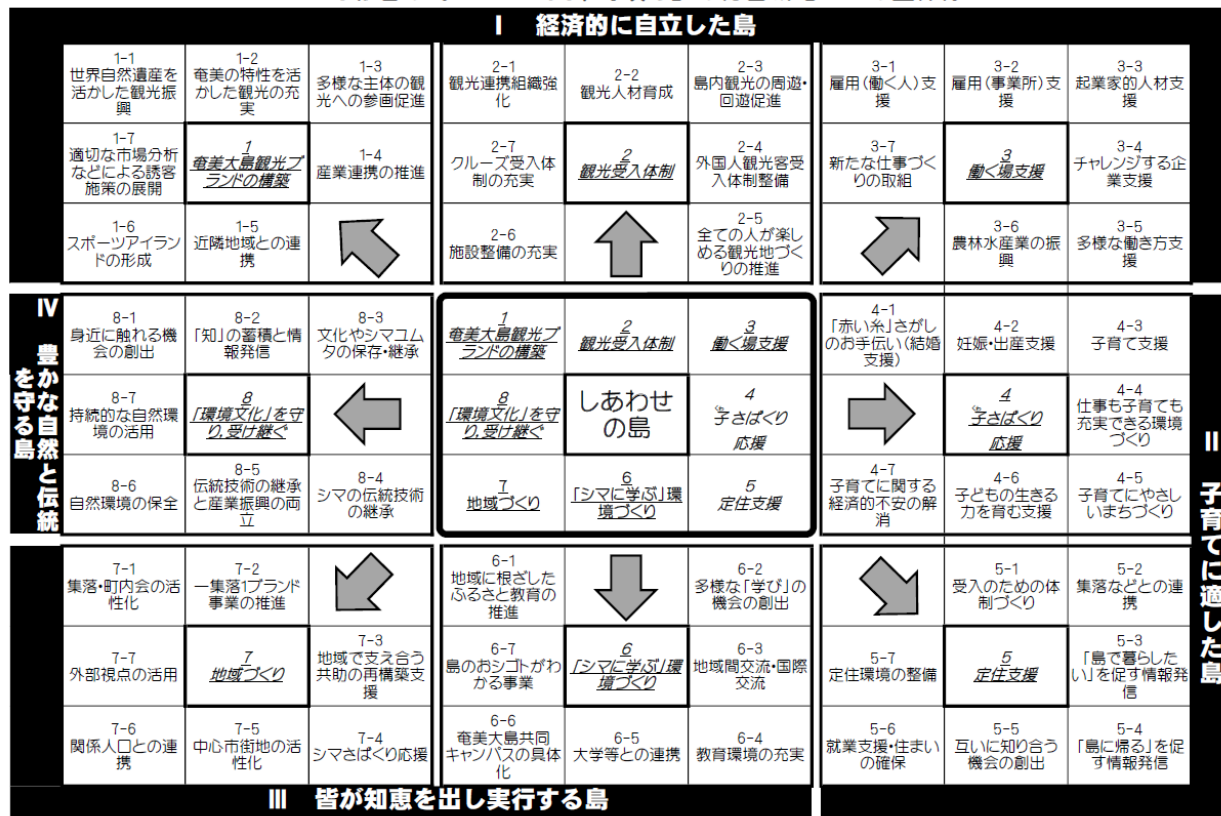
基本目標Ⅳ 豊かな自然と伝統を守る島

- └ 取組の基本的方向8 「環境文化」を守り、受け継ぐ



島の目指すべき姿

～しあわせの島へ～ 奄美市『攻め』の総合戦略2020の全体像



■都市づくりの基本構想

1.都市づくりの理念

歴史をつむぎ未来へはばたく、
都市と自然が共生するきよらの郷

2.都市づくりの目標

●観光交流

└ 奄美の資源を生かした個性的な魅力により活発な交流を育むまち

- ・「道の島＝交流の島」として、個性的な交流圏を構築します。
- ・奄美固有の文化や自然環境を生かし魅力あるまちづくりを進め、国内外の多くの人々が訪れる、観光交流のまちづくりを進めます。
- ・地域（拠点、集落等）が持つ個性の発揮と、これら地域を連携し一体性のあるまちづくりを進めます。（交流基盤の整備）

●活力 賑わい

└ 奄美群島の“中心都市”として、都市活力を再生・創出する持続可能なまち

- ・奄美群島の中心都市として、奄美群島全体の発展を牽引していくため、奄美市の顔となる「名瀬中心拠点」の賑わいや活力を維持・創出し、拠点性を高めます。
- ・各地域の拠点となる地区周辺において、地域住民の生活を支える機能やサービスを確保し、地域の持続可能性を高めます。

●共生 定住

└ 奄美らしさを受け継ぐ自然や文化と共生し住み続けることができる幸福度が高まるまち

- ・「奄美らしさ」の象徴となる受け継がれる豊かな自然や文化を大切にし、都市と自然が共生するまちづくりを進めます。
- ・自然と共生する魅力的なまちづくりを進め、住みたい・住み続けたいと感じるまちづくりを進めます。
- ・これまで整備してきた都市施設を有効に活用するほか、自然災害に対する安全・安心な都市づくりを進めます。

■分野別方針

8.景観整備の方針

<景観整備の基本方針>

- 奄美の歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かして、個性的で魅力のある景観の形成に取り組みます。

<戦略的まちづくりに係る景観整備の方針>

<観光交流>

- 奄美の美しい自然を骨格として、景観の保全・創出により、観光の振興や人と自然の交流を創出します。

<活力賑わい>

- 市民・事業者との協働による景観整備により、賑わいのある都市づくりを推進します。

<「景観整備の方針」の体系>

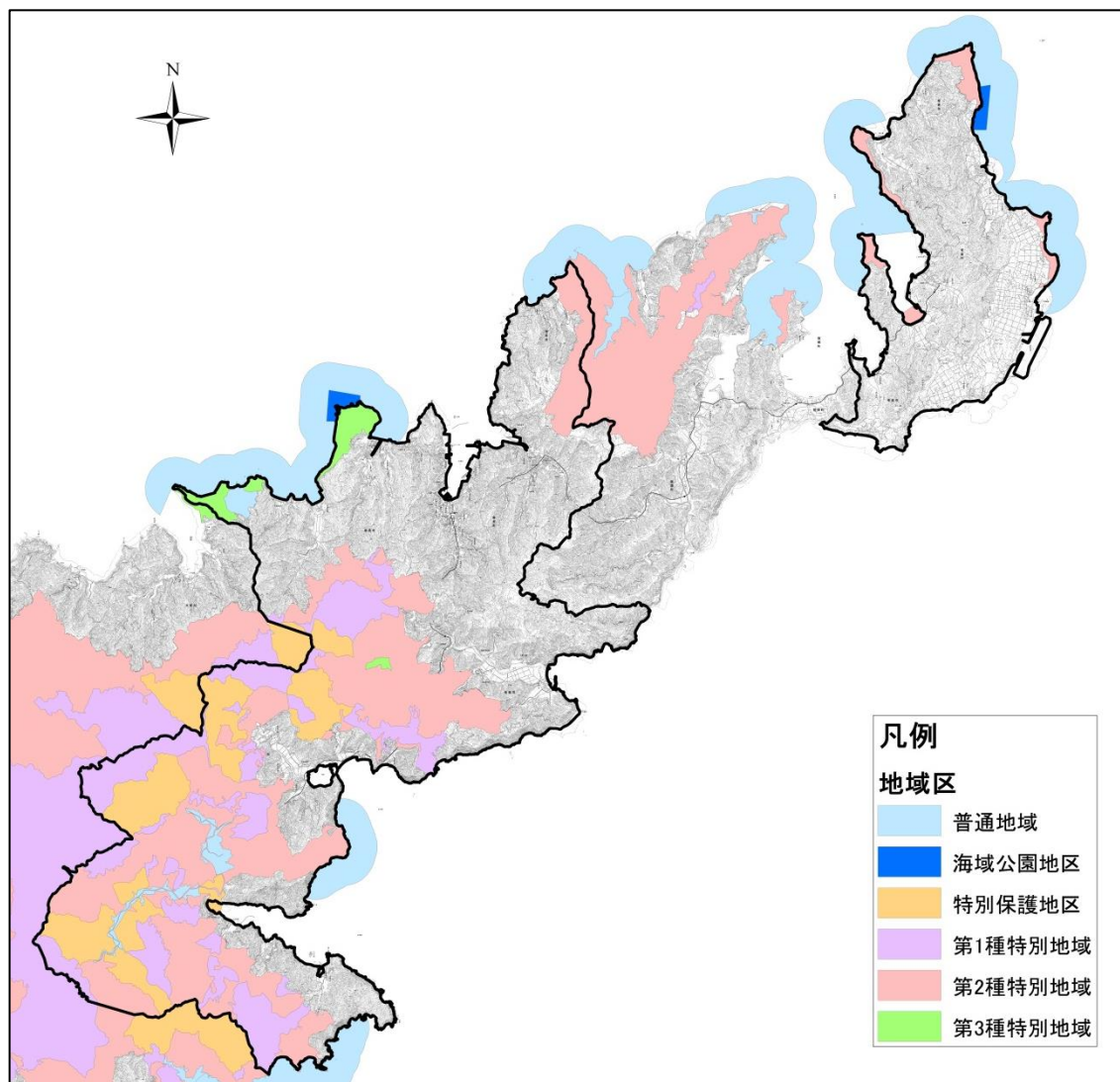
体系	
(1) 奄美らしさを演出する 景観の保全・創出	①自然景観 ・自然景観の保全 ・観光拠点・自然交流拠点の景観の保全・創出 ・海へのビスタ確保
	②エントランスの景観 ・海の玄関口 ・空の玄関口 ・観光・交流軸
	③市街地の景観
	④個性豊かな「シマ」「文化」景観
(2) 都市の魅力を高める 景観の保全・創出	①都市景観 ②シンボリックな都市景観の創出
(3) 景観整備・誘導	①規制・誘導策
	②協働による景観づくり

(2) 土地利用法規制

① 国立公園

平成 29 年 3 月 7 日に奄美群島国立公園が誕生しました。

国内最大規模の亜熱帯照葉樹林が広がるとともに、大陸や日本本土との分離・結合を繰り返した島々の地史を背景に、アマミノクロウサギをはじめとする多種多様な固有で希少な動植物が生息・生育し、世界的北限に位置するサンゴ礁、マングローブや干潟等多様な自然環境を有する地域として陸域 42,181ha、海域 33,082ha が対象区域となっています。



■ 奄美の国立公園

※環境省_生物多様性センターより

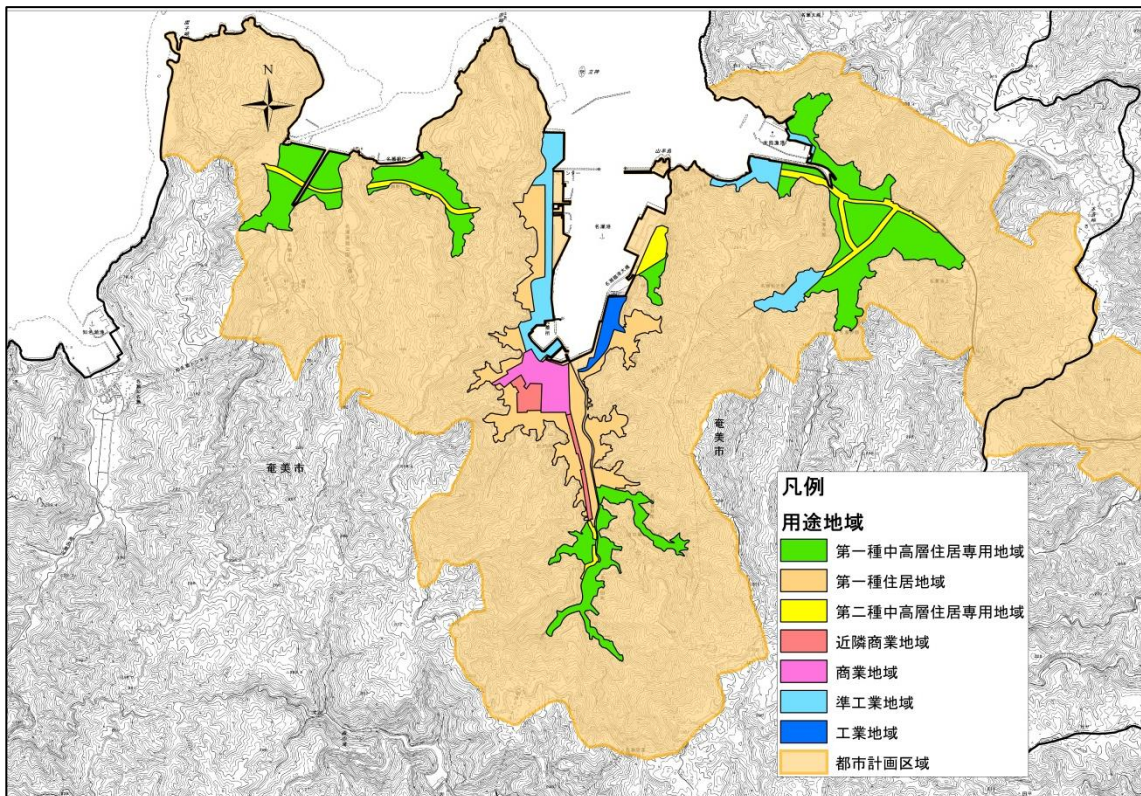
②都市計画区域

奄美の発展を牽引する中心的な役割を持った都市計画区域として、「都市計画法」に基づき、奄美市名瀬から龍郷町にまたがる区域を名瀬都市計画区域と定めています。名瀬都市計画区域は非線引き都市計画区域となっています。

本市の7つの用途地域が定められ、建物の用途、高さなどの建築制限が都市計画決定されています。また、中心市街地では郊外の大型店舗の出店のため商業機能の衰退が顕著となり、都市再生に向けた取り組みが必要となっているため、郊外の大規模集客施設及び大規模小売店舗の建築制限を行い、商業機能が集約された中心市街地へ誘導を図ることを目的に、都市計画区域内の全ての準工業地域及び工業地域を対象として「特別用途地区」が都市計画決定されています。(平成24年6月4日)

あわせて、「奄美市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」により、特別用途地区内の建築制限及び既存の建築物に対する制限の緩和状況を定めています。

第一種中高層住居 専用地域	中高層住宅を中心とした住宅街です。一定の店舗も建てられます。
第一種住居地域	住居の環境を守るための地域です。事務所やホテルは建てられますが、大規模店舗は建てられません。
第二種中高層住居 専用地域	主に中高層住宅のための地域です。中小規模の店舗や、事務所も建てられます。
近隣商業地域	近隣住宅地の利便のため、店舗や事務所が建設できる地域です。住宅も建てられます。
商業地域	店舗や事務所が中心となり、映画館などの娯楽施設も建てられます。住宅や小規模の工場も建てられます。
準工業地域	主に軽工業の工場が建設できる地域です。
工業地域	工場が中心となる地域です。住宅や店舗も建てられますが、学校などは建てられません。



■奄美市の都市計画区域と用途地域 ※平成26年都市計画基礎調査より

③農業地域

「鹿児島県農業振興地域整備基本方針（令和4年6月変更）」では基本方針を次のように定めています。

農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）

本県は、本土の最南部に位置し、県土の総面積は、約9,187㎢で全国第10位、2,643kmの長い海岸線を持ち、太平洋と東シナ海に囲まれた南北約6,000kmにわたる広大な県土を有している。また、種子島、屋久島、奄美群島をはじめとする多くの離島は、本県総面積の約27%と大きな比重を占めている。

農業上の土地利用については、農用地が食料の安定的供給を確保するための基礎的資源であるとともに、県土及び自然環境の保全等の多面的機能を発揮していることから。現況が農用地である土地は極力その保全と有効活用を図る。また、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から、農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保し、整備することを原則とする。

特に、農用地区域内の土地については、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、効率的な土地利用と生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、農用地利用計画において指定された用途以外に供されないようにするものとする。

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (ha)
大島農業地帯 (奄美市)	奄美地域 (奄美市)	都市計画法の用途地域及び臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 8,422 (農用地面積 2,317)

農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

「畑」の整備

農地面積の約7割を占める畑地においては、収益性の高い安定した畑作経営のため、地形や地域特性に応じて、ほ場整備や用排水施設、農道等の農業生産基盤の整備を進める。また、これまで整備してきた施設についても、安定的な用水供給機能を確保するため、予防保全対策や適時適切な更新整備をすすめる。

「樹園地」の整備

鹿児島県果樹農業振興計画に基づき、樹園地の集約を図り、生産性の向上と高品質果実生産が可能な園地を整備する。併せて、園内作業道の整備や小規模の基盤整備に加え、スピードスプレヤー等の省力機械、自動除草やドローン防除等、スマート農業が導入可能な園地整備に努める。

「採草放牧地」の整備

鹿児島県酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき飼料基盤の確保を図るため、飼料畑や草地の造成・整備・改良等を進めるとともに、農地中間管理事業等を活用して農地集積を推進することにより、飼料生産基盤を強化する。

農用地等の保全に関する事項

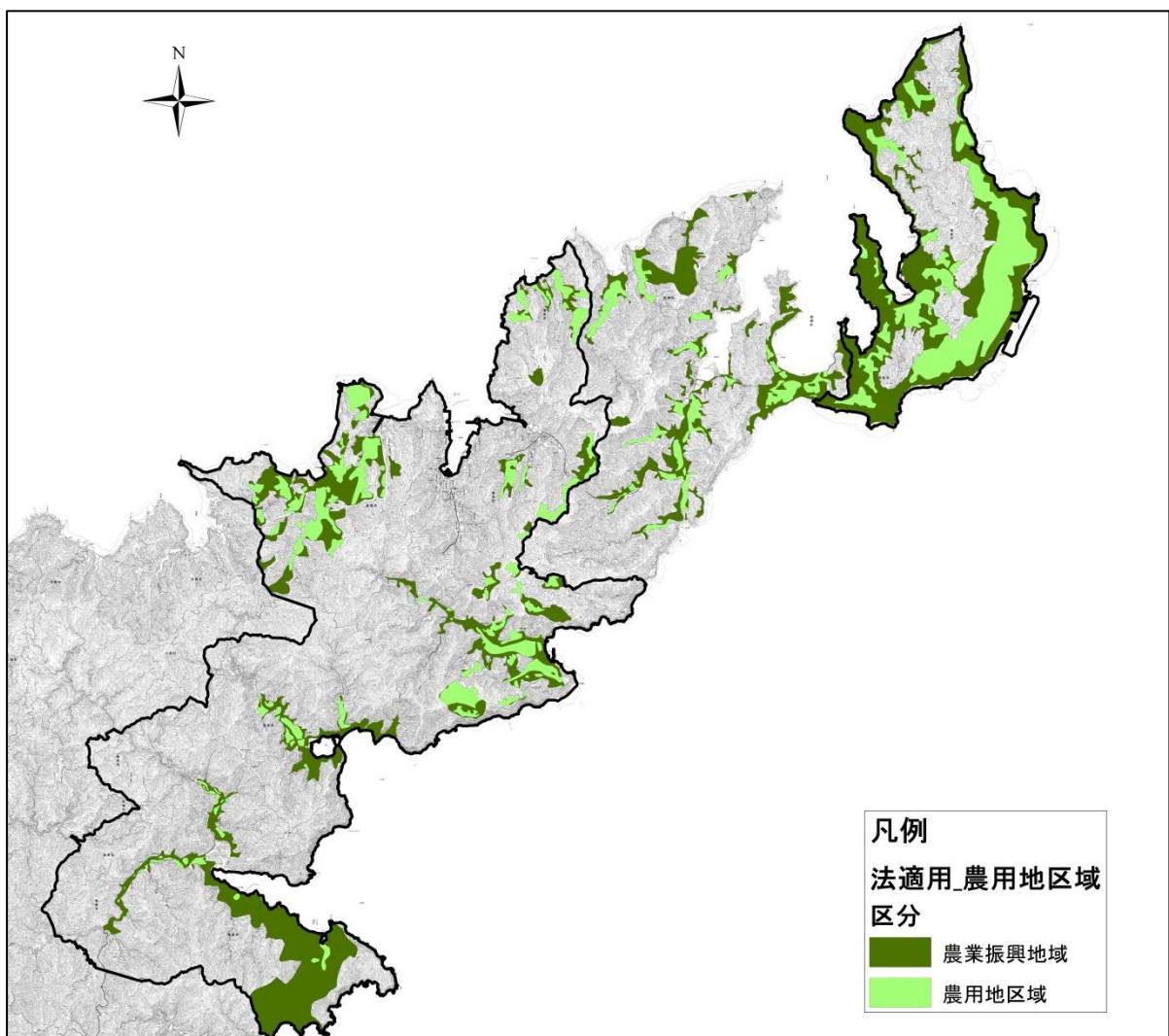
本県は、台風常襲地であることに加え、集中豪雨等も多く、県土の約半分はシラス等の特殊土壌が占めているから、災害の発生しやすい条件下にある。また、営農形態や土地利用の変化、農業用防災施設の老朽化も進んでいることから、地域全体の防災計画に沿って農地の保全・整備を

行う必要がある。

農業用ため池等を整備するとともに、農業用防災ダム施設の更新、特殊土壌地域における農地の浸食・崩壊を防止するための排水施設の整備、農村と農業用施設等の一体的な防災・減災対策のほか、高潮や津波等による農地の被害を防止するための海岸保全施設の整備や施設の長寿命化を計画的に進める。

また、荒廃農地は、減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあり、荒廃農地の発生防止と利活用を図る必要がある。

このため、市町村や関係団体等と連携しながら、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化や荒廃農地の基盤整備等による活用を推進するとともに、中山間地域等直接支払集落協定に基づく農地の保全活動を進める。



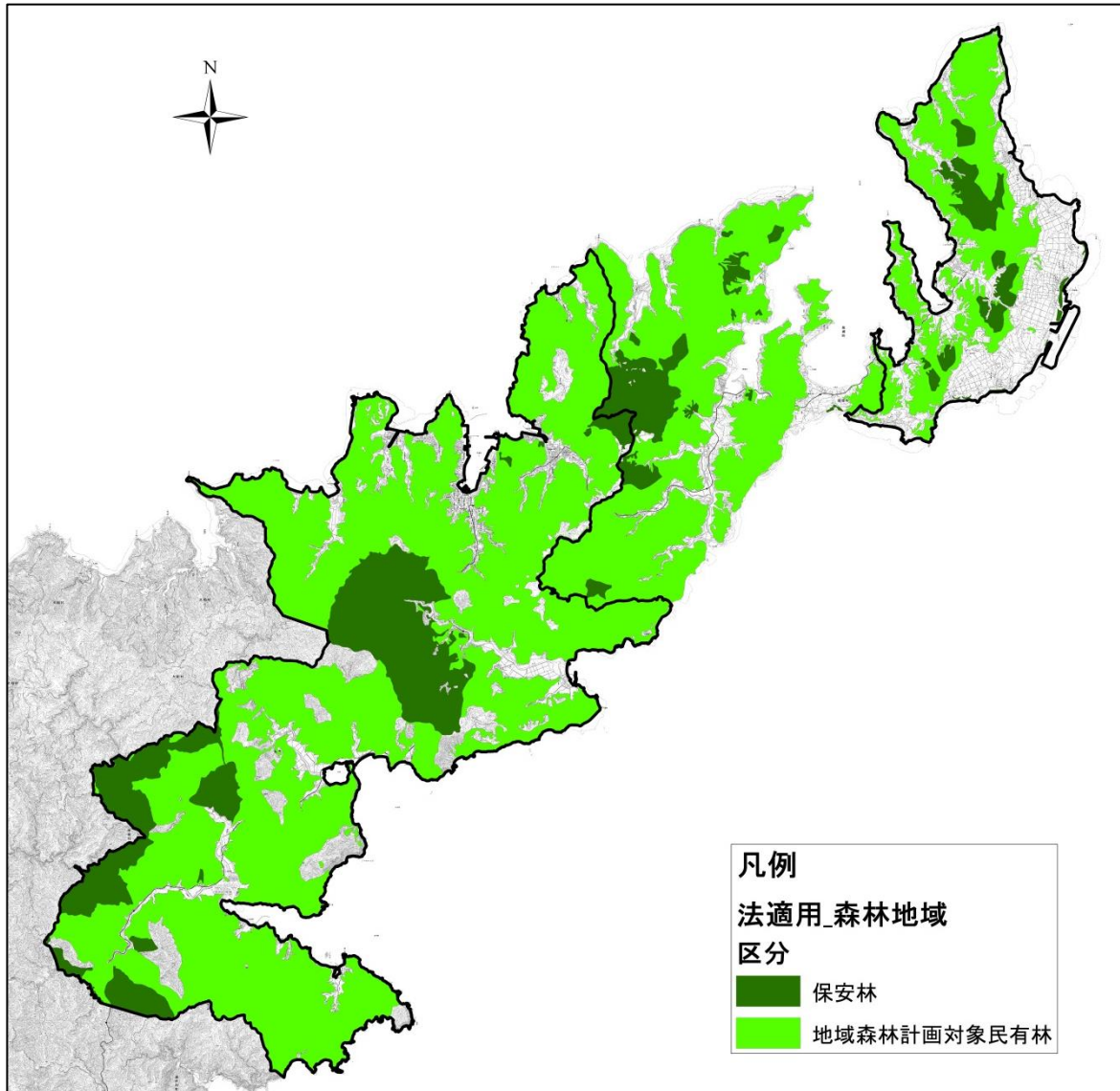
※平成 26 年都市計画基礎調査より

■ 奄美市の農用地区域

④森林

奄美市では「森林法」による地域森林計画対象民有林及び保安林の区別がされており、これらを森林地域として定めています。

また、保安林は、水源の涵養のため、土砂流出・土砂崩壊防備などの災害防備のため、生活環境の保全などの保健・風致の保存等のために計画的な整備を推進することとしています。



■奄美市の森林地域

※平成 26 年都市計画基礎調査より

第3章 奄美市の景観資源の現状と課題

1. 景観資源の現状と特性

奄美市の景観を自然、歴史・文化、まちなみ、集落と生業・暮らしの4類型に分け、名瀬、住用、笠利の3地区ごとにそれぞれの景観資源と、その現状と特性について整理します。

(1) 自然

地区	代表的な景観資源	現状・特性
名瀬 小宿	・大浜海浜公園	名瀬市街地から一番近い海岸であり、峠を越えた先に公園がある。その奥には白い砂浜とサンゴ礁の海が広がり、国立公園第3種特別地域に含まれる。美しい夕日スポットとしても知られ、日本の渚百選に選ばれている。峠の法面はコンクリート吹付となっている。
市街地	・おがみ山公園	名瀬の神山としてシンボリックな存在であり、聖地として考えられていたため、かつては入山や樹木の伐採も禁じられていた。現在は展望広場や公園があり名瀬湾や名瀬の市街地を一望できる。
大熊	・大熊展望台	名瀬市街や名瀬港が一望できる展望台。近年新しく整備され、夕日の眺望スポットとしても知られる。
朝仁	・赤崎公園	名瀬長浜町と朝仁の間にある赤崎の上に位置する。きれいな夕日を眺めることができる。レクリエーションの拠点として機能向上や自然とのふれあい、周辺景色を眺望する場として再整備が望まれている。
朝戸	・金作原	奄美大島を代表する森林であり、数多くの希少動植物が生息・生育している。緑の間から差し込む陽光が神秘的で亜熱帯の彩りを感じることができる。
根瀬部	・根瀬部自生タイワンヤマツツジ	南方系のツツジ属であるタイワンヤマツツジの群生地、植物生態、分布などのうえから学術的に貴重なものであり、市文化財に指定されている。
金久町	・らんかん山公園	幕末に奄美大島に4箇所建設された白糖製造工場の工事を手がけたアイルランド人技師のトーマス・J・ウォートルスの居館が所在した。西洋人(蘭)の館があったという意味で「蘭館山」と呼ばれるようになった。らんかん公園があり矢之脇町、塩浜町の街並みが見下ろせる。

地区		代表的な景観資源	現状・特性
住 用	城	・内海	川と海の間にある汽水域。凧時の静かな水面は鏡のように空と山を映し出す。内海公園バンガローが整備されている。
	市	・トビウ島	市集落の目の前約 300m先に浮かぶ島。市の女神と喜界島の女神によるカ比への伝説が残る。荒崎展望台からその姿を見下ろすことができる。
	石 原	・マングローブ林 (市指定文化財_天然記念物)	役勝川と住用川の合流する河口域に 71ha 以上にわたって熱帯・亜熱帯地域を感じる風景が広がっている。メヒルギを主とするマングローブ群落が発達する地区で、当該国立公園のなかでも特異な景観を有することから、その景観と水生生物の生息地を保護するため、国立公園特別保護地区に指定されている。
	川 内	・フナンギョの滝 (一集落 1 ブランド)	熱帯広葉樹林が覆う山道を 10 分程度歩いた先にあるとても美しい滝。「フナンギョ」とは「舟行」の意味で、昔舟をつくるための木を切り出した場所であったことから付いた名といわれる。
	城	・城海岸	城のすぐ奥が内海となっており、波のある城と波静かな内海が実に対照的な景観を形成している。太平洋に面していてウネリが入ってくるため、サーフスポットでもある。
	東 仲 間	・モダマ自生地 (市指定文化財_天然記念物) (一集落 1 ブランド)	市の文化財に指定され、奄美では住用にしか自生していないマメ科植物モダマの群生地。奥には滝があり、モダマのツルが滝壺の上に架かる様子は幻想的な景観を形成する。
	川 内	・やちゃ坊岩屋	島唄にも知られるやちゃ坊が住んでいたという伝説のある岩屋。二つの巨大な岩が支えあうように重なり、岩下には畳三畳程のスペースで洞窟状の部屋になっている。
	神 屋	・タンギョの滝	落差約 106m、総延長 120m (非公式) の壮大な滝。さらに滝壺周辺には巨大な岩々が転がっており、より迫力のある景観を形成している。
	西 仲 間	・キョンコ	神道の先にある、冷川にある流れの穏やかな場所。夏には子供たちの遊び場として大切に利用されている。
	神 屋	・神屋・湯湾岳 (国指定文化財_天然記念物)	大和村・宇検村にまたがる湯湾岳とともに国指定天然記念物に指定されている。神屋は住用ダム周辺の神屋国有林のことで、樹齢 100 年を越えるスダジイを中心とする亜熱帯性の照葉樹林が広がり、溪流沿いには奄美固有の植物も多く自生している。

地区		代表的な景観資源	現状・特性
	市	ターバマ（高浜） （一集落 1 ブランド）	大潮の干潮時にしか渡ることができないという、名前のとおり落差のある浜で、遊び場、海難事故防止の願掛け場、海産物の宝庫となっている。浜に転がる石は角が取れて丸い。

地区		代表的な景観資源	現状・特性
笠利	屋仁	・蒲生崎観光公園	蒲生崎では、源氏の追っ手を警戒して、平家側の蒲生左衛門がここで遠見番をしたところから、蒲生崎と名前が付けられたといわれている。展望台からは右、正面に東シナ海を望め、左には笠利湾、龍郷湾、奄美クレーターなどを一望することができる。
	崎原	・崎原海岸	奄美本島北部笠利町にある絶景ビーチ。汚れのない、真白い砂浜と海の最高な奄美ブルーが見事なコントラストを描き出す。
	須野	・あやまる岬	奄美十景のひとつ。小高い丘にある展望台から眺められるのは、左手に笠利崎。正面に太平洋、右手に土盛海岸を一望できる大パノラマ。
	土盛	・土盛海岸	美しく澄んだ青は、ブルーエンジェルとも呼ばれ、海の透明度も高い。
	用	・笠利崎灯台	奄美大島最北端の笠利崎にある灯台。登ると太平洋と東シナ海を同時に見わたすことができる。
	喜瀬	・かくれ浜 （一集落 1 ブランド※）	普段は海の中に隠れている「かくれ浜」。大潮の干潮時にだけその姿を現す。両側から波が寄せてくる。

※一集落 1 ブランド：

奄美市では、「地域の活性化は集落から」というコンセプトのもと、各集落が今日まで受け継いできた伝統芸能や特産品、特徴的な自然景観や植物等の地域資源を「地域の宝」ととらえ、それらを活用して島の住民及び島外からの来訪者との交流を生み出すことで、シマ及び地域の活性化を促すことを目的に、平成 19 年度から「一集落 1 ブランド事業」に取り組んでいます。

平成 31 年 3 月現在、市内 21 集落にある 22 個のシマの宝が集落ブランドとして認定されています。

(2) 歴史・文化

地区		代表的な景観資源	現状・特性
名瀬	井根町	・高千穂神社	明治2年6月に金久矢野和氣（現：奄美市名瀬矢之脇町）に創建され、明治20年ごろ井根に遷座し、その後、昭和5年に現在の地に建立された。毎年、7月最終週の土日には『六月灯』が行われ、たくさんの地元住民で賑わう。
	浦上	・平有盛神社 （市指定文化財_天然記念物（境内の森林）、有形文化財（彫刻））	有盛神社がある小山一帯は、壇ノ浦の合戦で敗走した平家の武将の一人『平有盛』が居城（有盛城）を構えた場所として伝えられている。境内の森林は、市指定文化財になっており、住宅地に近接した場所でありながら、奄美大島特有の多数の植物相がよく保存されている貴重な場所となっている。
	幸町	・カトリック名瀬聖心教会	大正11年に奄美初の本格的西洋様式建築物として完成した名瀬聖心教会は、通称「レンガみどう」と呼ばれ親しまれていた。戦禍に遭った後、建て直された木造の教会も昭和30年の大火で消失し、その後、現在の教会が建てられた。今も昔も、聖心教会は名瀬の風景に欠くことのできない存在となっている。
	有屋	・田中一村住居跡	昭和33年、50歳の時に南の島々の自然に魅せられ、奄美大島に移り住んだ南画家、田中一村の住居跡。そばにはキンギョ（清川）が流れ、奄美特有の植生に囲まれている。
	朝仁	・朝仁貝塚 （市指定文化財_史跡）	朝仁の住宅街にある、中世代を主体とする貝塚。中国系の青磁、白磁や他に陶磁器などを出土。この他、さらに古い先史時代の石おの、たたき石なども出土している。
	大熊	・大熊龍王神社観音堂 （市指定文化財_有形文化財（彫刻））	約一千年前、海上交通の盛んな時代に大熊漁港は良港だった為、帆船の出入りが多く天候待機の船も多かった。その為に、海の守護として竜神を祀って建てられた。この守護神を弁財天という。
	小湊	・小湊フワガネク遺跡 （国指定文化財_史跡） （国指定文化財_重要文化財） （一集落1ブランド）	海岸砂丘に位置する7世紀前半の遺跡。大量のヤコウガイ貝殻が出土し、これらは食料残滓ではなく、「貝匙」等と呼ばれる貝製品の原料に用いられたもので注目されている。遺跡の学術的重要性と砂丘一帯に広がる良い保存状態が評価されて、平成22年8月には遺跡12,621.13㎡が国史跡に、平成28年度には特徴的な貝製品を中心に出土品1,898点が国重要文化財に指定されている。土地境界にはソテツの畑地景観が広がる。

地区		代表的な景観資源	現状・特性
永田町		<ul style="list-style-type: none"> 名瀬小学校石段 (市指定文化財_史跡) 	米軍政府の統治下時代に復帰を願う演説等が行われた場所であり、復帰運動の象徴として存在している。また、この石段にはグラバーらが建設した白糖工場跡の石なども含まれており、近代当初の足跡をも残している。

地区		代表的な景観資源	現状・特性
住用	市	<ul style="list-style-type: none"> コメツキ踊り (市指定文化財_無形民俗文化財) 	輪になりながら座り、歌を歌いながらこぶし大の丸い石を隣の人に、左から右へ置いていく珍しい踊り。市集落では現在でも、稲の害虫をイモの葉などに包んで海に流し、稲の害虫の駆逐を願う昔ながらの虫送り行事(マーネアシビ)も行われている。
	西仲間	<ul style="list-style-type: none"> ソオ踊り (市指定文化財_無形民俗文化財) 	竿踊りは稲の植え付けから収穫、脱穀までの農作業を表現しており、十五夜の晩だけに踊られる。踊りのクライマックスはテンポを速めながら男組と女組が長い竹竿を回しながら近づき、最後は竿同士をカンカンと当てて終わる。長い竿を用いるのが特徴で、江戸時代から続いているとされている。
	東仲間	<ul style="list-style-type: none"> 三太郎峠 	かつては住用と名瀬を結ぶ幹線道路として発達した。元は須垂峠と呼ばれていたが、畠中三太郎が頂上に茶屋を開いてからいつしか三太郎峠と呼ばれるようになった。スタルマタ林道に面した茶屋跡からは内海と外海が一体になった景色を望むことができる。
	摺勝	<ul style="list-style-type: none"> 菅原神社 	慶応元年創建。古老の言によれば、昔近郷に疫病が流行したとき、福岡筑紫の天満宮の御分霊を奉遷したということである。戦時中は、戦勝祈願に武運長久祈願に近郷より参拝があった。年に数回清掃が行われているが、時期によっては急な参道を草が覆い登りづらい。
	市	<ul style="list-style-type: none"> 住家の墓 	かつて薩摩藩統治時代に与人(当時の行政単位「間切」の最高役職)を務め、奄美大島でも屈指の有力者として知られていた住用間切の住家一族の専用墓地。住家のかつての繁栄ぶりを窺い知ることができる。

地区		代表的な景観資源	現状・特性
笠利	節田	・節田マンカイ (県指定文化財_無形民俗文化財) (一集落1ブランド)	正月に踊る事から「正月マンカイ」とも言われる。男女が向き合い座してサンシンと太鼓に合わせ交互に唄を掛け合いながら楽しむ手踊りで、県の無形民俗文化財に指定されている。
	佐仁	・佐仁八月踊り (県指定文化財_無形民俗文化財) (一集落1ブランド)	昔は家探し(ヤサガシ)といい、各家を一軒々踊り回っていたが、現在は隣近所で4~5件1組となり、夕方16時から22時頃まで踊り、料理がふるまわれる。島外からも観光客が見物にやってくる。
	笠利	・八月踊り(笠利1区) (一集落1ブランド)	八月踊りの起源は定かではないが、五穀豊穡を願って、各集落で唄い、踊り継がれてきた。「かんでく」という踊りは当集落のみに伝承されている貴重な踊りとなっている。
	用	・用シュンカネクワ踊り (市指定文化財_無形民俗文化財) (一集落1ブランド)	「しゅんかねくわ」はハブの意ともされ、正月の遊び踊りとして受け継がれている。「ハブよけのハブ祭り」とも言われ、大人も子どもも参加できる正月行事となっている。
	赤木名	・大島仮屋跡 (市指定文化財_史跡)	琉球王朝統治の後、薩摩藩の統治下となり、大島全体の行政機構がここに置かれ、大島統治の拠点とされた。サンゴの石垣や生垣、屋敷林等にその名残を見ることができ、薩摩と奄美の融合をなす屋敷景観を形成している。
	赤木名	・赤木名城跡 (国指定文化財_史跡)	南西諸島の奄美地域を代表する中世城郭遺跡のひとつ。城跡は奄美大島の北部西岸にある笠利湾を望む集落背後の丘陵上、標高約100mの通称「神山」に立地する。城跡は北から南に張り出す丘陵尾根上に立地し、南北約300mあり、奄美地域においては屈指の規模をもつ。国指定文化財に指定されている。
	宇宿	・宇宿貝塚 (国指定文化財_史跡)	奄美群島で最も早くその存在が知られ、奄美を代表する遺跡。縄文時代中期から中世にいたる複合遺跡で、縄文時代晩期の石組みの住居跡、弥生時代の埋葬跡、グスク時代の溝、中世の火葬墓(骨壺)などの遺構が検出されている。
	節田	・アマンデー (市指定文化財_名勝)	奄美開闢の聖地。女神の阿摩弥姑(アマミコ)と男神の志仁礼久(シニレク)が天から降りて来て、奄美大島を創ったとされる。節田集落から少し上がった大刈山の中腹にあり、頂上付近からは、集落や太平洋を眺望することができる。

地区	代表的な景観資源	現状・特性
笠利	・大笠利聖母カトリック教会	大正 4 年に大笠利教会聖堂として完成し、昭和 26 年に現在地へ移動、昭和 47 年に現在の聖堂となった。戦時中に行方不明となっていた「アンゼラスの鐘」は昭和 59 年 12 月に里帰りし今も時を告げている。
宇宿	・宇宿稲すり踊り (市指定文化財_無形民俗文化財) (一集落 1 ブランド)	古い時代の女性たちの生活の一面と、稲の脱穀・粃すり・精米等の一連の所作を踊りに取り込んだ貴重な踊り。市文化財に指定されている。
万屋	・城間トフル墓群 (県指定文化財_史跡)	城間トフル墓群は、南西諸島における特徴的な墓制の北限をなすもので、隆起したビーチロックの小丘陵に 9 基からなる横穴墓群を形成している。また、各々は前庭、墓道、墓室といった構造をもつ横穴を構築しており、かつ、墓群のすべてがほぼ完全な形で残っている。



▲高千穂神社 (名瀬)



▲大笠利聖母カトリック教会



▲田中一村終焉の家



▲代官所跡

(3) まちなみ

地区	代表的な景観資源	現状・特性
名瀬 金久町	・屋仁川通り	鹿児島県内では天文館に次ぐ規模といわれる繁華街。夜は多くの観光客や地元民で賑わっている。
未広町	・中央通りアーケード	ティダモール中央通りとも呼ばれる。昭和 39 年にアーケードが完成し、平成 18 年に全面的な改修を行っている。全長約 200m。アーケードの壁面には、奄美の希少な野生動植物の写真が飾られている。
	・名瀬港	本港地区、長浜地区、新港地区、佐大熊地区からなり、3 方を陸に囲まれた天然の良港。港湾法上の重要港湾に指定されているほか、港則法上の特定港にも指定されている。定期航路としては鹿児島、沖縄、奄美各島、阪神、東京と結んだ定期フェリーが就航している。防波堤の先には立神があり、大島高校の校歌にも歌われるなどして親しまれている。
小宿	・奄美海洋展示館	大浜海浜公園の奥にある円形の建物で、海を専門に展示する奄美で唯一の施設。子ウミガメなどを間近で見ることができる。
小宿	・名瀬運動公園	本格的な 400mトラックのある陸上競技場をはじめ、総合体育館、屋内多目的練習場、球場、ブルペン、テニスコート、プール、クロスカントリーコースなどさまざまなスポーツが出来る複合運動施設。総合戦略に掲げるスポーツアイランド構想の推進のため、スポーツ合宿やイベントの誘致が図られている。
平田町	・みちのしまループ橋	1996 年に開通したループ橋。柱には奄美大島民話のレリーフが設置されている。2 回転で登りきる。展望所等の整備はされていない。

地区	代表的な景観資源	現状・特性
住用 役勝	・役勝エコロード (一集落 1 ブランド)	役勝川は、リュウキュウアユの遡上が一番多く見られるところで、両岸には亜熱帯照葉樹林がうっそうと広がっており、「奄美溪谷」として呼び名も高い。奄美の希少な植物を年中通して観察することができる。
石原	・黒潮の森 マングローブパーク	道の駅住用と併設されている。一番奥の展望台からはマングローブを一望できる。カヌーツーリング等も楽しむことができ、マングローブを間近に感じることができる。

地区		代表的な景観資源	現状・特性
笠利	節田	・奄美パーク	黒潮の流れの中で育まれた奄美の自然、歴史や文化、産業などを分かりやすく紹介し、さらに、奄美を描いた日本画家「田中一村」の作品を手がかりに奄美の新しいイメージを情報発信するとともに、人々の交流の場を提供する群島全体の観光拠点として、「奄美の郷」、「田中一村記念美術館」を中核とする施設。
	和野	・奄美空港	昭和 63 年、海岸沿いのリーフ上に、滑走路長 2,000m を有するジェット空港として開港した。東京（羽田・成田）、大阪（伊丹・関西）、福岡、鹿児島、那覇の主要都市のほか、喜界、徳之島、沖永良部・与論といった奄美群島を結ぶ空路が定期路線として開設されており、奄美地域の拠点空港として重要な役割を担っている。
	赤木名里	・富国製糖	・昭和 37 年に操業が始まり、当時からの自家発電蒸気タービンが現在も稼働している。平成 27 年には「歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト事業」の一環として工場見学のモニターツアーが実施された。
	須野	・歴史民俗資料館	奄美は、縄文・弥生時代から南島と九州を結ぶ文化交流が行われていた。館内では歴史や文化が一目でわかるように「奄美の歴史と文化」-黒潮の足跡-をテーマに資料などが展示してある。
	万屋	・太陽ヶ丘総合運動公園	陸上競技場、室内プールなどがある運動公園。合宿に活用される一方、市民のスポーツ、レクリエーション、憩いの場として大いに利用されている。



▲名瀬港（長浜町）



▲名瀬の立神

(4) 集落と生業・暮らし

地区		代表的な景観資源	現状・特性
名瀬	伊津部勝	・本場奄美大島紬泥染公園	奄美大島の伝統文化である本場奄美大島紬は、絹糸を泥で染める手法を用い、この施設ではその泥田を整備・保存している。また、泥染めの行程を見学・体験できる。
	小湊	・ソテツ畑 (一集落1ブランド)	畑地の土地境界に植栽されたもので、防風林として作物を保護してくれるほか、実や幹は救荒食として、葉は肥料や燃料として江戸時代から利用されている。土地境界に植えられたソテツの畑地景観は、以前は奄美群島の各地で見られたが、土地改良事業等でほとんど失われている。小湊フワガネク遺跡では、そうした伝統的農業景観が広い面積で現存する貴重な場所となっている。
	永田町	・アカギ並木	永田川沿いのアカギ並木はまちなみをつくる緑の回廊シンボルとして保全がなされており、市の保存樹となっている。

地区		代表的な景観資源	現状・特性
住用	山間	・石抱きガジュマル	住用町山間の入り口に立つガジュマルの巨木。名前の通り、ガジュマルの根が大きな岩(石)を包み込むような姿をしている。怪力のイシャダラホとヤンマボウにまつわる豪傑伝説が残されている。また、かつては猫の死体を捨てる場所だった。
	西仲間	・神道	各集落にある神様が通るとされる小道で、その道は塞いではならないとされる。自分の敷地に塀を巡らす際も、神道として隙間を開けて塀を作る。かつて行なわれていたノロ祭祀で、ノロ(女性司祭者)が通る祭祀専用の道であると考えられている。
	青久	・テンバ(防波堤)	青久集落に残る、丸石を積み上げて構築された巨大な石垣で、総延長は約280mにおよび(上面1.8m、底面3.7m、高さ2.8m)。米軍統治下の昭和25年に琉球政府による公共事業として建設が始まり、昭和30年に完成した。
	青久	・むちゃ加那の碑	島唄に残る伝説の美女「むちゃ加那」を祭る。旧9月9日には、墓地に詣で悲劇の娘「むちゃかな」の霊を慰めている。

地区		代表的な景観資源	現状・特性
笠利	用安	・ 藺家の庭園 (国指定文化財_登録有形文化財) (市指定文化財_名勝)	オモテとトォゴラからなる奄美の伝統的建築様式を伝え、かつて琉球の役人をもてなした由緒ある住宅。藺家住宅と庭園はそれぞれ国文化財、市文化財に指定されている。隣接する谷川の水を庭園内に引いて池泉としており、広場には花壇などが造成されている。
	宇宿	・ サトウキビ畑	笠利地区の穏やかな丘陵地に多く存在する。畑には縦横に農道が走り、特に夏の空を背景にした緑に生い茂るサトウキビ畑は南国らしい景観を形成している。収穫時期の1月から4月には刈り取られ、赤土の台地が広がる。
	宇宿	・ 泉家住宅 (国指定文化財_建造物)	オモテとトォゴラからなる奄美の伝統的建築様式からなり、敷地内には民家の他に高倉やサンゴの切石を積んだ井戸が残されている。さらに屋敷の周囲には土壘が巡らされておりその上に防風林が植栽されているなど、伝統的な屋敷空間が残る非常に貴重な住宅である。国文化財に指定されている。
	前肥田	・ ガジュマル並木 (一集落1ブランド)	畑の防風林として植えられ、樹齢100年とも言われている。大きなガジュマルが連なっている様は奄美でも珍しく、見ごたえがある。
	赤木名中金久	・ 生垣に囲まれた街路のまちなみ	赤木名の里集落から中金久集落に向けて代官に連なる島役人の屋敷地として形成された方形区画街路が広がる。石垣や生垣で囲まれ、直線的で方形に区画された集落空間は奄美大島の他の集落では見られない赤木名特有の景観となっている。
	川上	・ 高倉 (一集落1ブランド)	奄美型高倉は、与論島を除いた奄美群島とトカラ列島にみられる高倉(穀物を貯蔵する倉)である。沖縄型に比べて、屋根の勾配が急で壁の傾斜はほぼ水平に近く、また柱は太く平面が正方形に近い点などが特色。高倉は村落のはずれか田畑の近くに配置され共同で使用していたが、近年は、個人所有で屋敷内に造られるようになった。



▲本場奄美大島紬泥染公園



▲石抱きガジュマル

2. 市民意向

(1) 調査の概要

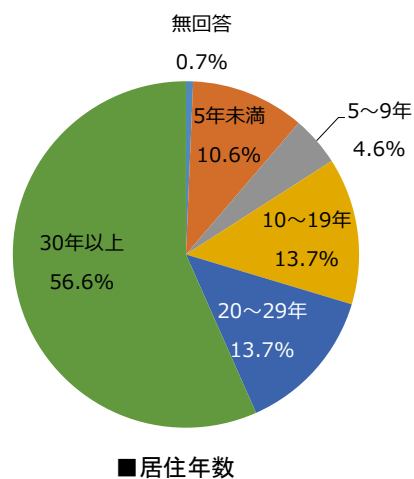
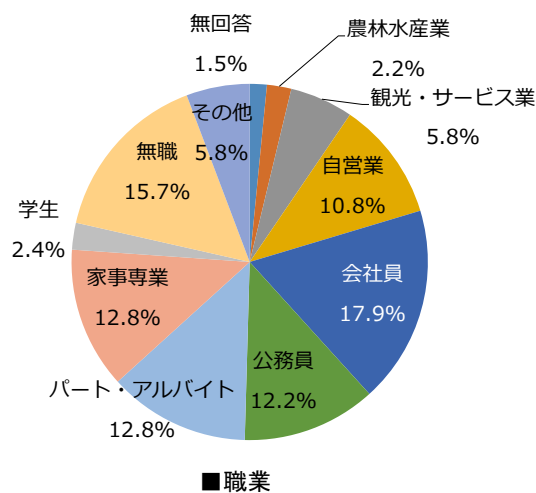
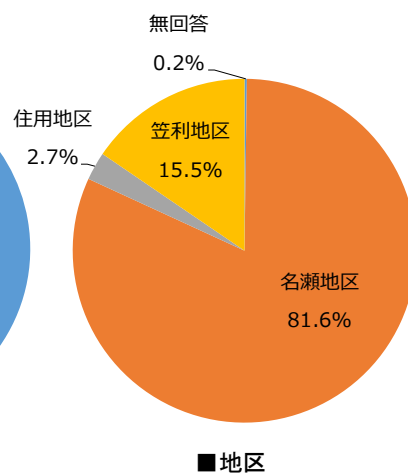
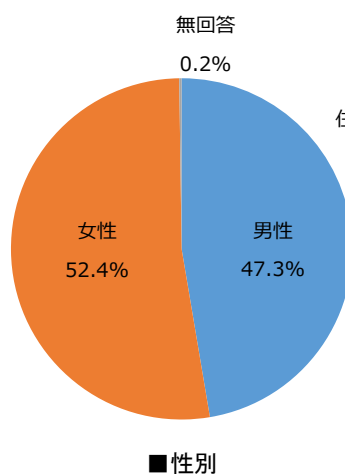
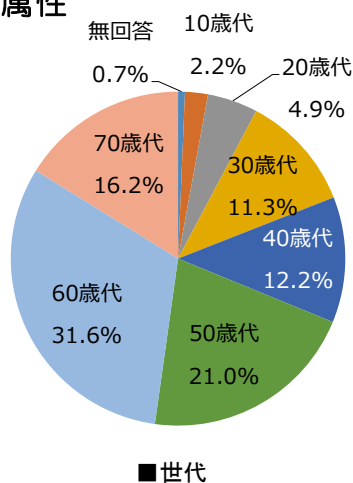
①目的

本アンケート調査は、市の景観づくり指針となる「奄美市景観計画」の策定に向けて、市民の景観に対する意識や意向を把握し、「奄美市の景観づくり」に反映させることを目的に実施しました。

②概要

調査内容	景観に対する印象、今後の景観づくりについて、自身の景観への取組について
調査対象	平成29年4月時点において、市内在住の満16歳以上の市民
対象者数	市民2,000人（無作為抽出）
調査手法	郵送による（調査票の配布・回収）
実施時期	平成29年10月11日～平成29年10月25日
回答者数	452人（回収率22.6%）

③回答者属性



(2) 調査結果の概要

① 奄美市の景観について

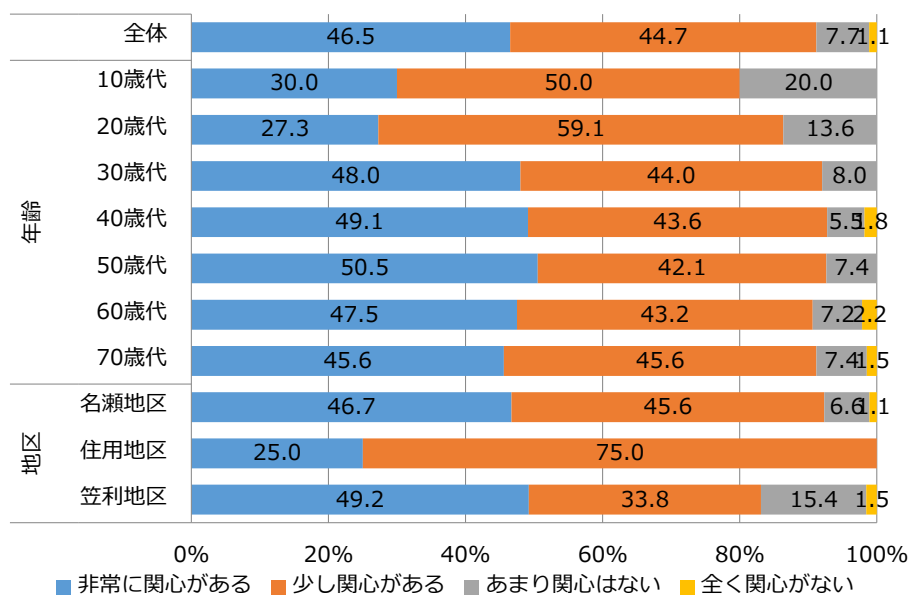
i. 奄美市の景観に対する関心

●2-1. あなたは、奄美市のまちなみやまちの美しさについて関心がありますか。1つ選んで○をつけてください。

奄美市の景観について、全体としては「非常に関心がある」が最も多く46.5%となっている。「少し関心がある」の44.7%と合わせると約9割以上の市民が景観について関心を持っていることがうかがえます。

年齢別にみると10歳代、20歳代では「あまり関心はない」がそれぞれ20.0%、13.6%となっています。また「非常に関心がある」は他の年齢に比べ少ないが、「少し関心がある」についてはそれぞれ50%以上で最も多くなっています。

地区別では笠利地区で、「非常に関心がある」が49.2%と最も多い一方で、「あまり関心はない」が15.4%、「全く関心がない」が1.5%と最も多くなっています。住用地区については「非常に関心がある」が25.0%、「少し関心がある」が75.0%で100%となっています。



■ 景観に対する関心

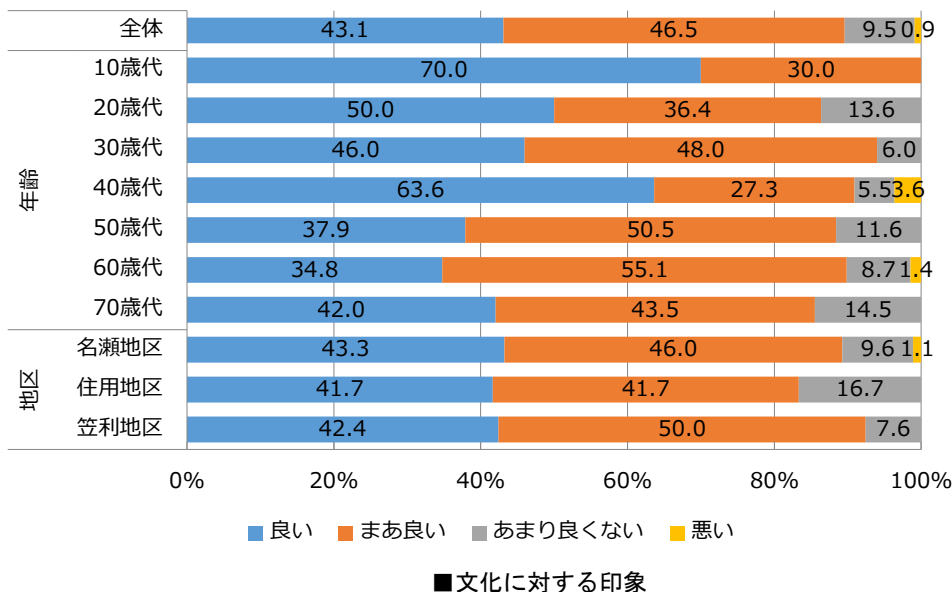
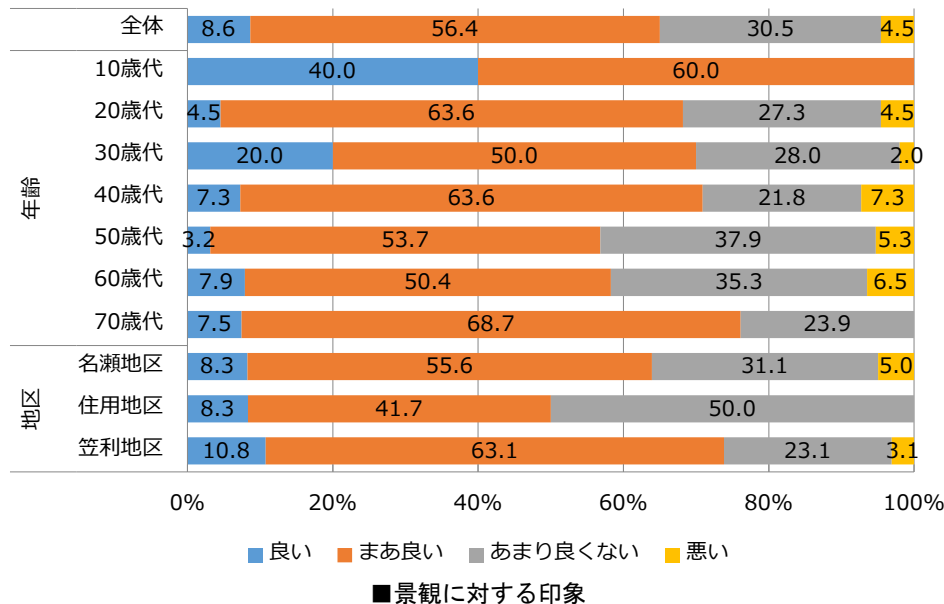
ii. 奄美市の景観・文化に対する印象

●2-2. あなたは、奄美市全体の景観をどのように感じますか。1つ選んで○をつけてください。

●2-3. 人々の暮らしや文化は、景観を生み出す大切な要素です。現在でも奄美市で受け継がれている文化・伝統的な行事についてどのように感じますか。1つ選んで○をつけてください。

奄美市の景観に対する印象について年齢別にみると、10歳代は「良い」が40.0%、「まあ良い」が60.0%で100%となっています。「あまり良くない」と回答したのは50歳代が37.9%で最も多く、次いで60歳代が35.3%となっています。また「悪い」と回答したのは40歳代が7.3%で最も多く、次いで60歳代が6.5%となっています。

一方で奄美市の文化に対する印象について年齢別にみると、10歳代は「良い」が70.0%、「まあ良い」が30.0%で100%となっています。10歳代に次いで「良い」の割合が多かったのは40歳代の63.6%です。



iii.分類ごとの景観における印象

●2-4. 市内の景観を 5 つの分類とそれぞれの項目に分類しました。これらの景観についてあなたは どう思いますか。それぞれの項目ごとに、あなたのお考えに最も近いものを 1 つ選んで該当する欄に○をつけてください。

また、別添の景観リストから特に良いと感じる箇所を各分類につき 3 つまで選び、番号を記入してください。なお、同じ項目の景観が 3 つでも構いません。(例：3 つとも海の景観を選択でも可)

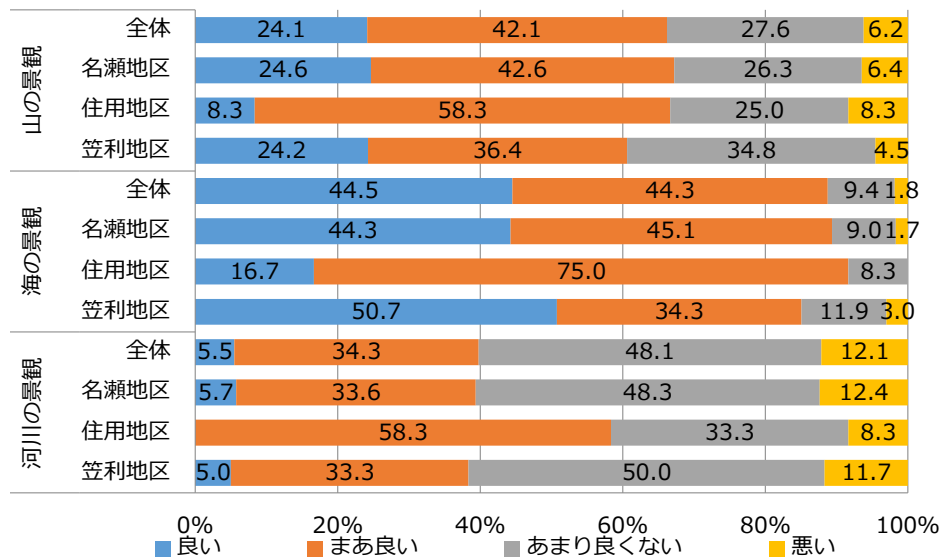
その他、景観リストにないもので、良いと感じている景観があれば教えてください。

(1) 自然・風土に関する景観

山の景観については「良い」、「まあ良い」合わせて各地区においても6割以上が好印象となっています。

海の景観については各地区とも「良い」、「まあ良い」合わせて8割以上となっており、好印象を持っていることがうかがえます。

一方で河川の景観については、名瀬地区、笠利地区で「あまり良くない」「悪い」合わせて約6割となっており、住用地区のみ「まあ良い」が5割を超えています。



■自然・風土に関する景観の印象



▲打田原海岸

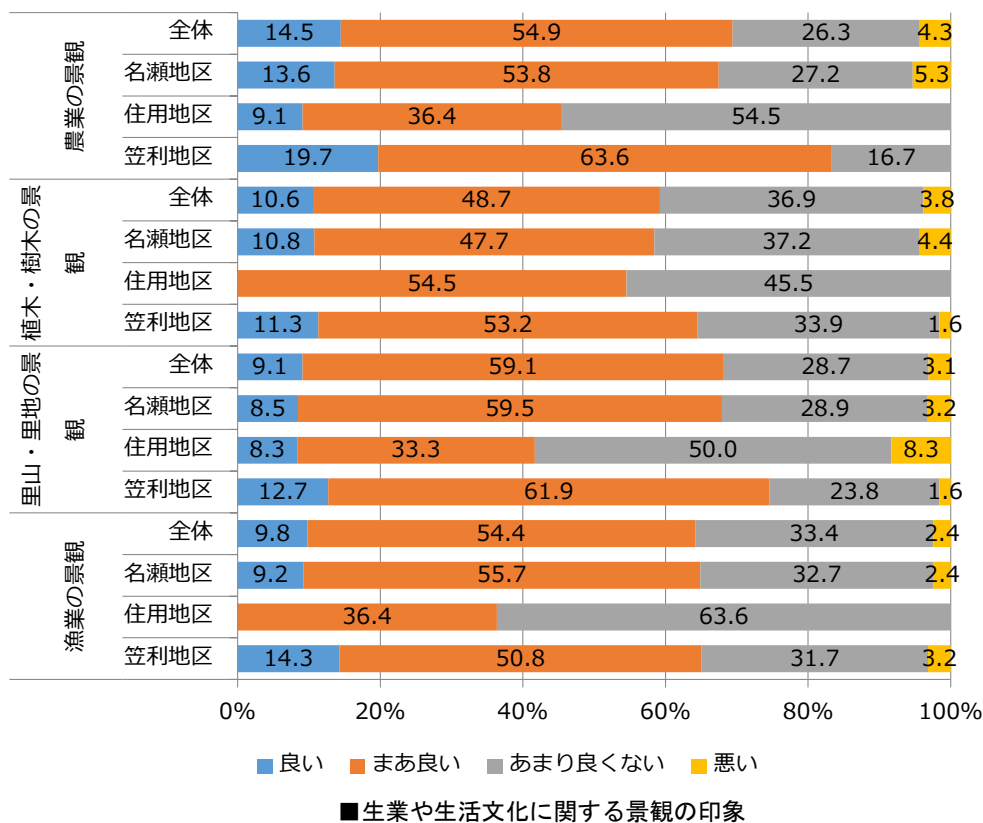


▲川内川

(2) 生業や生活文化に関する景観

どの景観についてもおよそ 6~7 割程度が良い印象を持っているが、植木・樹木の景観については「あまり良くない」が 36.9%となっており、「悪い」と合わせて 40.7%が良くないと感じています。

住用地区については植木・樹木の景観以外について「あまり良くない」、「悪い」の合計が 5 割を超えています。



▲浦上カトリック教会横のガジュマル

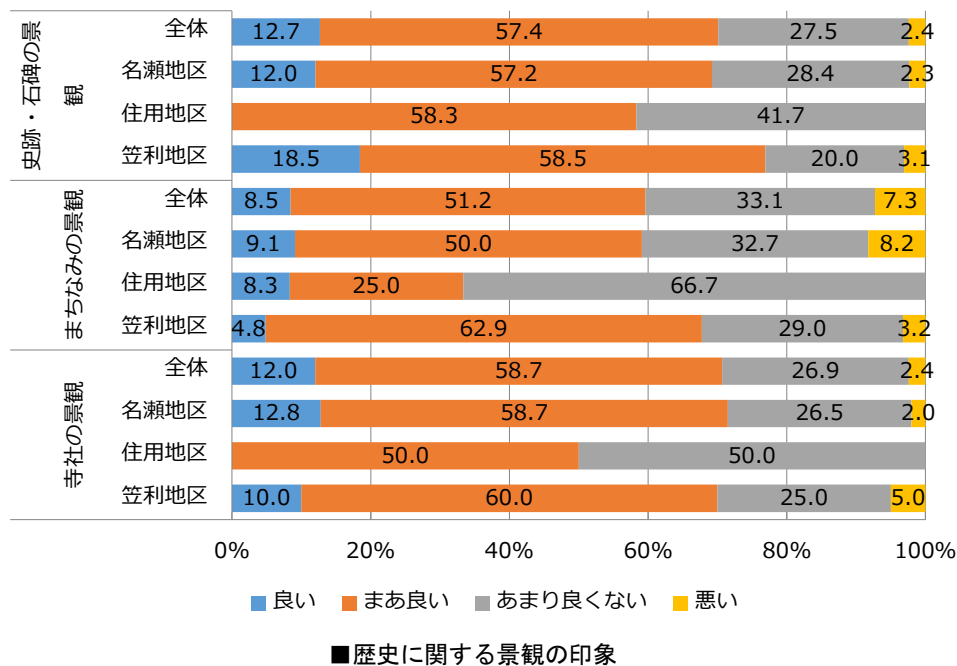


▲小湊の漁港

(3) 歴史に関する景観

史跡・石碑の景観と寺社の景観についてはともに「良い」、「まあ良い」合わせて7割程度となっています。まちなみの景観については「良い」、「まあ良い」合わせて59.7%であり、「あまり良くない」が33.1%、「悪い」が7.3%となっています。

地区別では住用地区について、どの景観についても「あまり良くない」が多くなっており、特にまちなみの景観については66.7%が「あまり良くない」と回答しています。



▲生垣の残るまちなみ（朝仁）

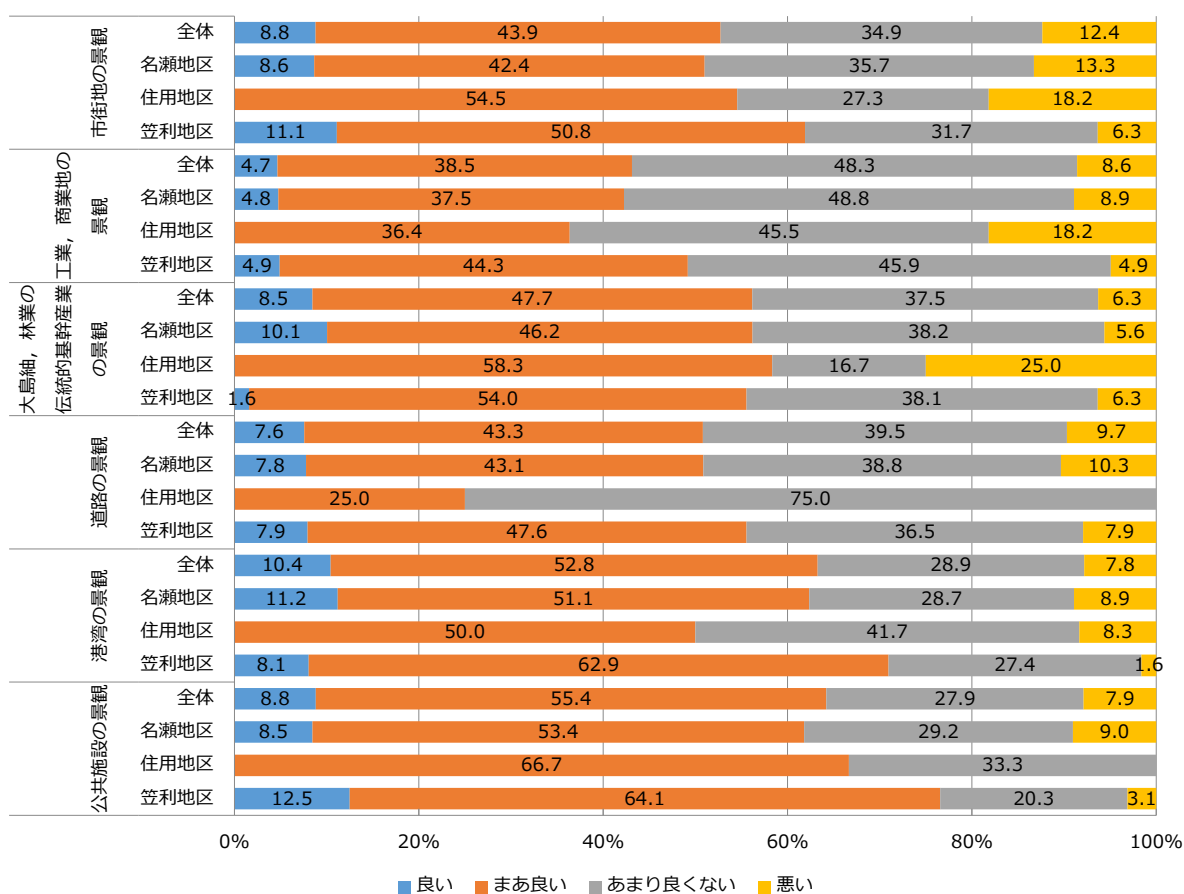


▲名瀬小学校の石段

(4) 市街地・社会基盤に関する景観

「まあ良い」が最も多いのは公共施設の景観が55.4%、次いで港湾の景観が52.8%となっており、「良い」と合わせるとどちらも6割以上が良い印象を持っていることがうかがえます。一方で工業、商業地の景観については「あまり良くない」が48.3%と最も多くなっており、「悪い」と合わせて56.9%が良くない印象を持っています。

全体的に住用地区では「あまり良くない」、「悪い」が多い傾向にあります。特に「大島紬、林業の伝統的基幹産業の景観」については「悪い」が25.0%となっています。また、「道路の景観」についても「あまり良くない」が75.0%と多くなっています。



■市街地・社会基盤に関する景観の印象



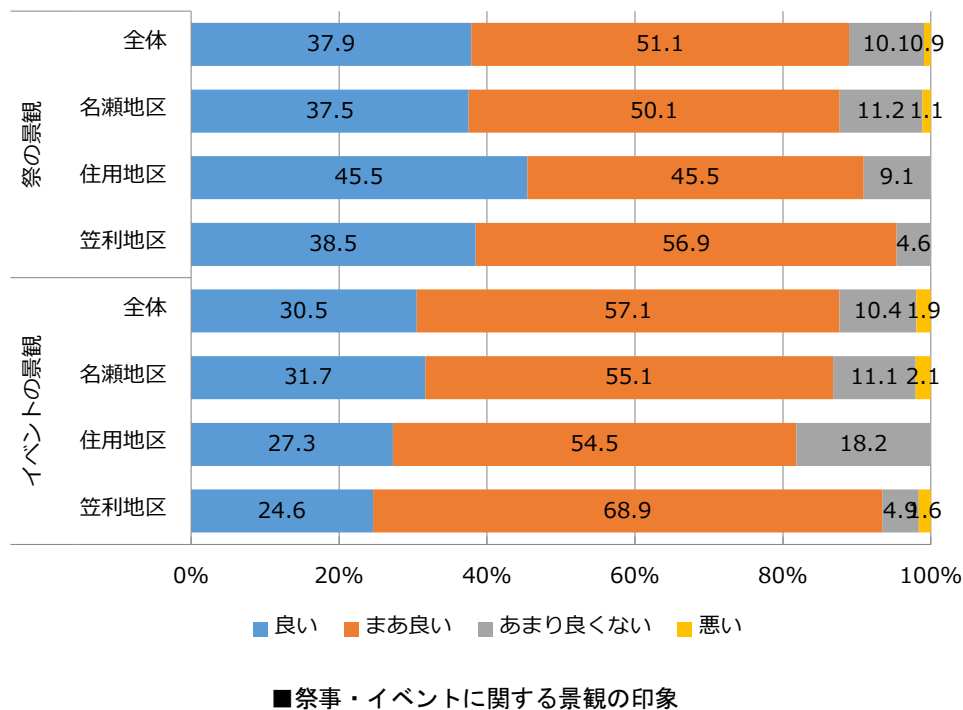
▲みちのしまループ橋



▲輪内公園（朝日）

(5) 祭事・イベントに関する景観

祭の景観は「まあ良い」が51.1%と最も多く、「良い」と合わせて89.0%が良い印象を持っています。イベントの景観についても「まあ良い」が57.1%と最も多く、「良い」が30.5%となっており、合わせて87.6%が良い印象を持っています。



▲佐仁の八月踊り



▲有屋公民館の土俵

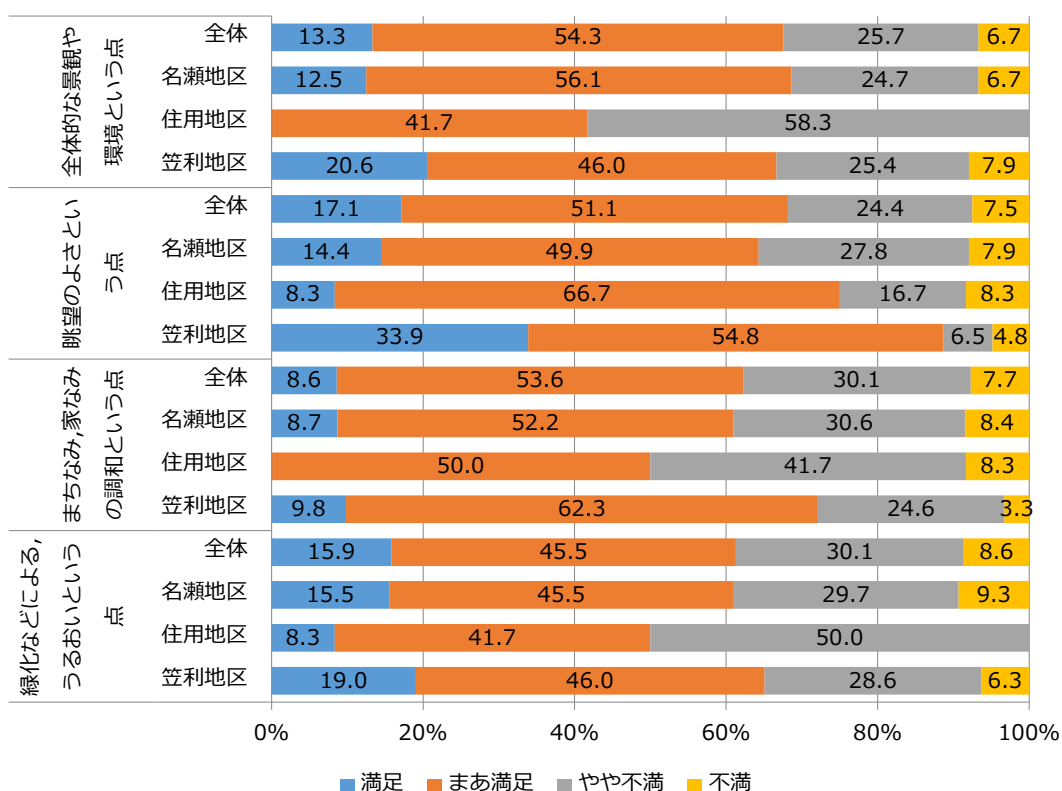
iv.住んでいる地域の景観について

●2-5. あなたが住んでおられる地区の景観について満足していますか。それとも不満ですか。項目ごとに1つ選んで○をつけてください。

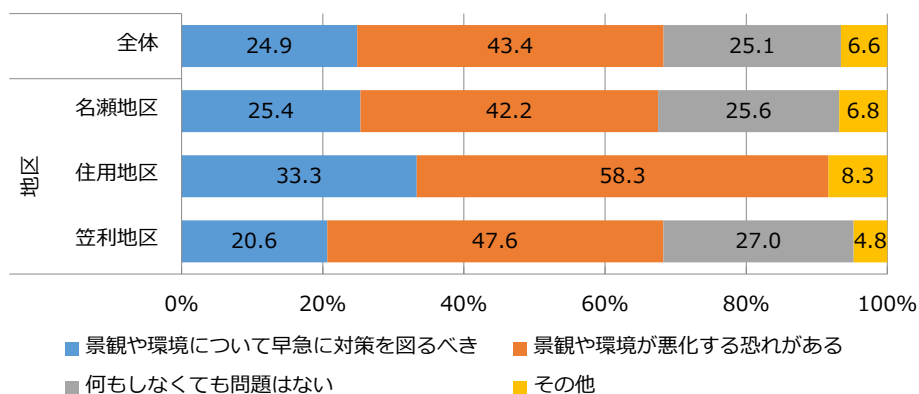
●2-6. あなたが住んでおられる地区の景観についてどのようにお感じになっていきますか。1つ選んで○をつけてください。

地区の景観についてはどの視点についても「満足」と「やや満足」が合わせて6割以上となっており、満足している割合の方が多くなっていますが、住用地区については眺望のよさという点以外では「やや不満」、「不満」が5割以上となっています。

一方で、地区の景観について「景観や環境が悪化する恐れがある」が43.4%と最も多く、次いで「何もしなくても問題はない」が25.1%、「景観や環境について早急に対策を図るべき」が24.9%となっています。特に住用地区については「何もしなくても問題はない」が0%となっており、地区の景観に何かしら危機感を持っていることがうかがえます。



■地区の景観への満足・不満足



■地区の景観の状況

v. 奄美市らしい景観について

●2-7. あなたが市内で最も奄美市らしいと感じる良好な景観を具体的にお書きください。

奄美市らしさを感じる良好な景観として回答いただいたものを自然の景観、歴史・文化の景観、まちなみの景観、集落と生業・暮らしの景観の4つに分類し整理したところ、自然の景観が56.2%と最も多く、次いでまちなみの景観が24.0%、集落と生業・暮らしの景観が15.0%、歴史・文化の景観が4.7%となりました。

◆奄美らしいと感じる景観の分類と割合

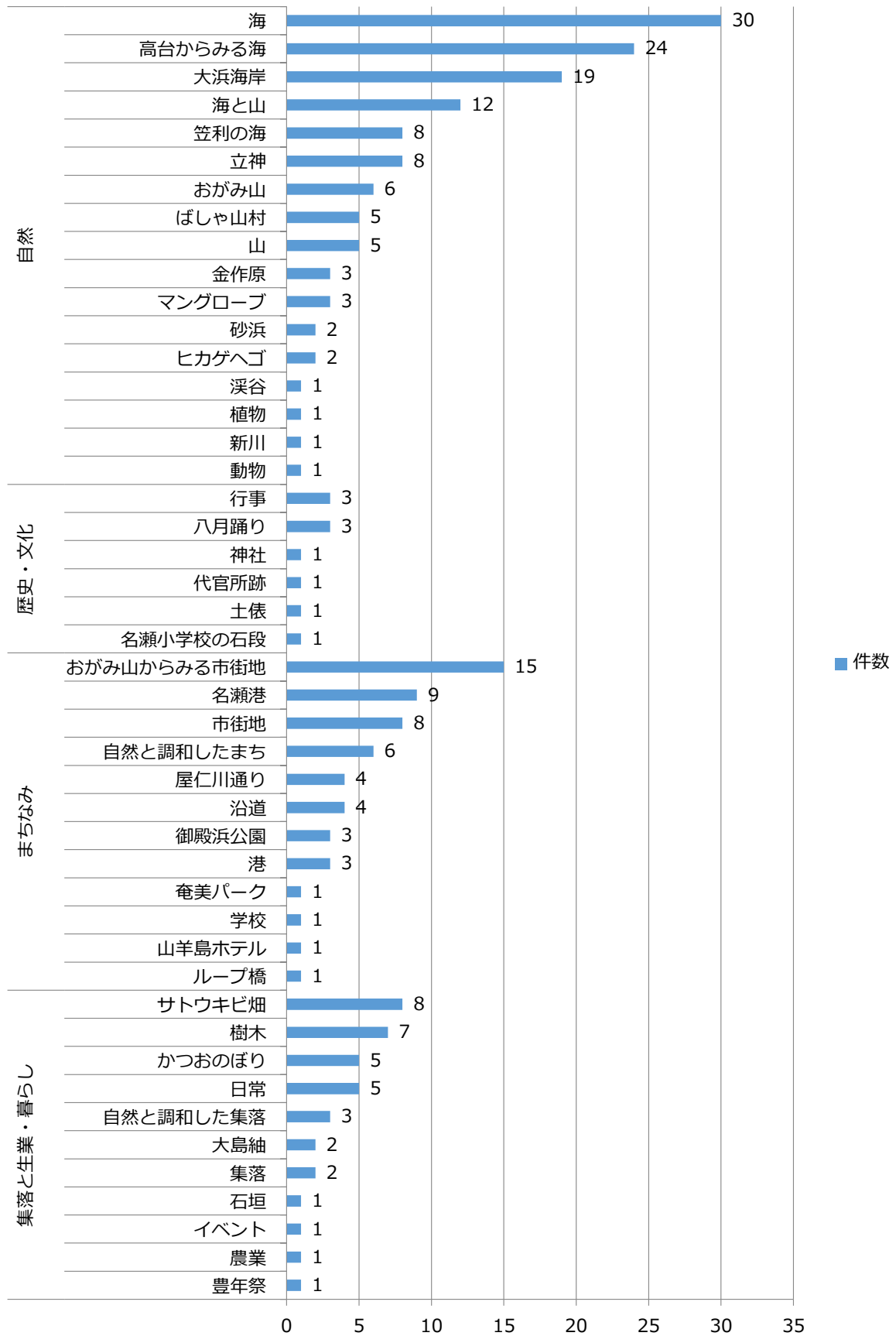
	件数	割合(%)
自然	131	56.2
歴史・文化	11	4.7
まちなみ	56	24.0
集落と生業・暮らし	35	15.0
合計	233	100.0

自然の景観については海に関する回答が最も多くなっています。青い海や海岸線といった場所を特定しない「海」が30件、おがみ山やあやまる岬などの「高台からみる海」が24件、「大浜海岸」が19件と続いており、すべて合わせると108件が海に関係する回答です。他分類の景観についても海と一体的に捉えた回答が見られ、市民にとって最も身近で最も奄美市らしい景観であるといえます。

歴史・文化の景観については、文化的な景観として、地元で継承されている「行事」と「八月踊り」がそれぞれ3件、「土俵」が1件となっています。歴史的な景観については「神社」、「代官所跡」、「名瀬小学校の石段」がそれぞれ1件となっています。

まちなみの景観については「おがみ山からみる市街地」が15件と最も多く、次いで「名瀬港」が9件となっており、「市街地」について8件となっています。続く「自然と調和したまち」(6件)では海と山と街が一体化した景観等が挙げられており、上記のとおり、海の景観が大変身近なものであることがうかがえます。

集落と生業・暮らしの景観では「サトウキビ畑」が8件で最も多く、次いで千年松やアカギ並木など身近な「樹木」が7件となっています。また、新鮮なカツオが水揚げされた合図として大熊漁港で上げられる「かつおのぼり」が5件、ゆったりとした時間の流れや太鼓や三味線、夕涼みの風景などの「日常」が5件となっています。



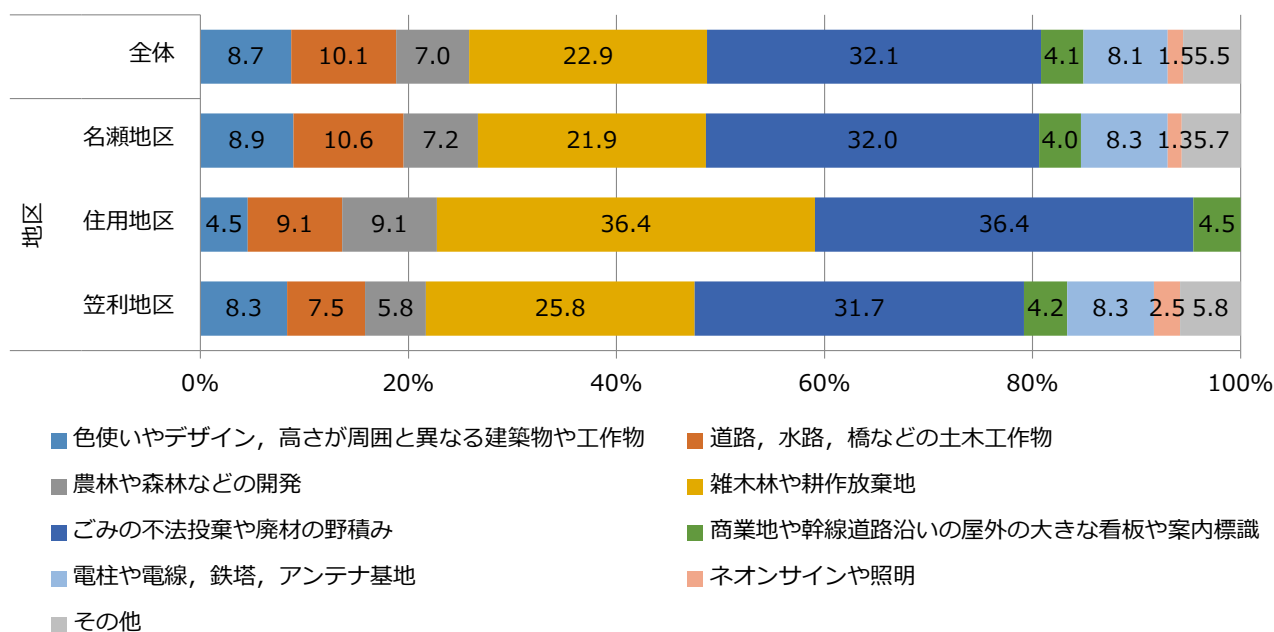
■ 奄美らしいと感じる景観の分類とキーワードによる整理

vi.景観を損ねる要因について

●2-8. あなたが市内で特に景観を損ねていると思うものを2つ選んで○をつけてください。

全体では「ごみの不法投棄や廃材の野積み」が32%と最も多く、次いで「雑木林や耕作放棄地」が23%となっています。「屋外の大きな看板や案内標識」は4.1%、「ネオンサインや照明」は1.5%となっており、これらを景観阻害要因と感じる回答については比較的少なくなっています。

地区別にみると名瀬地区、笠利地区では同様の傾向ですが、住用地区については「雑木林や耕作放棄地」が36.4%と多く、「色使いやデザイン、高さが周囲と異なる建築物や工作物」が他地区に比べやや少なく、「電柱や電線、鉄塔、アンテナ基地」及び「ネオンサインや照明」の回答はありませんでした。



■景観を阻害していると感じる要因

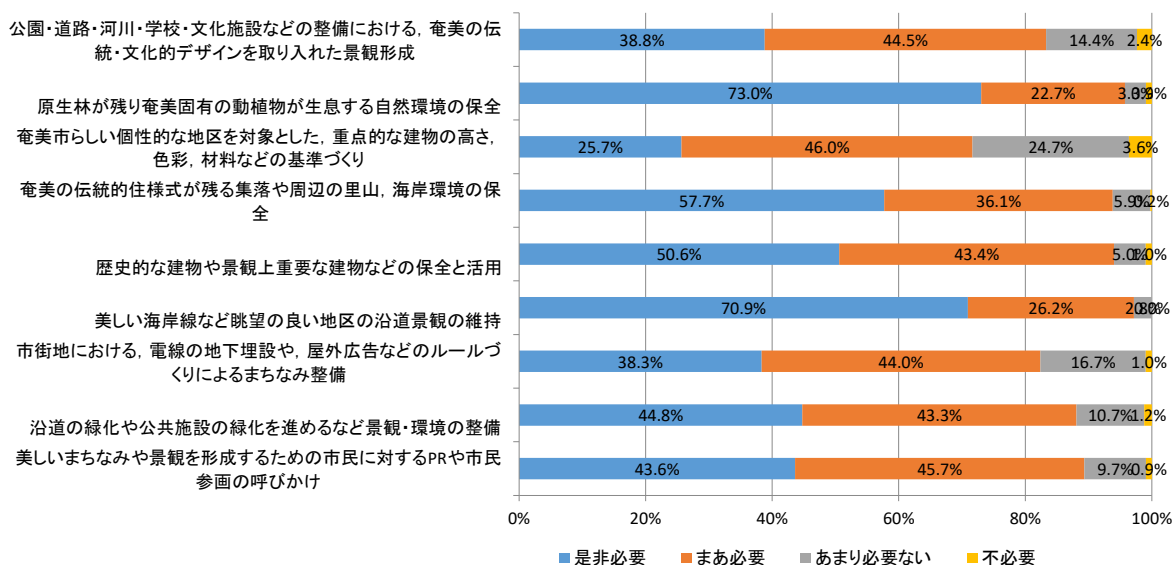
②今後の景観づくりについて

i.良好な景観づくりに向けて力を入れるべきこと

●3-1. 良好な景観づくりに向けて今後奄美市は、どのようなことに力を入れることが必要だと思いますか。それぞれの項目ごとに、あなたのお考えに最も近いものを1つ選んで該当する欄に○をつけてください。

「是非必要」の回答が最も多いのは「原生林が残り奄美固有の動植物が生息する自然環境の保全」が73.0%であり、次いで「美しい海岸線など眺望の良い地区の沿道景観の維持」が70.9%となっています。

一方で「奄美市らしい個性的な地区を対象とした、重点的な建物の高さ、色彩、材料などの基準づくり」や「市街地における、電線の地下埋設や、屋外広告などのルールづくりによるまちなみの整備」、「公園・道路・河川・学校・文化施設などの整備における、奄美の伝統・文化的デザインを取り入れた景観形成」といった新しい取り決めや取組に関する項目は他の保全系の項目に比べ「是非必要」が少なく、「あまり必要ない」がやや多くなっています。



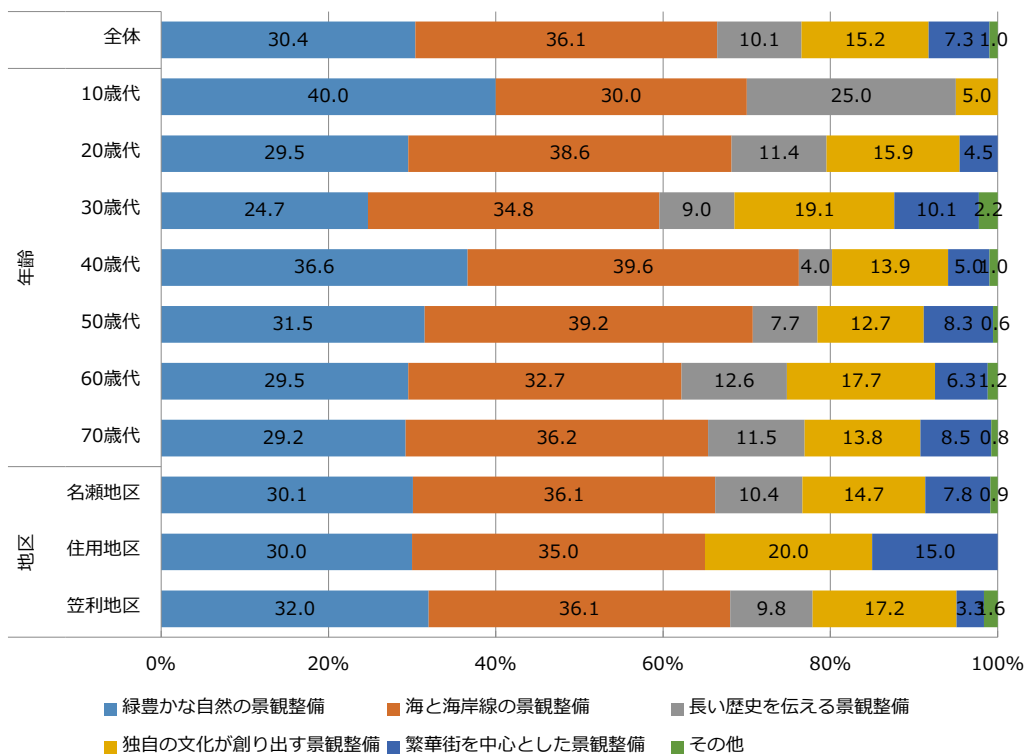
■良好な景観づくりに必要と考えること

ii. 奄美市が目指す景観整備のイメージ

●3-2. 今後奄美市は、どのようなイメージの景観・環境整備を進めていけばよいと思いますか。重視してほしいものを2つ以内に○をつけてください。

景観整備のイメージとしては「海と海岸線の景観整備」が36.1%と最も多くなっており、次いで「緑豊かな自然の景観整備」が30.4%となっています。

どの年齢、地区においても「海と海岸線の景観整備」と「緑豊かな自然の景観整備」の2つが上位を占めています。次いで「独自の文化が創り出す景観整備」が多くなっていますが、10歳代については「長い歴史を伝える景観整備」の方が多くなっています。住用地区では「長い歴史を伝える景観整備」は0%となっています。



■目指す景観整備のイメージ



▲マングローブ林



▲大浜海浜公園

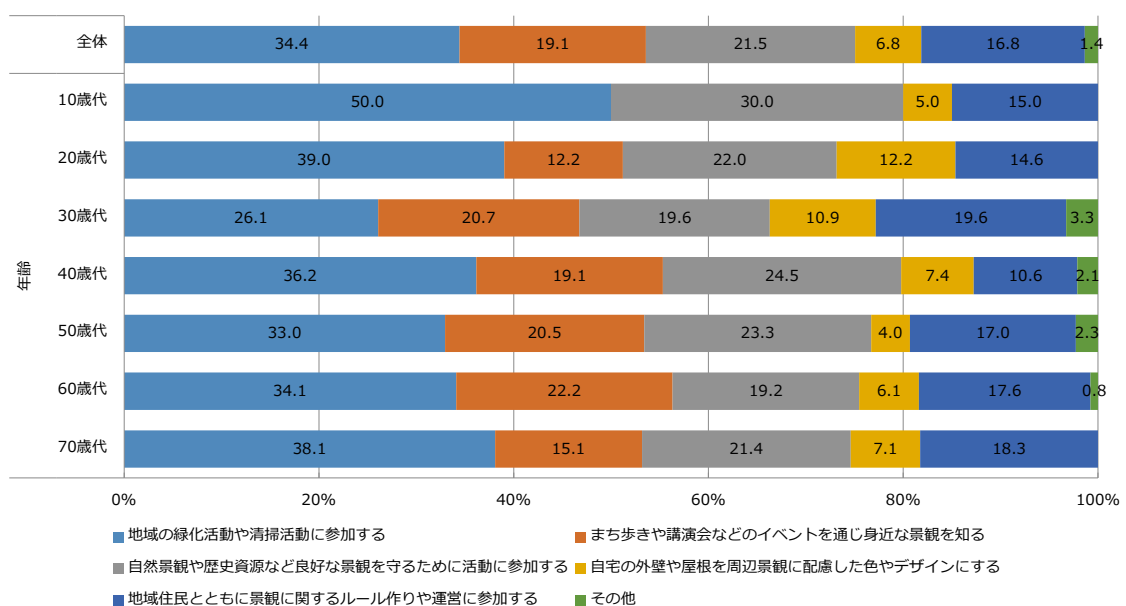
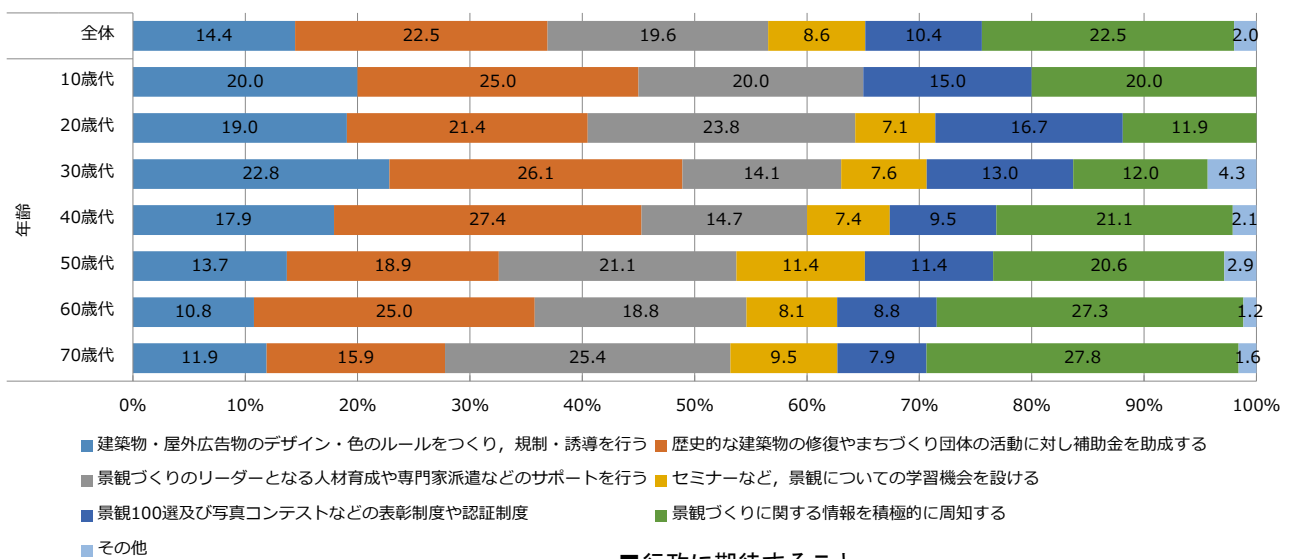
iii.行政と市民の役割

●3-3. 景観づくりを進めていくうえで、どのようなことを行政に期待しますか。特に当てはまるものを2つ選んで○をつけてください。

●3-4. 景観づくりを進めていくうえで、どのようなことを市民が率先して取り組む必要があると思いますか。特に当てはまるものを2つ選んで○をつけてください。

行政へは景観づくりに関する情報発信及び歴史的建築物の修復や団体活動への補助金といった財源面でのサポートがそれぞれ22.5%で最も多く、次いで人材育成や専門家の派遣など人的なサポート（19.6%）が期待されています。

一方で市民が自ら率先すべきと考える取組は「地域の緑化活動や清掃活動への参加」が34.4%となっており、次いで「自然景観や歴史資源など良好な景観を守るための活動への参加」が21.5%となっており、直接的に景観へ関わる活動への参加意欲がうかがえます。

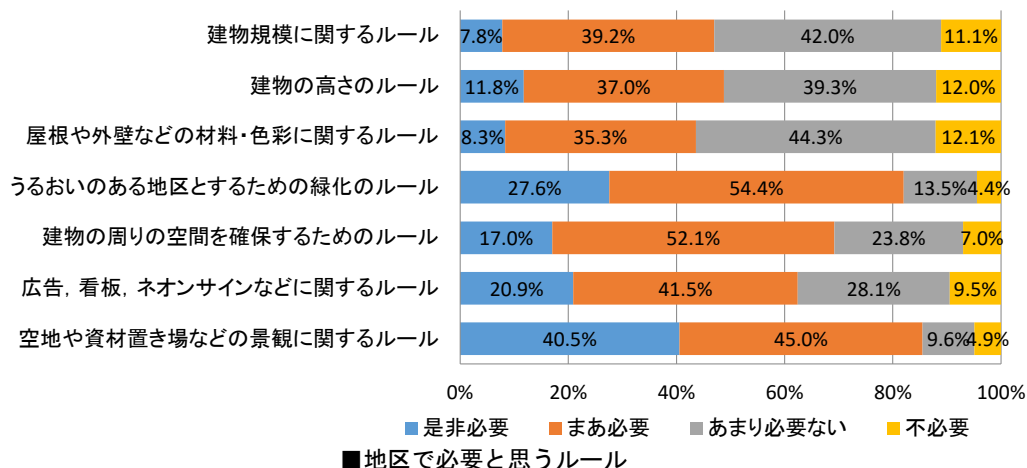


iv. 景観を守るために重視する基準

●3-5. あなたのお住まいの地区には、お互いが守る次のような基準（ルール）が必要だと思いますか。それぞれについて必要の程度を1つ選んで該当する欄に○をつけてください。

「空地や資材置き場などの景観に関するルール」を「是非必要」とする回答が40.5%と、全体と比較すると最も多く、「まあ必要」と合わせて85.5%が必要と感じています。次いで「うるおいのある地区とするための緑化のルール」は「是非必要」が27.6%であり、「まあ必要」と合わせて82.0%が必要と感じています。

一方で建物の規模、高さ、屋根や外壁の材料・色彩に関するルールについては5割以上が必要と感じていない状況であり、建物そのものに対してはあまり制限を必要と考えられておらず、その周辺や地域全体に着目したルールが必要と考えられています。

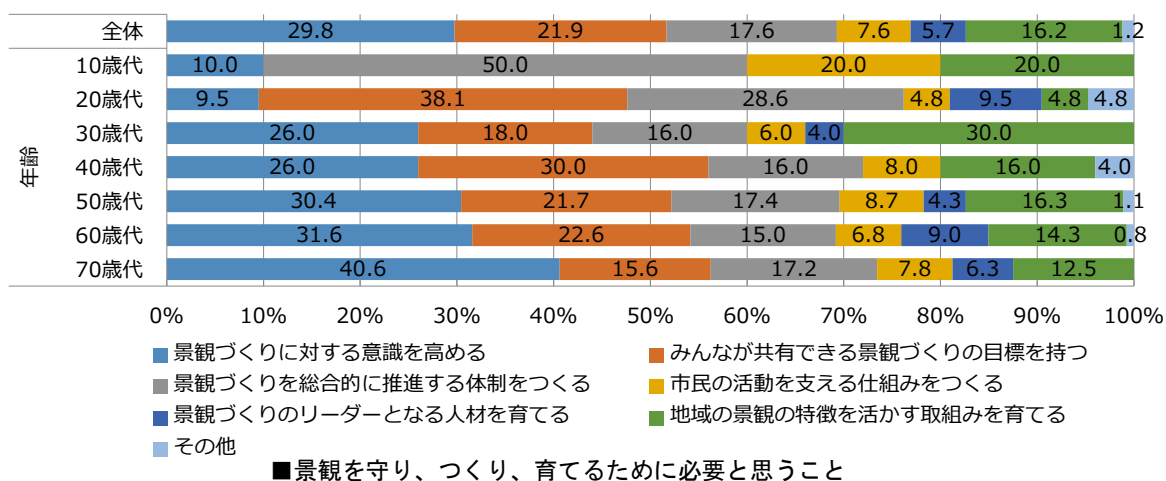


v. 景観づくりの取組に向けて

●3-6. あなたは、奄美市の景観を守り、つくり、育てるためにはどんなことが必要だと思いますか。あなたのお考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

「景観づくりに対する意識を高める」が29.8%と最も多く、次いで「みんなが共有できる景観づくりの目標を持つ」が21.9%となっています。また、「景観づくりを総合的に推進する体制をつくる」が17.6%、「地域の景観の特徴を活かす取組みを育てる」が16.2%となっています。

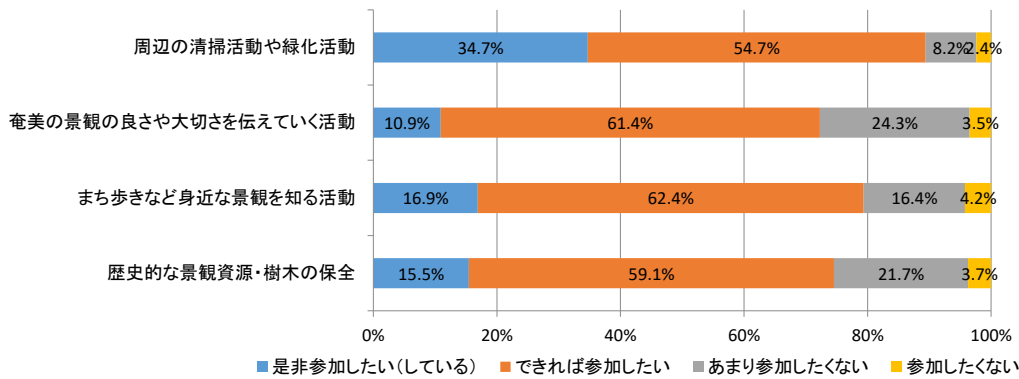
年齢別に見ると「景観づくりに対する意識を高める」は若い世代ほど少なく、世代が上がるほど多くなる傾向がみられます。「みんなが共有できる景観づくりの目標を持つ」の割合が最も多い世代は20歳代ですが、10歳代では0%となっています。一方10歳代では「景観づくりを総合的に推進する体制をつくる」が最も多くなっています。



③自身の景観への取組について i.景観向上への関わり方について

●4-1. 地域の景観向上に向けてどのように関わっていきたいですか。（現在既に取り組んでいるものも含まれます。）項目ごとに1つ選んで○をつけてください。

「是非参加したい（している）」が最も多いのは「周辺の清掃活動や緑化活動」が34.7%であり、次いで「まち歩きなど身近な景観を知る活動」が16.9%となっています。一方で「奄美の景観の良さや大切さを伝えていく活動」、「歴史的な景観資源・樹木の保全」については比較的消極的となっています。

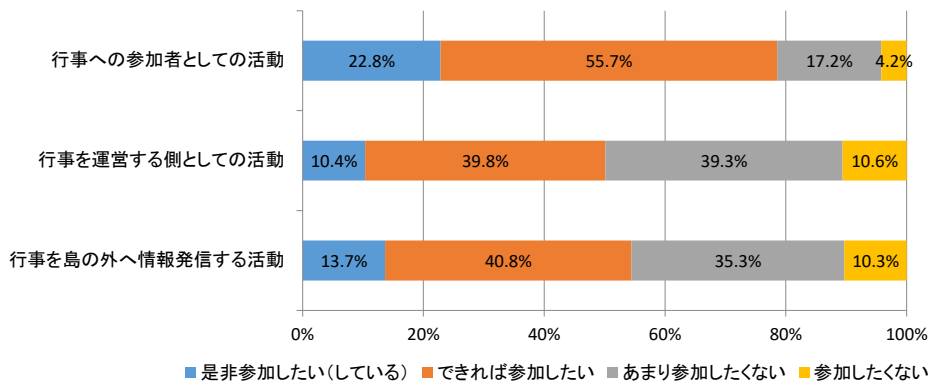


■景観向上のために関わっていきたいこと

ii.文化・伝統行事への関わり方について

●4-2. 文化・伝統的な行事の存続、保全していく活動についてどのようなお考えをお持ちですか。項目ごとに1つ選んで○をつけてください。

参加者としては比較的積極的に参加を考えている割合が多く、「是非参加したい（している）」が22.8%、「できれば参加したい」が55.7%となっています。運営側としての参加については積極的な回答と消極的な回答が同程度となっています。



■文化・伝統的な行事への関わり方

(3) 調査結果のまとめ

①奄美市の景観について

- 10、20歳代は他の世代に比べ「少し関心がある」が多くなっており、「非常に関心がある」の回答は3割程度に止まっています。地区別では笠利地区が「非常に関心がある」が多くなっている一方で、「あまり関心はない」が他地区より多くなっています。
- 景観については6、7割が良い印象であるのに対し、文化については8、9割が良い印象を持っています。また「良い」の回答が多くなっており、奄美市の文化に対する自信がうかがえます。10歳代は景観、文化ともに良い、まあ良いで100%となっています。
- 分類別では自然・風土に関する景観と祭・イベントに関する景観が他に比べ良い印象を持たれており、特に海の景観と祭・イベントの景観では8割が良い印象となっています。
地区別にみるとどの景観についても住用地区があまり良くない傾向にあります。公共施設については名瀬地区があまり良くないが多くなっています。
- 地区の景観については、眺望のよさという点では名瀬地区の満足度がやや低くなっていますが、それ以外の項目については住用地区が不満とする回答が多い傾向にあります。
- 地区の景観の状況について、住用地区は「何もしなくても問題はない」が0%となっており、地区の景観について危機感を持っていることがうかがえます。
- 奄美らしい景観をキーワードで整理すると、海に関する景観が他と差をつけて最も多く、市民にとって最も身近で奄美市らしい景観であるといえます。
- 地区の景観阻害要因としてはどの地区でもゴミの不法投棄や廃材の野積み、雑木林や耕作放棄地が最も多く選択されており、共通の課題であることがわかります。

②今後の景観づくりについて

- 自然環境や建物、沿道の維持・保全に関する取組について力を入れる必要があるとする回答が多くなっています。一方で奄美の伝統・文化的デザインを取り入れた景観形成や、地区に対する建物の基準、電線や屋外広告に関するルールづくりについて必要とする回答はやや少なくなっています。
- 奄美市の目指す景観整備のイメージは、「海と海岸線の景観整備」が最も多く、2番目に「緑豊かな自然の景観整備」、次いで文化・歴史の景観整備となっています。前述の奄美らしい景観と対応する形となっており、奄美らしい景観を活かした景観整備が望まれています。
- 行政に対しては、歴史的建築物の修復や街づくり団体の活動に対する補助金や、景観づくりに関する情報発信が最も期待されており、次いで景観づくりに向けた人的サポートが期待されています。年齢によって順番に違いがみられ、10～30歳代は情報発信よりも建築物や屋外広告物のデザインや色のルールづくり、規制・誘導を期待する回答が多くなっています。
- 市民が率先して取り組むこととしては、地域の緑化活動や清掃活動への参加が最も多く、次いで良好な景観を守るための活動への参加となっており、より実践的な取組に参加すべきと考えられています。その次に身近な景観を知ることや、景観に関するルールづくりや運営が選択されています。

- 地区に必要と思うルールについては「空地や資材置き場などの景観に関するルール」が最も必要と考えられており、前述の景観阻害要因とも関連がうかがえます。2番目に必要と考えられているのは「うるおいのある地区とするための緑化のルール」となっています。一方で建物の規模や高さ、色彩に関するルールについて必要とする回答は5割以下となっています。
- 景観づくりの取組に向けて必要なことは年齢でばらつきが大きくなっています。景観づくりに対する意識の向上は若い世代ほど少なく、特に10、20歳代は景観づくりの推進体制の構築が必要と考えている割合が多くなっています。また20歳代では景観づくりの目標を持つことが最も必要と考えられており、30歳代では地域の景観の特徴を活かす取組みが最も必要と考えられています。

③自身の景観への取組について

- 周辺の清掃活動や緑化活動への参加意欲が最も多く、前述の、市民が率先して取り組むべきことと同じ傾向となっています。
- 行事への参加自体は意欲的な回答がみられますが、運営、情報発信についてみると「是非参加したい」の割合は参加者として関わる場合に比べ半分程度となり、「あまり参加したくない」、「参加したくない」の割合がそれぞれ参加者として関わる場合の2倍以上となっています。



▲建物と調和した室外機の設置事例（倉敷市）



▲周囲に溶け込んだ柵（おがみ山）

3. 景観形成に向けての課題

(1) 課題整理に向けての考え方

奄美市は、美しく豊かな自然に囲まれた中に、奄美市ならではの文化や伝統、暮らし等が息づいています。総合計画においても、将来都市像として「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷」を掲げており、自然とひとと文化が共に溶け込みあうまちづくりを目指すこととしています。このような将来像の実現に向けて、景観形成に向けての課題の整理における考え方を以下に整理します。

①奄美市ならではの景観を守り育て・引き継ぐ

奄美市には、美しく豊かな自然をはじめ、島が守り育ててきた歴史・文化や人々の生活が織りなす素晴らしい景観があります。海や原生林の景観、歴史的景観や集落の伝統行事など、「守り育てるべきもの」として、しっかりと共通認識を持ちながら、次世代へ引き継いでいくことが重要です。

②魅力ある新たな景観の創造

魅力ある新たな景観の創造に向けて、地域との調和に配慮し、より魅力を高める取組が大切です。そのためには、良い感性と他者への配慮・おもてなしの心が大切です。また、誰もが、良い景観を眺めることのできる「視点場」を確保、整備していくことも重要です。

③魅力ある景観に向けての修景

景観を損なう行為・問題点については、建築物・工作物などの物的なものと、ごみや雑草などの管理やマナー等の両面から、対策を考えていく必要があります。また、建築物・工作物などの物的なものについては、だれもが納得でき、守られる最低限のルール（景観形成基準等）が必要です。維持管理やマナー・意識については、誰が管理主体なのかを明確にし、役割を認識した行動・行為が行われるよう意識啓発をしていくことが基本になるとともに、上記の価値や目標の共有化が重要となります。

④景観の価値を評価し、理解・周知・共有化を促進させる

「守るべきもの」として位置づけるためには、その景観の価値を評価し、価値観を共有することが必要です。資源の価値や大切さを自ら学び、知ることが基本となるとともに、外部からの評価を受けることも有効です。また、「どういう状態が良いのか」、だれもが漠然と思っている「“その場所らしい”基準になる価値観、景観像」を具体的なイメージとして明らかにし、それをだれもが共有することが重要です。そのため、景観計画では、そのような景観の将来像・イメージを「目標」として明らかにすることを目指します。

⑤地域経済や社会と一体化した景観づくり

景観まちづくりは、各景観資源の個の創造だけではなく、美しさや精神的ゆとりを生む背景として、経済的ゆとり・活力の維持が必要です。景観を美しい状態で守っていくためには、地域の産業の振興、活力向上、人口の維持対策などを同時に行っていくことが重要です。

(2) 景観形成に向けての課題

市民アンケートやワークショップ、景観計画策定委員会の結果から、山や海の奄美らしい景観については好意的な印象を持つ市民が多いものの、河川の景観については、景観の悪化を懸念する市民の割合が高く、また、市街地や集落地域を含む各地域の景観については、ごみの不法投棄や廃材の野積み、耕作放棄地の増加などによる景観や環境の悪化を懸念する市民の割合が高い状況にあります。このことから、美しい自然の適切な維持・保全を図るとともに、まちなみや集落における良好な景観形成に向けた取組を進める必要があります。

一方で、良好な景観形成にあたっては、景観づくりに対する市民の意識を高めることが最も重要だと考える市民の割合が高いことも分かりました。

ここでは、上記の課題をベースに、本市の現況、関連計画、景観資源の整理等を踏まえて、以下の5つの要素に分類して課題の解決に向けた取組を整理します。

①自然

◆山岳・丘陵地

- 景観の背景となる遠景の山々の緑及び市街地周辺の緑地の保全
- マングローブ林、モダマ自生地、あやまる岬などの景勝地や名勝周辺の森林の保全
- 自然景観として、また生物の貴重な生息・生育空間として、金作原や住用川・川内川の上流域などでみられるヒカゲヘゴの群生や亜熱帯性照葉樹林などの保全

◆海岸・河川

- 海岸保全機能の整備を進める中、景観に配慮した整備と自然海岸における美しい水辺景観の形成
- 河川緑地の連続性確保と公園や寺社林など関連する緑との一体化又はネットワーク化による河川の景観づくり
- 貴重な水辺空間として自然を活かした親水空間の創出による海岸・河川景観づくり

②歴史・文化

- 歴史的にも文化的にも貴重な巨木や樹林の維持保全
- 歴史的・文化的遺産の保全・活用と周辺を含めたまちなみ景観の形成
- 各集落に残る伝統文化など、文化的景観資源を保全活用及びネットワーク化による奄美らしさを感じる景観づくり
- 宇宿貝塚や赤木名城跡など歴史的文化的性の高い資源の保全とその周辺との一体性ある景観形成



▲集落内から見た朝仁の海



▲サンゴの石垣

③まちなみ

◆市街地

- 中心市街地の賑わい空間の創出と観光立島の顔としての魅力と雰囲気のある景観づくり
- 木造建築物と新たな高層建築物とのバランスなど整合を図りながら、歴史的・文化的な遺産を継承・活用、新たに創出する景観の形成
- 斜面地における住宅地開発について緑の斜面地の保全と緑が豊かで良好な景観を持つ住宅地の誘導
- 都市基盤が整備された新市街地において、大規模建築物など周辺と調和した住商複合地区内の景観づくり
- 市街地周辺部に広がる低層系の既存住宅地においては、宅地内の緑が多く落ち着いた住宅地景観づくり

◆道路

- 海岸沿いなど観光ルートとなる主要な道路の修景緑化による沿道景観づくり
- 沿道を中心に存在している電柱・架線の整理・統合、地中化等による魅力ある沿道景観の形成

◆公園・緑地

- 緑の基本計画との調整を図りながら、緑を活用した景観づくり
- 住区基幹公園など市民に身近な緑の整備による、開放的で緑豊かな住宅地景観づくり

④集落と生業・暮らし

◆集落

- 集落の屋敷林や防風林は、住宅と一体的に保全や地域性のある樹種を活かした修景
- かつて集落内に形成されたミャー（広場）を活かした集落の歴史・文化性を高める固有の景観づくり
- 伝統的な建造物である高倉やナバ石垣を活かした集落景観づくり
- 各集落で行われる伝統行事の伝承とPRによる希少価値の向上

◆畑

- さとうきび畑等の保全活用による次世代に残すことができる農の景観づくり
- 畑地の風景や里山風景を保全しつつ、良好な集落環境の形成
- 耕作放棄地や雑木林の整備と利活用による景観づくり

⑤その他

◆その他

- 本場奄美大島紬など伝統的地場産業の活性化と一体となった豊かな島の景観づくり
- 景観を損なう要因となるゴミや資材置き場等のルールづくりと対策
- 市民一人ひとりの景観に対する意識醸成とマナーの向上

第4章 景観形成の基本理念・将来像・基本方針

1. 基本理念と景観形成に向けての将来像

(1) 景観形成の理念と将来像

① 基本理念

奄美市では亜熱帯海洋性気候による本土とは違った自然や生活様式がみられ、また起伏にとんだ地形により沖縄諸島とも違った奄美独自の景観を形成しています。

さらに、時代ごとに様々な文化の影響を受けてきた歴史の中で育まれた伝統文化・行事は集落ごとに守られ、現代に受け継がれています。

これらの自然や文化をはじめとした奄美市の良好な景観を形成していくために、以下の3つの基本理念を掲げます。

基本理念

■本物の奄美を追求した景観づくり

奄美の景観を最も特徴づけるのは、そこに暮らす人々の文化・営みです。どこにでもある景観とさせないためにも、その真髄を追い求め、奄美らしさを演出していく必要があります。

地域や集落ごとに異なる、唯一無二の文化であることに誇りを持つことで、文化・景観を守り、伝えていく心を育みます。

■自然と文化を継承する景観づくり

奄美の文化は特徴的な自然があるからこそ、その土地に根付き、育まれてきた文化です。奄美固有の景観を適切に保全していくには、自然や文化の成り立ちをしっかりと捉え、風化させない取り組みが必要となります。

そのためにも、古来より寄り添ってきた自然の大切さを学ぶことで、文化の意義を理解し、後世へ伝えていきます。

■みんなで実践する景観づくり

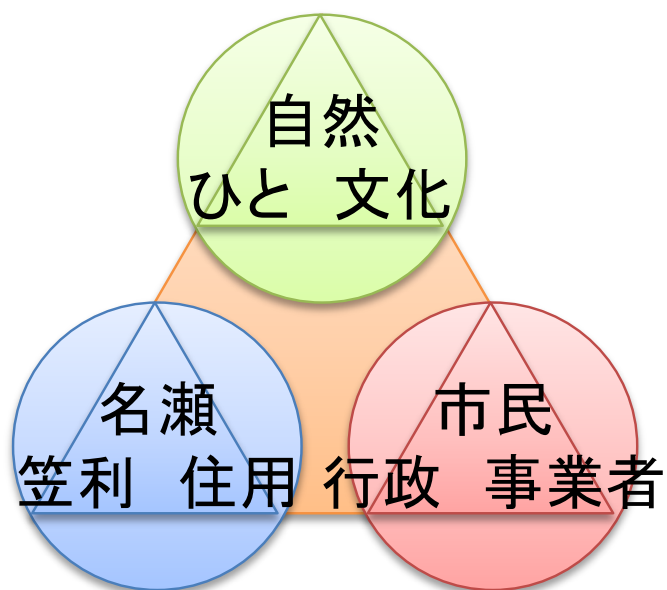
暮らしの景観や文化を守り、伝えていくためには、人々の働き、営みが必要不可欠です。奄美の景観は行政のみ、市民のみではなく、各主体が協力し合って取り組みを行っていくことを前提に、地域のルール作りや、各主体の役割を明確にし、自分たちの奄美をより良い景観にしていきます。

② 将来像

景観のまちづくり将来像

自然・ひと・文化が織りなす魅力ある景観

～次世代へつなぐ、きよらのまち奄美～



(2) 景観形成の基本目標

景観形成の目標として掲げた基本理念と将来像を受け、本市全域を対象として、景観に関する総合的な指針となる景観形成の基本目標を次のように定めます。

景観形成の基本目標

1.歴史・文化の保全と伝承

時代ごとに様々な文化の影響を受けてきた歴史と、特徴的な自然環境のもとで育まれ、独自に発達し、現代に受け継がれてきた奄美固有の景観を保全していくとともに、先人の築いた長い歴史・文化を受け止め、次世代へとつながる新たな景観の創造に取り組むことにより、市民の豊かな心を育み、個性ある景観づくりを進めます。

2.地域の誇りと愛着が持てる景観づくり

本市は、「一集落 1 ブランド」として各集落における「地域の宝」を活かして島の住民及び島外からの来訪者との交流を生み出すことで、シマ及び地域の活性化を図ってきました。自然景観と文化景観の調和のもと、市民と協働して、本物の奄美を感じることができる、美しいまちなみを創造し、次世代の人々も親しみと愛着を抱ける地域の景観づくりを進めます。

3.奄美ならではのおもてなしとやすらぎの景観づくり

空港や名瀬市街地など景観形成における重要な拠点を含め、各拠点の空間整備と景観整備を図り、来訪者をおもてなしする環境を演出することも南の島景観づくりには必要なことです。また、環境への負荷の軽減に配慮し、人に優しいまちづくりを進め、安全なまち歩きを確保するなどの対策を合わせた心を豊かにする景観づくりを進めます。

4.迫力ある自然景観の保全と沿道景観の整備

本市は、サンゴ礁の海やマングローブ、金作原をはじめとする山林の豊かな自然とともに暮らしてきた人々の営みと、独自の景観要素によって構成されています。こうした市民共有の財産である資源を守り、活かせる景観づくりを目指します。

さらに、海岸沿いに広がる青の景観、照葉樹林やサトウキビ畑からなる緑の景観など、豊かな自然景観を間近に体感できる沿道の景観づくりを進めます。

5.協働の景観づくり

本物の奄美を追求し、自然と文化を次世代へ繋いでいくためには、市民、事業者と行政が景観形成の目的や意識を共有し、それぞれの役割を理解することが重要です。そのためには、計画策定時からより開かれた議論の場や機会づくりを推進し、幅広い情報提供などを通して、人々の関心を高め、景観づくりを進めます。

2. 景観形成に向けての基本方針

基本方針 1 育てる景観—本物の奄美を知る—

- 奄美を知り、情報を発信し、皆で継続的に議論していく景観づくりを行います。
- 行事に合わせた玄関先の飾りなど、奄美各地域の風土と生活感が垣間見られる景観づくりを行います。
- 市民や事業者が、奄美らしい景観を理解し、よりよい景観まちづくりを行う意識を育てるために、周知・学習・行動する機会を提供していきます。
- 周囲の景観に合わせた標識、街路灯、休憩所などを考えていけるようパンフレット等での啓発活動に努めます。

基本方針 2 創る景観—奄美らしさを伸ばす—

- 奄美らしい景観を創り、都市に個性を与えるために、まちの活性化やイベントなどの取組に努めます。
- 奄美らしさを醸し出す、沿道建築物まで一体となったストリート景観づくりに努めます。
- 沿岸部の身近に感じる海浜や史跡等を考慮した街区整備など、歴史や暮らしを伝え、地域の風景の再生を図る中で、独自の景観づくりを進めていきます。
- 観光案内板などにも統一感を持たせるとともに、奄美らしさを演出する工夫を行います。

基本方針 3 直す景観—本来の魅力を取り戻す—

- 商業の活性化とともに、歩行者空間の改善、通りに面した建物の外観の魅力化など、商業空間としての賑わいのある魅力的なまちなみ景観の形成を図ります。
- 末広本通りをはじめとした、歩いて楽しい市街地の景観づくりを進めます。
- 案内看板・サインなど適切な規制・誘導を行い、地区周辺と調和する施設の景観づくりに努めます。
- 南の島らしさを感じることのできる景観づくりに向け、幹線道路沿道の土地利用や植樹などに配慮した沿道修景に努めます。

基本方針 4 守る景観—自然と文化を守る—

- 各集落の伝統行事や空間を守る景観づくりを行います。
- サンゴ礁、マングローブ、金作原など亜熱帯海洋性気候が織りなす景観を守ります。
- 近海や河川、内海の水質など環境保全・浄化などの対策も考えた景観を維持していきます。
- サトウキビ畑や農地境界のソテツ、高倉などの農村景観を守ります。
- 歴史・文化・景観的に貴重な巨木や樹林などは、地区の景観を先導し趣のある景観を形成する要素として維持・保全に努めます。
- 観光推進に向けた整備等を行う際には、十分な協議・検討を行い、本来の景観を活かした整備となるように努め、事業者への指導等を行います。

基本方針 5 伝える景観—外へ、次世代へ繋ぐ—

- 風景は歴史をとおして感じるもので、また風土は文化をとおして読み取れるものと捉え、日々の取組をとおし、未来に繋ぐ、景観づくりに取り組みます。
- 名瀬、住用、笠利を繋ぐ景観ネットワークの形成に努めます。
- 隣接する自治体と連携し、奄美大島全体としての景観づくりを図ります。
- 奄美空港及び名瀬港周辺の魅力と賑わいのある港町、港湾街区の景観づくりとともに、空と海の玄関口を繋ぐロード景観づくりに努めます。

第5章 良好な景観形成のための行為の制限等

1. 景観計画区域

(1) 景観計画区域の設定

景観計画区域は、景観法第8条第1項に定められた、景観計画の対象となる区域で、都市、農山村、その他市街地又は集落を形成している地域（これと一体となって景観を形成している地域を含む）において、次の条件のいずれかに適合する区域です。

- (1) 現にある良好な景観を保全する必要がある土地の区域
- (2) 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要がある土地の区域
- (3) 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があるもの
- (4) 住宅市街地の整備等が行われ、新たに良好な景観を創出する必要があるもの
- (5) 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがある土地の区域

景観計画区域内では、建築物の建築又は外観を変更する修繕等や色彩の変更を行おうとする場合、その規模により、あらかじめ市長への届け出が義務付けられ、計画の内容が景観計画に適合していない場合、市長は設計の変更等を勧告することができます。

また、特定届出対象行為に関しては変更命令を出すこともできます。

本市は、市全域にわたって数多くの景観資源が分布し、地域の景観的特徴を構成する重要な要素となっています。

これまで、自然公園法による自然景観の保全や鹿児島県景観条例や本市文化財保護条例等をはじめとする施策により、良好な景観の形成が行われてきました。

しかし、本市における良好な景観形成を進めていくためには、限定された範囲での景観施策だけでなく、また、本市の特徴的な地形が創り出す豊かな眺望を保全していくためにも、本市全域にわたる景観施策が必要です。

そこで、本計画における対象範囲は次のとおりとします。

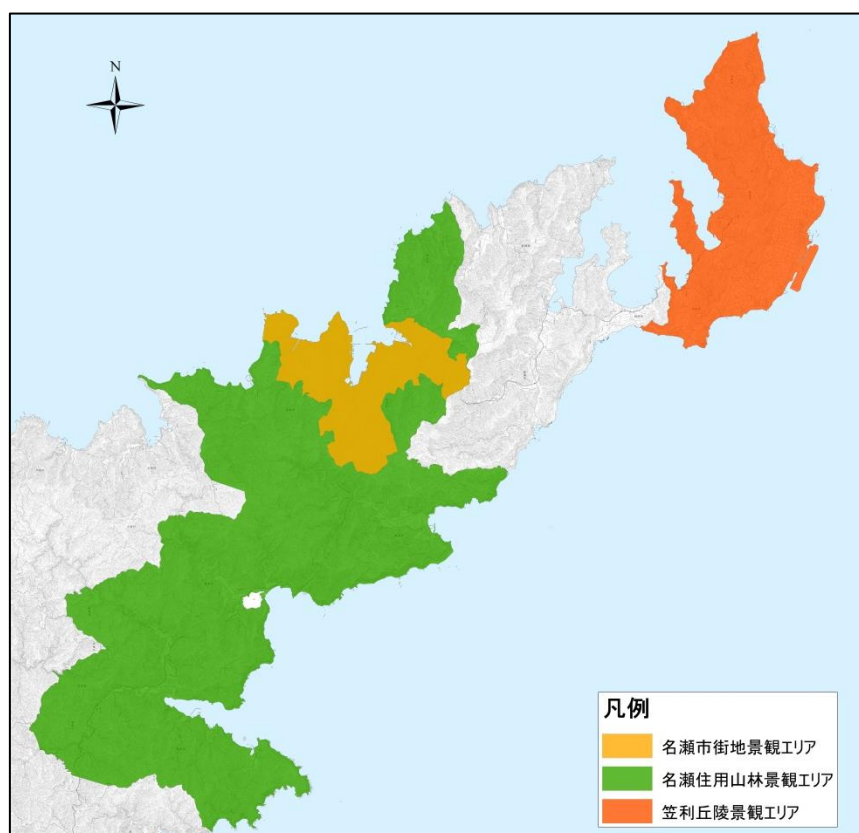
奄美市景観計画の対象区域は、奄美市の区域全域とします。

(2) 景観計画区域の地域区分

本市に相応しい景観形成を目的に、第6章において定める「特別景観区域」を除いた市域全体を「一般景観区域」とし、緩やかなルール設定により、広域的な観点での景観誘導を図ります。

一般景観区域は、地域の景観特性から、大きく3つのエリアを設定し、共通の基準としながらも各地域特性に応じた景観形成を図るものとします。

エリア区分	概要
名瀬市街地エリア	都市計画区域に指定されるエリア。一部地域が奄美群島国立公園に含まれる。
名瀬住用山林エリア	大半を急峻な山岳部で占められており、海に面した扇状地等に市街地や集落が形成されるエリア。主に森林法による土地利用であり、多くの範囲が奄美群島国立公園に含まれる。
笠利丘陵地エリア	比較的なだらかな地形で、太平洋側にはサトウキビ畑が広がっており、また美しい海岸線を有するエリア。農地法と森林法による土地利用が主であり、一部地域が奄美群島国立公園に含まれる。



2. 良好な景観の形成のための行為の制限

(1) 行為の制限の概要

本市には、海や山を始めとする自然景観や伝統的な文化や生活から生まれたまちなみの景観など、様々な景観が市全域にわたって分布しています。これらの美しい景観資源は、地域の暗黙のルールの中で、周囲の景観に調和した建物などが建てられていたために保全されていたとも考えられます。一方、これまで景観づくりに関して明確な基準はなく、様々なデザインの建物等を自由に建てることのできるため、時代の移り変わりや人の流動などに伴い景観の阻害等も既に生じてきています。

そこで、自然・ひと・文化が織りなす魅力ある景観を実現するため、景観の形成や保全に大きな影響を与える一定規模以上の土地の開発や建築物等の行為について届出制度を設けることとします。届出対象となる行為を実施する事業者等は、市に届出を行い、景観形成基準をもとに協議を行うことが求められます。

(2) 行為の制限の基本方針

建築物・工作物等の行為の制限に関する基本方針

- まちなみ景観の大きな要素である建築物や工作物について、良好な景観を形成するために必要な行為の制限を行い、適切な規制・誘導に努めます。
- 良好な景観の形成に向けて、周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史や文化などこれまでの地域の成り立ちや変遷を考慮したうえで、建築物及び工作物の配置、規模、形態意匠などについて、地域全体として調和のとれたものとなるよう努めます。

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限

①一般景観区域における行為の制限

本市固有の優れた景観を守り育てていくために、市全域において、景観に大きな影響を与える可能性の高い大規模な建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更を行う場合には、事前に届出が必要となり、景観形成方針と行為の制限（景観形成基準）に合致したものとすることが求められます。

このため、以下の表に該当する行為を行う場合は、届出の対象とします。

なお、計画の運用開始時点で既存の建築物及び工作物については、今後増築改築若しくは移転、外観の変更等（②「一般景観区域における届出対象行為」の※1 に該当する行為）を行うタイミングから、届出及び景観形成基準遵守の対象となります。

②一般景観区域における届出対象行為

届出対象となる行為		対象規模
①建築物の建築等※1		高さが10m以上の建築物、又は延床面積500m ² 以上の建築物
② 工作物の建設等 ※1	塔状工作物類・遊戯施設類	高さが10m以上のもの
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等	高さが10m以上のもの、又は築造面積500m ² 以上のもの
	垣・柵・塀類	高さが3m以上のもの
	農業用施設等	高さが5m以上、かつ1棟あたりの設置面積300m ² 以上のハウス構造のもの
	橋梁・歩道橋・高架道路類	延長20m以上のもの
	太陽光発電・パネル等	パネル面の面積が100m ² 以上のもの
③開発行為		面積が10,000m ² （都市計画区域内は3,000m ² ）以上の都市計画法第4条第12項※2に規定する開発行為その他政令で定める行為
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		面積が10,000m ² （都市計画区域内は3,000m ² ）以上のもの
⑤木竹の伐採		伐採面積が1,000m ² 以上のもの
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模1,000m ² 以上、又は堆積の高さ4m以上のもの
⑦公有水面の埋立て		規模に関わらず全ての埋立て
⑧特定照明		届出対象規模以上の建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、30日以上継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更

※1 建築等（建設等）：

建築物（工作物）の新築、増築改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

なお、外観を変更する修繕・模様替え・色彩の変更については、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2以上のもの

※2 都市計画法第4条第12項：

「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。」

③一般景観区域において届出の対象外となる行為

次に掲げる行為に該当する場合、届出の必要はありません。

- ①地盤面下又は水面下における行為
- ②仮設の建築物の建築及び工作物の建設等
- ③次に掲げる木竹の伐採
 - i：除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ii：枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - iii：自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - iv：仮植した木竹の伐採
 - v：測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ④屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積
 - ・堆積の期間が90日未満のもの
- ⑤法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑥他の法令に基づき許可、認可、届出等を要するとされた次の行為
 - i：文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為
 - ii：鹿児島県文化財保護条例及び奄美市文化財保護条例の規定により許可、届出を要する行為
 - iii：自然公園法により許可、届出を要する行為
 - iv：都市公園法の都市公園内で行う行為
 - v：屋外広告物法の規定に適合する行為
- ⑦非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ⑧国の機関又は地方公共団体が行う行為
 - ※届出対象となる規模の行為については、事前に奄美市への通知が必要である。なお、必要に応じ、当該行為についての協議を求める場合がある。
- ⑨景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為
 - i：景観重要建造物
 - ii：景観重要公共施設
 - iii：景観農業振興地域整備計画

④一般景観区域における景観形成基準

行為		景観形成基準	
①建築物の建築等	配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■周囲の眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。 ■周辺のまち並みや自然等との調和に配慮した高さとする。 <p>※ただし、公益性の高い建築（学校等の教育施設や病院・老人ホームなどの医療関係施設等）や、当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周辺の自然環境を背景とした景観に調和するように工夫されたと市長が認める場合はこの限りではない。</p>	
	意匠・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■背景となる緑の稜線や海の広がり等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのを避ける。 ・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。 	
	色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル[*]表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・ その他の色相を使用する場合は、彩度4以下 ・ ただし、アクセント色として外壁の各方面の見附面積の10%以内の使用は可能。 <p>※マンセル表色とは、色彩を色相、明度、彩度によって表現する表示方法</p>
		屋根	<ul style="list-style-type: none"> ■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、明度2以上6以下かつ彩度6以下 ・ その他の色相を使用する場合は、明度2以上6以下かつ彩度4以下
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ■エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。 	
	②工作物の建設等	配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。 ■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮した高さとする。 ■行為地が丘陵の近傍の場合は、その稜線を乱さないように配慮する。 ■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。
意匠・素材		<ul style="list-style-type: none"> ■背景となる緑の稜線や海の広がり等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのを避ける。 ・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。 	
色彩		<ul style="list-style-type: none"> ■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・ その他の色相を使用する場合は、彩度4以下 	

③開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ■擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。 ■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	<ul style="list-style-type: none"> ■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
⑤木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ■周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。 ■伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。
⑥屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ■堆積物が道路などの公共空間から見えなように遮蔽するなどの工夫をする。
⑦公有水面の埋め立て	<ul style="list-style-type: none"> ■護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するような形態、素材、色彩等を工夫する。
⑧特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

⑤『景観法』に基づく罰則規定の例

景観法には、届出が必要にもかかわらず届出をしなかった場合などに適用される罰則が定められています。以下、主なものを例示します。詳細は景観法を参照して下さい。

（景観法第 102 条）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項の規定による景観行政団体の長の命令（中略）に違反した者

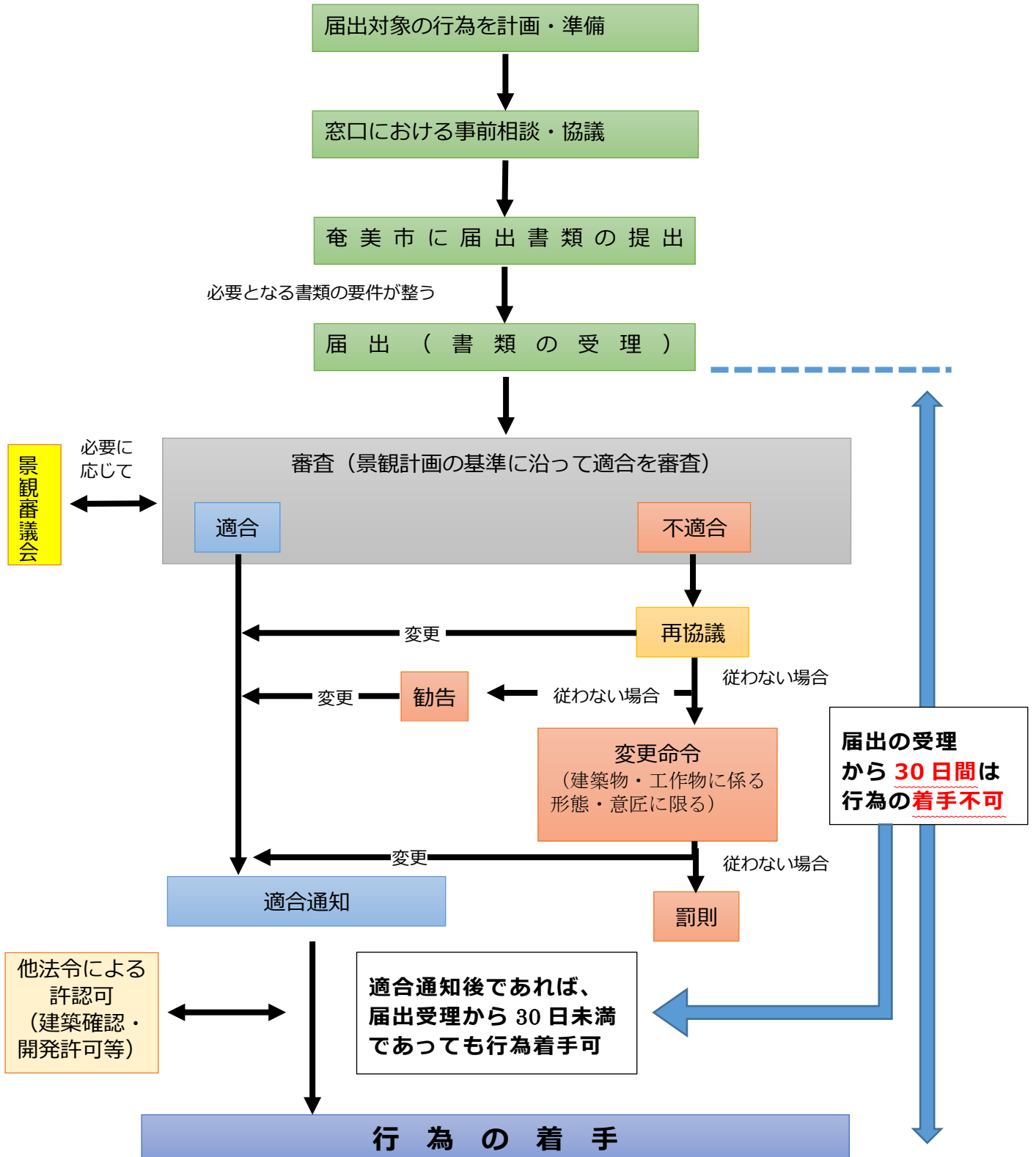
（景観法第 103 条）

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（中略）

- 四 第十八条第一項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者

3. 届出の流れ



第6章 特別景観区域の指定等

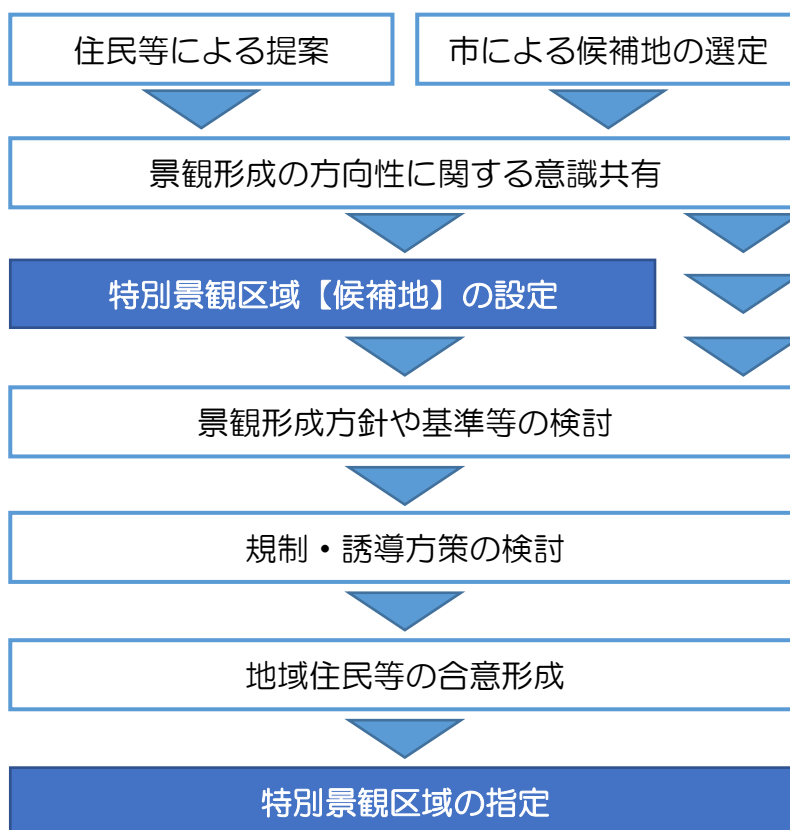
全市を対象とした景観形成の必要性を踏まえ、本計画では特に重点的に景観形成を進めることが必要な区域を「特別景観区域」として指定します。「特別景観区域」は、景観の保全・管理・形成に向けて、より詳細なルールを設定し、地区の特性に応じた景観誘導を図ります。

ここでは、特別景観区域の区域設定と、区域別の景観形成方針を掲げます。また、将来的に特別景観区域への指定を目指していく候補地を設定します。

特別景観区域候補地では、住民が一体となって景観づくりを進めていくとして合意が図られた後、住民等との協働により当該候補地における景観形成基準等を検討し、本計画の改訂をもって特別景観区域に指定することとします。また、特別景観区域候補地に位置づけられていない地域であっても、景観資源を有し、これを核に景観形成を進めるとして合意が図られた場合は、同様に当該地域における景観形成基準を検討し、本計画の改訂をもって特別景観区域に指定することとします。

特別景観区域の指定方針

- ・ 特徴ある景観を有し、まちなみの保全活用に向けた魅力ある景観形成を図る地域
- ・ 地域のシンボルとなっている自然景観、文化・歴史的景観の保全を図る地域
- ・ 景観形成に関する市民の関心が高く、すでに活動や取組みが行われている地域
- ・ 眺望を阻害する建築物等が建てられ、良好な景観が損なわれる恐れのある地域
- ・ 景観が対外的に評価されていると認められる地域



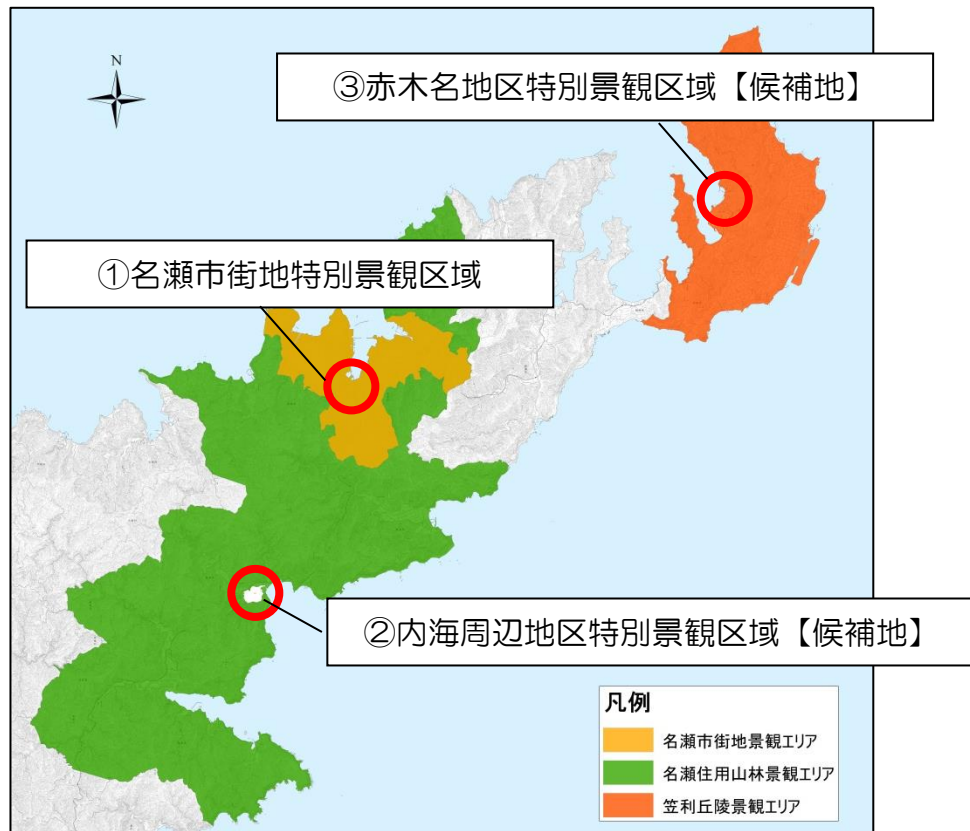
■特別景観区域の検討・指定のイメージフロー

1. 特別景観区域の指定

(1) 特別景観区域の指定及び同候補地の設定

本計画では、奄美市の景観形成に向けた先導的な取組みとなることを期待して、下記のとおり、1か所の特別景観区域を指定し、2か所の候補地を設定します。

- ①名瀬市街地特別景観区域
- ②内海周辺地区特別景観区域【候補地】
- ③赤木名地区特別景観区域【候補地】



■特別景観区域及び候補地の位置

(2) 名瀬市街地特別景観区域

①区域の範囲

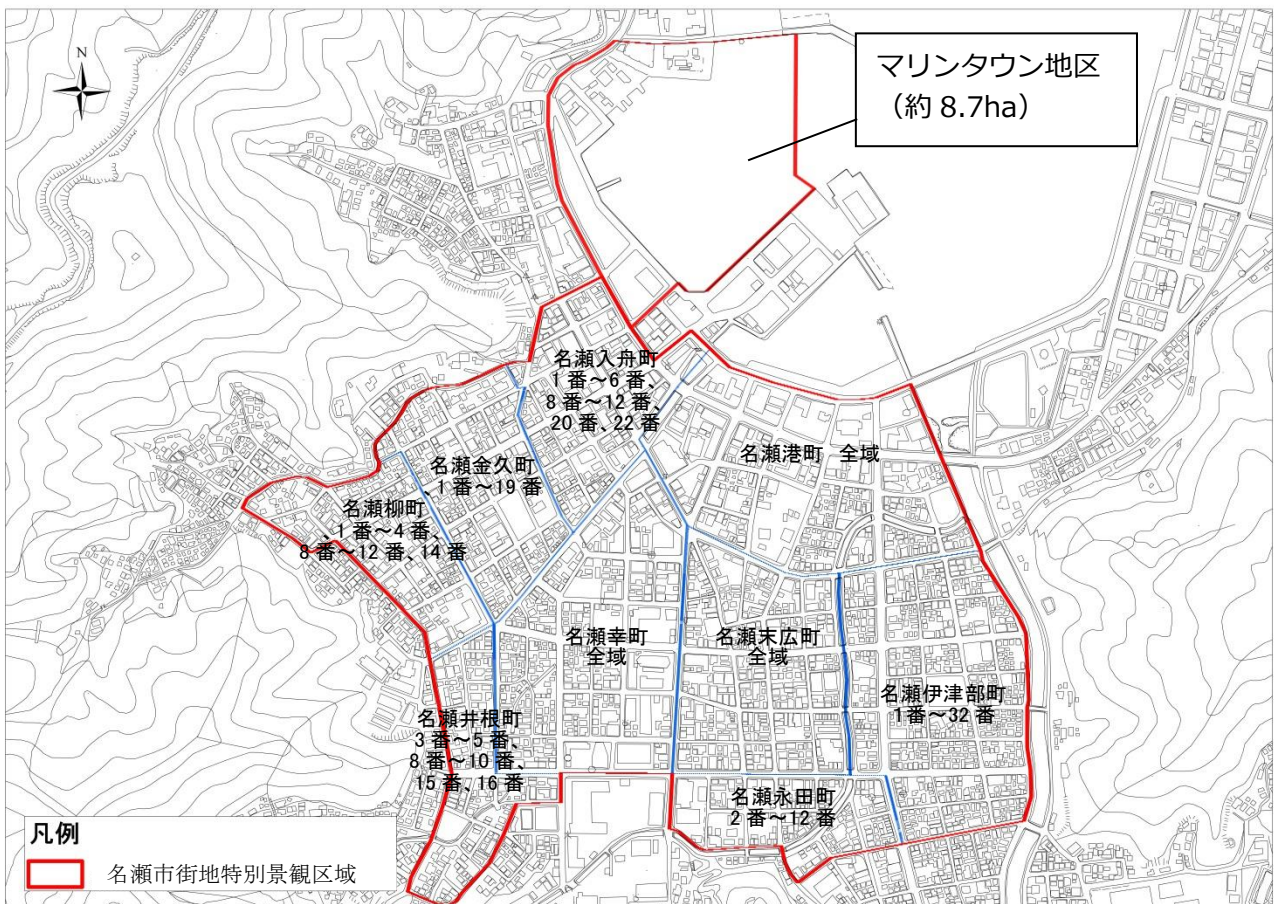
名瀬市街地は、三方を山に囲まれた地理的な状況から狭小な平地に各種都市機能が集積して発展してきた市街地です。役所をはじめとする国・県の各出先機関や公共公益施設、生活関連の主な施設が集積するとともに、商店街や飲食店街も立地するなど、コンパクトな市街地が形成されており、都市機能や経済的にも中心的な位置を占めています。

現在、中心市街地では区画整理事業を始めとしたまちづくりが進行中であり、今後、新たな公共・公益施設や民間による建物の建設、道路等の整備が予定されていることから、本計画に基づく景観形成の取り組みを推進するにあたり、先導的なケースとなる地域となっています。

また、現在、名瀬港本港地区整備事業により開発中のマリントウン地区については、観光関連施設用地としての活用が予定されており、開発の方針として、中心市街地との一体的な高度利用が明記されています。

そのため、本計画では、「奄美市中心市街地活性化基本計画（平成29年4月）」にて中心市街地として位置付けられた区域(約43ha)に、マリントウン地区(約8.7ha)を加えた下図の地域を特別景観区域に指定します。

なお、上記計画では『♪いもーれ・Come もーれ・ゆていもーれ♪コンパクトシティ「ゆるうまち」の実現』をテーマとして、「賑わいに満ちた活力ある中心市街地の形成」、「訪れたいくなる中心市街地づくり」、「多様な都市機能が集積した魅力的な中心市街地の形成」が基本的な方針として掲げられています。これを受け本計画では、商業施設や都市機能の集積や立地促進を図り、市街地の活性化や賑わいの創出に向けた景観形成を実現するため、本区域における建築物の規模等を一般景観区域より緩和することとします。



■名瀬市街地特別景観区域図

②名瀬市街地特別景観区域の景観形成方針

中心市街地が有する、恵まれた「地域資源」を積極的に活用し、「奄美」らしい魅力を高めることが、市街地の活性化には必要です。中心市街地においても、奄美らしい景観形成、雰囲気・生活感の演出等を行うとともに、歴史的・文化的資源の活用や回遊できる仕掛けづくりに取り組み、多くの人々が訪れたいくなる良好な景観を持つ中心市街地とするために、下記の景観形成方針を掲げます。

市街地の賑わい演出

市街地の活性化や賑わいを果たせる観点から、建物の規模などについては一般景観区域より緩和しつつも、一定の制限を持たせることで、良好な景観形成を図ります。

また、建築物はセットバックに努め、余裕のある歩行空間の創出を図るとともに、単調な外観を避けたデザインやシースルーシャッター等を採用することで、商店街に賑わいを果たせる工夫を図ります。

おがみ山からの眺望景観の確保

かつて天皇陛下もご覧になられ、市民から愛されているおがみ山からの眺望景観を保全するため、名瀬湾や市街地の左右を囲む山への視線を遮らないよう、建築物の高さや配置を工夫します。

また、建築物の屋上設置物が目立たないようルーバーの設置や屋上緑化などを推進し、眺望景観の向上を図ります。

奄美観光拠点としての整備

国道 58 号と県道 79 号線及び県道 81 号線が交わり、多くの宿泊施設が立地する本地域は、奄美観光の拠点としての役割があり、わかりやすい案内標識やサインが求められます。その際、極端に派手な色彩や過剰な規模のものとならないよう、建物との一体化や集約化などデザインを工夫し、良好な景観形成を図ります。

また、交流拠点となる施設については、奄美の歴史や文化を反映したデザインを取り入れるなど、奄美らしさの演出を行います。

自然と調和した景観形成

景観の背景となる、市街地を取り囲む自然景観と調和した、連続性のある緑地空間の整備や、まちなかのオープンスペースを確保することで、うるおいとゆとりのある親しみやすい市街地景観の形成を図ります。

2. 特別景観区域の届出対象行為と景観形成基準

(1) 名瀬市街地特別景観区域

①届出対象行為

届出対象となる行為		対象規模
①	建築物の建築等※1	高さが 20m 以上の建築物、又は延床面積 1,500m ² 以上の建築物
② 工作物の建設等 ※1	塔状工作物類・遊戯施設類	高さが 13m 以上のもの
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車庫等	高さが 13m 以上のもの、又は築造面積 1,000m ² 以上のもの
	垣・柵・塀類	高さが 3m 以上のもの
	農業用施設等	高さが 5m 以上、かつ 1 棟あたりの設置面積 300m ² 以上のハウス構造のもの
	橋梁・歩道橋・高架道路類	延長 20m 以上のもの
	太陽光発電・パネル等	パネル面の面積が 100m ² 以上のもの
③	開発行為	面積が 3,000m ² 以上の都市計画法第 4 条第 12 項※2 に規定する開発行為その他政令で定める行為
④	土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	面積が 3,000m ² 以上のもの
⑤	木竹の伐採	伐採面積が 1,000m ² 以上のもの
⑥	屋外における物件の堆積	堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 1,000m ² 以上、又は堆積の高さ 4m 以上のもの
⑦	公有水面の埋立て	規模に関わらず全ての埋立て
⑧	特定照明	届出対象規模以上の建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、30 日以上継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更

※1 建築等（建設等）：

建築物（工作物）の新築、増築改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

なお、外観を変更する修繕・模様替え・色彩の変更については、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の 1/2 以上のもの

※2 都市計画法第 4 条第 12 項：

「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。」

②届出の対象外となる行為

次に掲げる行為に該当する場合、届出の必要はありません。

名瀬市街地特別景観区域における届出の対象外となる行為

- ①地盤面下又は水面下における行為
- ②仮設の建築物の建築及び工作物の建設等
- ③次に掲げる木竹の伐採
 - i：除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ii：枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - iii：自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - iv：仮植した木竹の伐採
 - v：測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ④屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積
 - ・堆積の期間が30日未満のもの
- ⑤法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑥他の法令に基づき許可、認可、届出等を要するとされた次の行為
 - i：文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為
 - ii：鹿児島県文化財保護条例及び奄美市文化財保護条例の規定により許可、届出を要する行為
 - iii：自然公園法により許可、届出を要する行為
 - iv：都市公園法の都市公園内で行う行為
 - v：屋外広告物法の規定に適合する行為
- ⑦非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ⑧国の機関又は地方公共団体が行う行為
 - ※届出対象となる規模の行為については、事前に奄美市への通知が必要である。なお、必要に応じ、当該行為についての協議を求める場合がある。
- ⑨景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為
 - i：景観重要建造物
 - ii：景観重要公共施設
 - iii：景観農業振興地域整備計画

③景観形成基準

名瀬市街地特別景観区域においても、基本的には、一般景観区域の基準を踏襲しつつ、地域の特性を活かした取組みを推進し、良好な景観形成を誘導します。

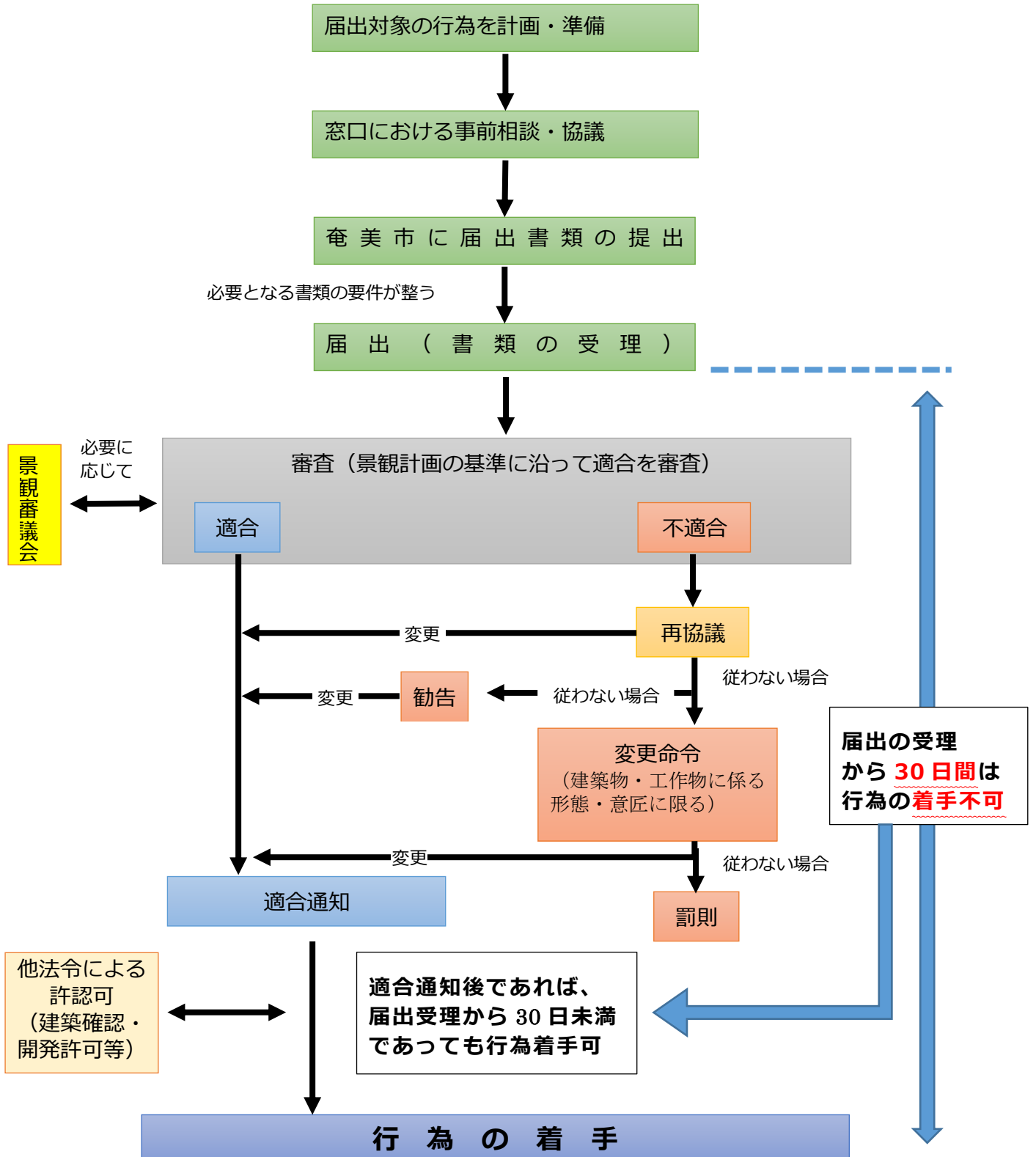
名瀬市街地特別景観区域における景観形成基準

行為		景観形成基準	
①建築物の建築等	配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■おがみ山(行幸広場)から臨み、市街地を囲む山や名瀬湾の海面への眺望を著しく阻害することの無い高さとする。 ■周囲の眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。 ■周辺のまち並みや自然等との調和に配慮した高さとする。 <p>※ただし、公益性の高い建築（学校等の教育施設や病院・老人ホームなどの医療関係施設等）や、当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周囲の自然環境を背景とした景観に調和するように工夫されたと市長が認める場合はこの限りではない。</p>	
	意匠・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■一定の賑わいを演出しつつも、背景となる緑の稜線や海の広がり等、周囲の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのを避ける。 ・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。 	
	色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル*表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度8以下 ・その他の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・ただし、アクセント色として外壁の各方面の見附面積の10%以内の使用は可能。 <p>※マンセル表色とは、色彩を色相、明度、彩度によって表現する表示方法</p>
		屋根	<ul style="list-style-type: none"> ■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度8以下 ・その他の色相を使用する場合は、彩度6以下
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ■エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。 	
②工作物の建設等	配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。 ■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮した高さとする。 ■行為地が丘陵の近傍の場合は、その稜線を乱さないように配慮する。 ■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。 	
	意匠・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■背景となる緑の稜線や海の広がり等、周囲の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのを避ける。 ・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度8以下 ・その他の色相を使用する場合は、彩度6以下 	

③開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ■擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。 ■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	<ul style="list-style-type: none"> ■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
⑤木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ■周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。 ■伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。
⑥屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ■堆積物が道路などの公共空間から見えないように遮蔽するなどの工夫をする。
⑦公有水面の埋め立て	<ul style="list-style-type: none"> ■護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するような形態、素材、色彩等を工夫する。
⑧特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ■一定の賑わいを演出しつつも、地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

3. 届出の流れ

※P75の一般景観区域の場合と同様。



4. 特別景観区域【候補地】の設定

(1) 内海周辺地区特別景観区域【候補地】

内海は川内川と城海岸の間に形成された汽水域であり、マングローブ林を構成する植物のヒルギや希少種のハマジンチョウなどが観察でき、干潟にはシオマネキやミナミトビハゼなどが生息しています。また、内海の畔にはうちみバンガローが整備され、豊かな自然を体感できるレジャーの場としても活用されています。

内海周辺の集落（摺勝、東仲間、川内、見里）には農地が広がっており、三太郎峠の由来となった畠中三太郎や新田開発の先駆者として知られる田畑佐文仁など農業指導者の功績が伝えられる地域となっています。

こうした特徴ある自然景観と歴史ある農村景観を保全・継承するために、眺望を阻害する要因の排除や、耕作放棄地等への対策を含めた農地の維持保全に向けて、当該地域を特別景観区域候補地とします。



▲三太郎茶屋跡から見た内海(手前)と外海(奥)

(2) 赤木名地区特別景観区域【候補地】

赤木名は里・中金久・外金久の3集落からなる地域の総称です。

国指定文化財の赤木名城は貴重な中世山城跡であり、石垣が発達した琉球の城よりも日本の中世山城の影響が強いことが注目されています。

赤木名には薩摩藩統治時代に代官所（仮屋）が置かれたこともあり、奄美大島北部の政治・経済の中心的な役割を果たしてきた大きな集落です。赤木名に住んだ島役人の屋敷地は、石垣や生垣で囲まれており、奄美大島の集落ではほとんど見られない直線的道路で方形に区画された集落空間が形成されており、赤木名地区の集落景観を最も特徴づけています。

琉球的な基層を持ちながら薩摩の影響を強く受けた文化・景観が数多く残る地域であり、赤木名地区はこれまでも文化的景観としての調査や計画などがなされてきました。本計画では当該地域を特別景観区域候補地に設定し、今後、これら既往の取組みと連動しながら、特別景観区域の指定に向けた取組み・検討を進めていきます。



▲直線的な道路と石垣、生垣で囲まれた住宅

第7章 景観重要建造物等の指定方針

1. 景観法に基づく各種制度の活用について

(1) 景観法に基づく景観重要建造物等の指定について

本市には、地域の歴史や文化を今に伝える建造物や、地域のシンボルとして親しまれている樹木などが各所に分布しており、また市全域には、まちなみの骨格を形成する道路や河川、奄美らしさを演出する港湾・海岸等を含む公共施設が整備されています。

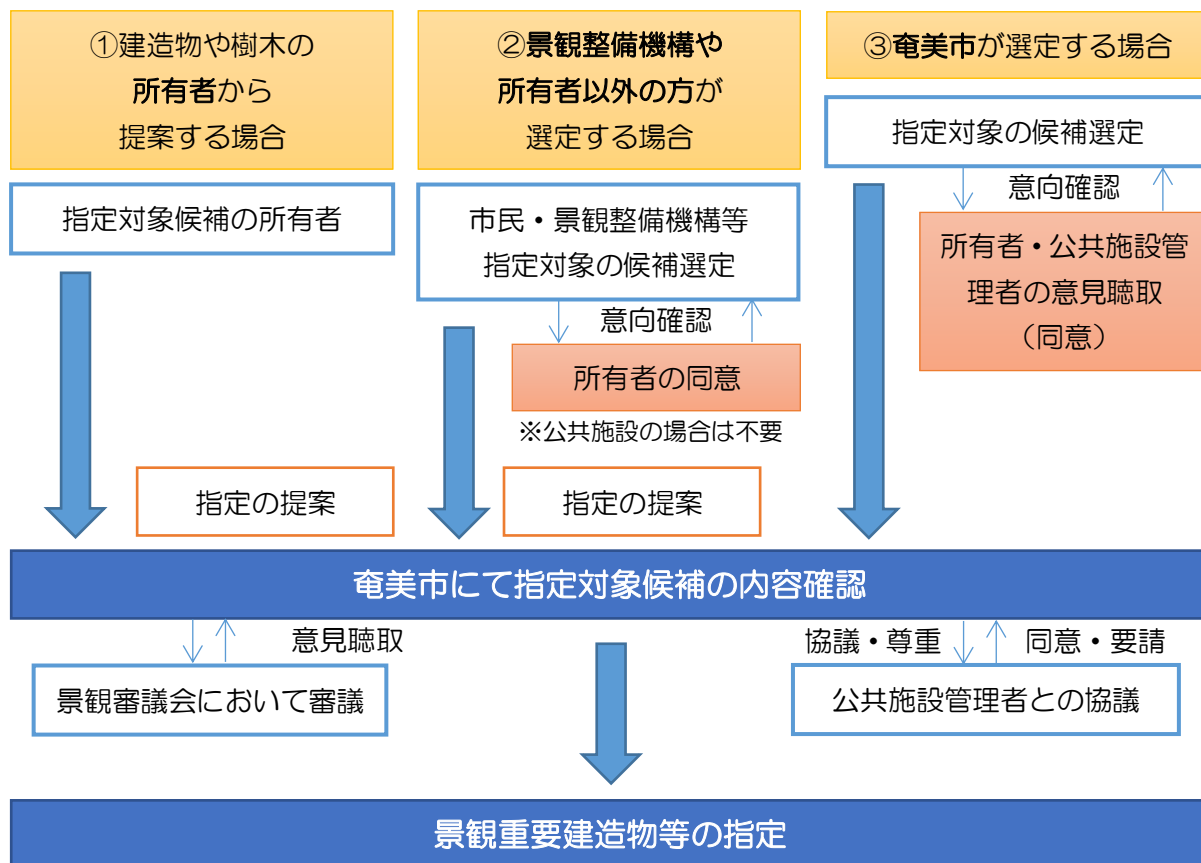
これらのうち、本市の景観形成を進めるうえで、特に重要な建造物や樹木、公共施設については、必要に応じて景観法（景観法第8条第2項第3号・第4号）に基づき「景観重要建造物」や「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」の指定を行うことができます。これらを指定することにより、市民共通の大切な景観資産として、整備の方針やルールを定めることができ、次世代へ継承していく景観シンボルとして活用を図り、地域の個性ある景観形成を推進します。

本計画では、景観法に基づいて「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定方針を定めます。また、景観形成上重要なその他の事項に示す「景観重要公共施設」の指定方針等を定めます。

今後、奄美市において、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」、「重要景観公共施設」を指定する際は、この方針に基づいて指定することが求められます。

(2) 指定までの流れ

下図に、景観重要建造物等の指定までの流れを示します。



■ 景観重要建造物等の指定イメージフロー

2. 景観重要建造物の指定方針

景観重要建造物とは、建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の景観特性を踏まえた上で、所有者の意見を尊重し、景観上重要な建築物、工作物を指定するものです。

景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転や除去、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更の際は市の許可が必要となります。

また、条例を定めることにより防火などの外観に係る部分について、建築規制の緩和や相続税の優遇措置など、建築基準法上の特例や税制による支援を受けることもできます。

今後、本市内に点在する歴史的又は文化的建造物のなかから、以下の指定方針に沿って建造物を抽出し、所有者や地域住民等の意見を聴くなど、総合的に検討・指定していきます。

- 周辺地域の良好な景観を特徴づける建造物
- 地域の自然や歴史、文化の特性を表している建造物
- すぐれたデザインや高度な技術が使われている建造物
- 地域の伝統的な様式を継承している建造物
- 街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組むうえで先導的な役割を持つ建造物
- 奄美市の観光名所となっている建造物
- 市民に親しまれ、愛されている建造物

※対象とならない重要建造物

- 特別史跡、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物並びに史跡名勝天然記念物として、指定又は仮指定されているもの。

3. 景観重要樹木の指定方針

景観重要樹木は、地域の景観上重要な樹木を所有者の意向を加味して指定します。景観重要樹木に指定された場合は、現状変更についての許可が必要となり、管理行為の具体的内容については条例を定め、その基準に沿って許可や命令、勧告を行うことができます。また、市や景観整備機構と所有者が管理協定を締結して管理をすることも可能となります。

今後は、以下に示す指定方針に沿って樹木を抽出し、地域の自然や文化などからみて、樹姿が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものについて、所有者や地域住民等の意見を聴き、総合的に検討・指定していきます。

- 地域の自然や歴史、文化の特性を表しているもの
- 地域のシンボルとなっているもの
- 樹齢、樹姿等からみて景観上優れているもの
- 市民に親しまれ、愛されているもの

※対象とならない樹木

特別史跡名勝天然記念物並びに史跡名勝天然記念物として、指定又は仮指定されているもの。また、景観重要樹木は、景観上重要な単体の樹木について指定するものであり、樹林地等の緑地を一体的に指定するものではありません。

4. 景観形成上重要なその他の事項

(1) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する事項

屋外広告物は、地域の景観を形成する要素の1つであり、利便性の向上や賑わいの創出に寄与する一方で、表示や掲出の仕方、設置する場所によっては、地域の景観を阻害する要因となることもあります。そのため、屋外広告物については周囲の景観特性を考慮し、統一感のある表示にするなど、適切に規制・誘導を行うことが、良好な景観の形成に向けた重要な取り組みの1つとなります。

現在、本市では、鹿児島県屋外広告物条例に基づき、禁止地域や制限地域が指定され、一定の規制が行われていますが、今後、必要に応じて本市の景観上の特性をふまえた独自の規制・誘導のあり方についても検討を行います。

(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つです。

これらの公共施設は、市民、来訪者を問わず多くの人々が利用する空間であるとともに地域の景観に対して大きな影響を与えます。

本市は、良好な景観の形成に重要な公共施設について、公共施設管理者との協議・同意に基づき、「景観重要公共施設」として指定します。

①景観重要公共施設の対象

景観重要公共施設の対象は以下のとおりである。

- (1) 道路法による道路
- (2) 河川法による河川
- (3) 都市公園法による都市公園
- (4) 海岸保全区域等（海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域等）に係る海岸
- (5) 港湾法による港湾
- (6) 漁港漁場整備法による漁港
- (7) 自然公園法による公園事業に係る施設
- (8) 津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設
- (9) その他政令で定める公共施設

これらのうち、良好な景観形成のために重要な公共施設の質の向上、改善を行うことで、本市らしい良好な景観形成を目指します。

また、公共施設管理者は、市に対し、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請することができるとともに、追加又は変更を要請することができます。

②指定の方針

本市では、下記の(1)～(4)に該当するものを景観重要公共施設として検討していきます。

- (1) 広域景観の骨格となっている公共施設
- (2) 本市の玄関口となる公共施設
- (3) 本市の特徴を表している公共施設
- (4) 本市にふさわしい魅力ある景観形成が必要な公共施設

③指定後の全体整備方針

景観重要公共施設として指定された場合の全体整備方針は下記のとおりとします。また、今後指定された公共施設については、それぞれの特性に着目し、個別に「整備に関する事項」と「占用等の許可の基準」を設定します。

<p>(1) 道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かで潤いある道路景観の形成、山当ての通りなど、通りとしての眺望を保全・整備するため、電線類の地中化をはじめとする配線方法の工夫を検討するとともに、街路樹や植栽帯の整備を進め、その適正な維持・管理を図ります。 ・歩行者が安心して歩くことができ、また、歩行者の回遊性を高めるため、歩道の形態、色彩、素材を工夫し、バリアフリー化や地域の景観特性に応じた舗装のグレードアップを図ります。 ・ガードレールや街灯などを設ける場合は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺景観との調和を図ります。 ・擁壁や法面は緑化に努め自然環境に近い沿道景観の形成を図るとともに、種子吹付工法等を用いるにあたっては周囲の植生に影響を及ぼさないよう配慮します。
<p>(2) 公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や来訪者の憩いの場として、四季の変化を演出するものや奄美らしさを感じられる樹種など、シンボルとなる樹木を積極的に植樹します。 ・植栽、植樹においては、利用者の安全性に配慮して、事故や犯罪発生の危険性が高まる死角が生じないよう適切な配置計画を行います。 ・いつでも美しい景観を楽しめる場とするため、植栽の剪定、遊具等の管理及び清掃を適切に行うよう努めます。
<p>(3) 河川</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水害予防などの安全性を確保しつつ、護岸には石材などの自然素材又はこれを模したものを使い、できる限り自然環境に近い河川景観の形成を図ります。 ・河川敷などを利用して河川への親水性を高めるとともに、散策路や広場空間など、市民や来訪者の憩いの場として積極的な活用を図ります。 ・堤防敷などを利用した並木道については、水害予防などの安全性との調和に配慮しながら、市民や来訪者の身近な散策路として適切に保全・管理していきます。
<p>(4) 港湾 漁港 海岸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾・漁港の安全性を確保しつつ、消波ブロックや離岸堤には石材などの自然素材又はこれを模したものを使い、できる限り自然環境に近い海岸景観の形成を図ります。 ・漁業用施設等は、形態、色彩、素材を工夫し、背景となる山並みを含めた自然景観との調和を図ります。 ・海岸植物、砂防林、砂浜等の保全に努め、周囲の自然景観との調和に配慮します。
<p>(5) 建築物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望景観を阻害しない施設の配置や高さ、色彩の設定に努めます。 ・施設の配置は、道路より後退し、圧迫感を緩和するよう公共空間の確保に努めます。 ・施設が大規模となる場合は、壁面分節化等により連続性のあるまちなみの確保を図ります。 ・敷地内の緑化をはじめ、壁面や屋上緑化などに努め、周辺の景観にうるおいを与えるよう努めます。

(3) 景観農業振興地域整備計画に関する基本的事項

森林が多く、平坦地が少ない本市では、営農者の高齢化や農業就業人口の減少などを考慮しつつ、サトウキビ畑を始めとする農地の荒廃防止を図るとともに、地域の伝統的作物の振興など、奄美の景観農業振興に努めます。

特に笠利地区のサトウキビ畑など、景勝地ともなる農地の景観再生は、奄美固有の地勢や歴史、人々の暮らしのなかで形成されてきたものであり、特徴的な本市の景観特性を語る上で、非常に重要な意味を有しています。

こうした農村景観は、奄美の原風景を継承する資源であるという観点からも、維持に向けた取り組みが重要です。

景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導

- サトウキビ畑の保全と景観に配慮した農地づくり
- 奄美の風土を継承する景観作物の栽培
- 集落全体の共同作業を支援など
- 農地等と一体となって農業景観を構成する工作物保全（高倉など）

こうした取組を進めていくために、関係行政機関と住民等が協働しての景観農業振興に取り組む場の提供を検討するとともに、地方公共団体、農林漁業団体、住民等が参加する協議会の設置などを検討します。

景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導するための景観整備機構づくりに向け、公益法人、NPO法人の指定制度や専門家による情報提供、住民合意に向けたコーディネートの実施を検討します。

さらに、協議の勧告に係る農地の利用権を取得し、農地を景観的な視点から管理し、景観作物の育成等を進めるなどの取組を検討します。

こうした取組を具体的に協議するため、今後、必要に応じて、地域の特色ある農村景観の保全・創出に向けた景観農業振興地域整備計画の策定について検討を行います。

(4) 自然公園法の許可の基準

本市は、陸域の13,210haが、海域は33,082haの一部が奄美群島国立公園となっています。また、優れた自然地及び野生動物の生息地等の保全を目的として、笠利町の南東部の海域が自然公園地域に指定されています。

これらの区域内における工作物の建築、木竹の伐採、土地の形状変更等、一定の行為については、これまでも自然公園法に基づき、許可制または届出制による規制が行われています。

今後、本市の景観上の特性を踏まえて、更なる上乘せの基準の設定が必要となった場合には、関係機関と連携を図りながら検討を行います。

第8章 景観形成の推進に向けて

1. 関係法令等の横断的な活用

景観資源は、その自然的立地環境に加え地域の歴史、伝統文化など、さまざまな要素が絡み合って形成されています。

こうした地域の背景を考慮に入れながら良好な景観形成を図るためには、それを実現するための規制、誘導について、関係する法令に基づき、一体的かつ横断的な取り組みを継続して展開していく必要があります。

(1) 文化的景観との連携について

文化財保護法に基づく文化的景観については、「赤木名地区文化的景観調査報告書」が平成28年3月に奄美市教育委員会によって作成されており、赤木名地区の貴重な文化的景観を適切に保存計画し、地域固有の土地利用の歴史や生業の姿を今に伝え、地域活性化に資する資源として市民が広く活用を図り、将来にわたって保護するための基本的考え方や方向性が示されています。この取り組みは奄美市の都市計画や本計画と連動し、市民共同で取り組むものです。

(2) 地区計画制度や景観協定制度的活用について

市民の身近な生活に根ざした景観形成を進める上で、景観法では、地区の計画的な整備と良好な景観形成が同時に求められる場合、景観地区と同様の仕組みを地区計画に導入することが可能となっています。

今後、住民の意思による生活環境の整備を目的とした地区計画制度を活用して、良好な景観の誘導を図ることや、景観協定制度的により、市民が中心となって、良好な景観の維持・増進を図るための制度の啓発・普及を進めます。

2. 協働による景観づくり

良好な景観の形成は、市民、事業者、各種団体、行政など様々な人の取組により実現するものです。これまで、主に公共事業として行われていた景観の整備は、今後、景観法に基づき個別の建築行為や地区レベルでの景観環境の改善へと移行していきます。

(1) 市民、事業者、行政等の協働による景観づくり

景観に関する施策の展開が市民の身近なレベルで行われるようになることで、市民や事業者等の参画の機会が拡大します。

多くの市民、事業者、各種団体が参画した協議・調整型の景観形成推進方法を中心とするため、行政との協働による景観形成への取り組みを進めます。

(2) 景観整備機構の指定

市は、景観行政団体として良好な景観の形成に向け、本市で活動するNPO法人や公益法人について、景観整備機構として公的に指定し、取組を支援することができます。

また、指定された景観整備機構は、所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理を行うことが可能となるとされています。

今後、本市において景観形成に関するNPO法人や公益法人が景観整備機構となるよう積極的に支援します。

(3) 助成、表彰・認定制度の検討

市民等による景観保全・整備の一層の推進を図るために、良好な景観づくりを行ったと認める行為に対する助成、良好な景観の形成に寄与する優良な建造物の認定、優れた景観づくりの活動などに対する表彰制度の創設を検討します。

(4) 奄美市らしいカラーの選定・使用の推奨の検討

本市の自然景観や歴史・文化に結びつくような、奄美市らしい色（カラー）を選定し、建築物等への使用を推奨することで、統一感のある、趣深い景観の形成につながります。その選定にあたっては、より広く市民の意見を反映することで、親しみの持てるカラーとして市民や事業者に浸透していくことが期待されます。

今後、奄美市らしいカラーの選定・使用の推奨について検討していきます。

(5) 観光・訪問者による景観保全

市民や事業者、行政のみならず、奄美市への観光客等を含む様々な来訪者の理解と協力も、良好な景観形成を図る上では重要な要素となります。景観形成に関する情報の発信や、観光会社等との連携により、奄美市の景観の価値や魅力を感じていただき、来訪者一人ひとりも景観形成の一員であると認識いただけけるよう図ります。

3. 良好な景観形成へ向けた体制づくり

(1) 推進組織

市民、事業者、行政等の協働により良好な景観形成の成果をあげるため、景観づくりの組織を構築し、本計画に基づく景観形成を総合的かつ実効的に推進します。

(2) 総合的な推進体制の構築

本市は、景観行政団体として自然環境や生態系の保全、地域文化の継承、市街地環境の整備などの景観形成に関する主要施策の推進とともに、届出に対する規制・誘導等により、景観づくりの実効性を確保していきます。このため、具体的な推進組織等の構築を進め、総合的な推進体制を構築する必要があります。

また、市民が中心となった景観づくりを推進していくために、景観づくりへの啓発・支援に向けた体制づくりが必要となります。

このため、本市の景観づくりの体制を強化・周知するためのキャンペーンや研修会などの場を設け、景観づくりに対する理解を深めていきます。



奄美市景観計画

発行/鹿児島県奄美市

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

TEL:0997-52-1111 <https://www.city.amami.lg.jp>